

Title	橋守部撰述現存諸稿本とその成立に就いて(二)
Sub Title	
Author	平澤, 五郎(Hirasawa, Goro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1982
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.19 (1982.) ,p.47- 191
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	阿部隆一名誉教授追悼記念論集
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000019-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

橋守部撰述現存諸稿本とその成立に就いて（二）

平澤五郎

記紀の研究

日本書紀

稜威道別・温源錄稿・神代紀心覚・神代紀索引・道別対照・附旧事紀直日

稜威道別

「稜威言別」と並び守部生涯の課題となつた日本書紀総釈は、総論二巻、神代紀九巻、神武紀二巻を以つて未完のままに終校となるのであるが、その総論二巻に誌す守部の古代觀はその道の論と共に就中その分析的な方法論に於て、当代的潮流に特異な観点を劃するものであった。

既に文化文政期、その著作活動の劈頭期、「神風問答」（文化十三年）、「古訓古事記頭書」（文政二年）、「神道弁」（文政三年）などに、未熟ながらも緒業の一端を窺い見るのであるが、なかでも、「古訓古事記頭書」（国学大系所収「古事記密語頭書」）緒言数葉には、宣長學統に於ける没批判的古学に対する駁論と、いづれ後の古記典解釈の鍵鑰となる「稚

「言談辭弁」の萌芽が見出され、古伝説に見る「実事の中に戯れをそへ戯れの中に実事をくはへ」たる彩どりを弁別する一種の合理的方法論が提示されているのである。

しかしながら、以下別記諸稿本に見るが如く、その實際の企劃と着稿は猶十余年の歳月を閲しての後のことである。

「心の種」（天保九年刊）下巻追記の「其すぢ／＼の書目」に、

「第一に改めたき事は、神の道のとき」と也云々……中略……守部は、いさゝか神さちやありけん、はやく。り、かの二人の大人を信じながら、神の御上のさだ、道の論などは、はじめよりえうけず、たゞ勿躰なく覚えければ、別になして、学び来しを、さりとて外に考へもなく、歎きながら過つる内、家に聊か伝へたる事のあるにもとづきて、初念のほい空しからず、数十年苦学して今は十年あまり以前につひに眞の解ざまをさとり得つ、よろこぼしきあまりに、とみに筆をとりて、しるしおける、即書目に出せる、稜威道別是也、今より後、かのときじとをあかず思はん人々は、猶よく此道別を補ひ助けて、彼大人達の志に、むくいてよかし、と、道別着稿を前にして回顧している。右文中に、「家に聊か伝へたる事のあるにもとづきて」というのは「橘の昔語」（天保十四年浜子序）に云う「わが家に古き神秘の口決あり」と口述する家伝の秘説を指すのであろうが、そのいささかほほえましい誇大な口吻はともかく、「数十年苦学して」と記すのは幸手移住以来の初念である神典の「眞の解ざま」であったことは、上記の初期著述にも窺うことが出来よう。そして、「眞の解ざま」のさとりを得たのを「今は十年あまり以前」と記している。天保十四年を過る十年余りといえば、恐らく文政末から天保年初を想起してのことであつたろう。

「山彦冊子」一名難語考」初編三巻は、「天保二年辛卯十一月刻成」の刊記をもつ、その巻末附載「池庵橘守部大人著述

目録」に、

古史鈎玄冊 此書はもはら日本紀古事記旧事本紀古語拾遺祝詞等の旧辞につきて近世古学者の惑説を弁し初て古傳説の意味深長なる奥旨を解ク事を考出られて巨細に導き諭されたる書にしあれば此書に寄て学ぶ時はゆうくに神典の難き疑問も開ラけぬべきなり

と記し、「稜威道別」の前身たることをうかがわせる。文政十二年成立と推定される「待問雜記」前編（自筆稿本）下巻末にも、その付記に「鈎玄雜錄 五冊 近輯」の類題書名を記している。両書は共に現存せず、果して成稿におよびしかいなかも審らかにしないが、「道別」初度の草案とすれば、「心の種」に回想する十余年以前のこととなり、相呼応するのである。守部五十歳を前後するの頃である。

「稜威道別」の旧稿、明らかに初稿本として現在確認されるのは斯道文庫藏「温源錄稿」卷一・二（稿本14）である。両巻は「道別」総論にあたり、その内容も、卷一、前の釈トキゴトの論、御伝風ミソメハザの論、談詞カタリコトハの論、卷二、古伝の心得様サダの論、古伝の釈法の論トキサマ、の五項目を標とし、後の「道別」総論に於ける「神秘第一条 旧事本辞ノ差」、「神秘第二条古傳説ノ本義」、「第三条 雉言談チナナシトカトリゴト辭ノ弁」の三条に相当する原案がやや粗且つ雑然ながら確立するにいたっている。その執筆期は天保四・五年頃と推定され、さきの「古史鈎玄」の腹稿をうけてのことかと思われるのである。「稜威道別」の第一稿は現在の諸稿本からみてこの「温源錄稿」にはじまるとしてよい。

この書名が、現在の「稜威道別」と冠せられるのは、右の「温源錄稿」の続稿、あるいは改稿本である斯道文庫藏「温源錄稿・稜威道別」卷三・七（稿本15）からである。天保六・七年から八年頃のことであろうか。「温源錄稿」卷三から卷七にかけての途路、同一稿本執筆の間に書名改題のことが起ったのは後述（該本解題）する」とくである。左記の「心の種」巻末附載、「池庵北畠守部先生著述畧目録」に、「○稜威ノ道別 十五卷 一名神典古義」と見え、

前者「温源錄稿」との間に、「神典古義」の書名—「稜威道別」を一名「神詠古義」と併称するとの対応してか一を挟んで、この天保九年六月の予告著述に、その書名を新たに誌しているのである。

其後、嘉永四年—守部没年同二年五月—「稜威道別」初帙五卷五冊は上梓されるが、その最晩景にいたるまで初念の執着を持して諸稿本の改訂、改稿本は次に掲げるごとく、二十年の星霜を閲して改補に改補を重ねてるのである。

一 板本

稜威道別 卷之一～五 嘉永四年刊 五冊

附 無窮会神習文庫藏「稜威道別抄録」井上頬凹抄写本 一冊

二 写本

(A) 定稿本系統諸本

- | | | | | | |
|--------------|--------|-----------|----|---------|-------|
| (イ) 稲威道別原本 | 存卷六～十一 | 自筆 | 六冊 | 斯道文庫蔵 | (稿本1) |
| 稜威道別 | 存卷六～十一 | 橘冬照筆 | 六冊 | 斯道文庫蔵 | (稿本2) |
| 附 稲威道別 | 存卷六～十三 | 明治六年池田正平筆 | | 神宮文庫蔵 | |
| 稜威道別 | 存卷六 | 筆者未詳 | 一冊 | 国立公文書館蔵 | |
| (ロ) 稲威道別 | 存卷之一～八 | 自筆 | 八冊 | 天理図書館蔵 | (稿本3) |
| (ハ) 稲威道別 | 存卷之四～五 | 自筆 | 二冊 | 斯道文庫蔵 | (稿本4) |
| (B) 未定稿本系統諸本 | | | | | |
| (イ) 稲威道別 | 存卷三～五 | 自筆 | 三冊 | 斯道文庫蔵 | (稿本5) |
| (ロ) 稲威道別 | 存卷第三 | 自筆 | 一冊 | 斯道文庫蔵 | (稿本6) |

稜威道別	存卷第四・五	自筆	二軸	静嘉堂文庫蔵	(稿本7)
稜威道別	存卷六・九	自筆	四冊	天理図書館蔵	(稿本8)
稜威道別	存卷六・十三	筆者未詳	八冊	無窮会神習文庫蔵	(稿本9)
附 稜威道別	存十三卷	筆者未詳	六冊	栗田文庫蔵	(未見)
(ハ) 稜威道別	存「卷三」	自筆	一冊	斯道文庫蔵	(稿本10)
(ニ) 稜威道別	存卷一・二(総論)	橘冬照筆	二冊	斯道文庫蔵	(稿本11)
(ツ) 稜威道別	存總論・「卷四・七」	自筆	三冊	斯道文庫蔵	(稿本12)
(メ) 稜威道別	存「卷三」	自筆	一冊	天理図書館蔵	(稿本13)
(ト) 温源錄稿	存卷一・二	自筆	合一冊	斯道文庫蔵	(稿本14)
(チ) 温源錄稿・稜威道別	存卷三・七	自筆	二冊	斯道文庫蔵	(稿本15)
附 神代紀心覚	自筆	一冊	天理図書館蔵		
神代紀索引	自筆	一冊	天理図書館蔵		
道別対照	自筆	一冊	斯道文庫蔵		

上記諸稿本の成立次第は以下解題に詳記したので、此處ではその概要を略記することにする。「温源錄稿」卷一・

二(稿本14)成稿後、「メ「稜威道別」総論・「卷四・七」(稿本12)に至ると、漸くに総論・釈註は整備され、本格的な、註釈書としての体裁を整えるのである。総論末に記す日付は「天保十五年五月廿五日」である。朱墨補訂の著しい草稿本ながら、その補訂に従えば、定稿本に見る「古記典之一・四」と、神秘第一条・第四条、即ち、「○旧事本辞ノ差」、「○古伝説ノ本義」、「○稚言談辞ノ弁」、「○天黃泉幽現顯ノ大意」と、後の神秘五条の核心をなす秘説四ヶ条

を以つて構成し、その面目を一新するのである。釈註に於ても「総論」の方法論を踏え、現「稜威道別」にと第一歩を確実に踏み出している。猶留意されるのは総論卷末に付記する「道別」執筆に関する「凡例」である。該本解題中に全文を掲出したので省略するが、この期の執筆状況を辿る上にも参考すべき資料である。其後、この「総論」に沿つて改稿されたのが、(2)冬照書写本「総論」二巻(稿本11)である。現在自筆本の所在を明らかにしないが、定稿本同様に両三序と自序を備え、卷一を古記典之一～五にあて、卷二は神秘第一条から第五条を完備し、「総論」の第一次成稿本と想定されるのである。本稿本にも前者の「凡例」を改補繕写している。かく「総論」の整備を経て後、(B)未定稿本系稿本の完成稿となつたのが、斯道文庫・静嘉堂・天理図書館等蔵本、稿本6以下稿本8である。その料紙には、板下本下稿ともすべく用意された匡郭付の専用紙に繕写され、恐らく「稜威道別」第一次成稿本であろう。筆者未詳ながら無窮会神習文庫蔵本(稿本9)に卷六～十三が転写されているので、さきの冬照書写本「総論」二巻を冒頭に据え、神代紀九巻、神武紀二巻を以つて編成された完成稿であったかと推定されるのである。しかし猶稿後には、再び、推敲、補正の添削を余儀なくしたのである。前記稿本(稿本6～8)には無慚な斧鉄の跡が随所にとどめられるのである。

この加筆補訂稿を境に斯道文庫蔵本(稿本5)の如き暫定的経過はあるが、斯道文庫蔵本(稿本4)・天理図書館蔵本(稿本3)の再度の改稿を経て、定稿本「稜威道別原本」(稿本1)に到達し完稿の運びとなるのである。それは、まさに驚嘆すべき入念と執着の連続の成果であつたとも称すべきであろう。

右掲諸本を未定稿本系統・定稿本系統と私に仮称したのであるが、未定稿本系統から定稿本系統への改稿の機縁となつたのは、直接には所引参照資料、傍証例の増補と整理、それに伴う叙述の簡頃化が主であつたかと思われる所以ある。卷第編成、紀本文校訂、同訓点等は右記自筆稿本6～8の過程で既に殆んど定着化している。所論自体に於て

も、その根幹に於て著しく変転するところは認められない。あるいは、ひとつには、記紀歌謡の總釈「稜威言別」の最終稿着筆時とも相関聯し、参考資料の充実と共に、両書相對偶すべく、構成・叙述上の再配慮が全般にわたり吟味検討されることもあつたのである。

しかし、別して留意されるのは、未定稿本系統(イ)稿本5は同(ロ)稿本6～8の右述増訂にとどまるが、定稿本系統(ハ)稿本4にいたると、後述する如く、「旧事本紀」の所引例が多見されることである。以後定稿本に於ても同様である。この事実は、稿本5以前の旧稿、即ち未定稿本系統と以後の改稿、定稿本系統とを截然とわかつてゐる。

「先代旧事紀本紀」に対する守部の評価を上掲諸稿本に拠つて略記すると、未定稿本系統稿本12に於ては、「古紀典之四」末尾に多田義俊の「旧事紀偽撰考」を引いて寸述するにとどまり、該書の資料的価値を説く「古紀典之五」は次の冬照筆稿本11にはじまるのである。その稿本11に於ては、「旧事本紀」の再検討が詳述され、全卷偽書説を否認して、

かゝれは其加筆は後の所為として見もてゆくに更に此紀にも古事記にも伝へ泄せし古伝も遺り、又神々伝、人の系統などもいと委しく、此書に拠て悟り知らるゝ事なんいと多かりけるさるをあはれ偽書といふ汚名の世に弘りてありければ今此道別の奥旨も半は此書に拠て悟りながら此書を引用する事のいと罕なるは他の疑を憚てなりけり。(傍点筆者)

と、その評価は著しく認識をあらたにし、傍点部分に見るが如く、本書が緊密に「旧事本紀」にかかることを強調している。が、しかし、猶積極的な検証としては書中に所引するのを躊躇しているのである。それが、定稿本系統稿本3に於ては、

此書近世おしなへて、偽撰といひふらしたれど、偽撰にしたてゝ、偽書にはあらず…………(中略)

こたひ其ちり疊りをおし拵ひて、人々のあらぬ疑ひをさやかに解キつ、すなはち旧事紀直日と名付て、其書十卷ナホビあり、そもそも書紀の釈を半途にして、さる考証をかきつる事は、此書に引用するに、世人の疑ひなん事を、恐れてなり、故レ其然る所以は、皆彼ノ考証にゆつりて、こゝにはたゞ、其ノ本に復して、目録を挙グ、

と記述するまでにいたる。因みに其目録は「旧事紀直日」と殆んど同じくしている。右文中注目されるのは、「旧事本紀」の考証と「旧事紀直日」の着稿が、「そもそも書紀の釈を半途にして」とどめ、「此書に引用する」ためであつたと推測されることである。前記冬照書写本「総論」に於て猶その所引に躊躇していたのに対し、本稿本では既に「旧事本紀」本文の整定を終了し、書紀の釈中の重要証例として援用されているのを告げている。又板本に於ても、同所に「故こたび、此ノ道別に引用せんとて、さきに其ノ然る所以を証して、旧事紀直日と云を稿せり」と記している。かく「稜威道別」稿本経過に於て、「旧事本紀」に密接に係るところが、記中にも、釈文中にも見出され、未定稿本系統の再検討を機にして、主要課題となつてゐるのである。此處にも両系統を敢て設ける一半の理由があろうかと考えられるのである。

扱、定稿本「稜威道別原本」(稿本I)の成立であるが、従来、未定稿本系統内斯道文庫蔵稿本12の成稿、天保十五年五月廿五日の識語の後、翌年のこととする。即ち、穿履集雜部上に、

弘化二年九月十七日伊勢皇大神宮の神嘗祭の勅使藤波三位卿祭はて、申し給はば此たひ禁裏におきて日本書紀の御会読はしめさせ給へりそれにつきて荒木田神主久老か日本紀観の落葉奉るへし又江戸人橘守部か稜威道別もかねて聞及はせり神官の中にしる人あらは其書奉すへしと仰ことありけるよし久守のかたよりいそき申おこせけるにつきて写させて奉るときそへて奉りけるうた

と見え、四首の歌を誌していることから、この弘化二年九月の期日を以つて、その定稿本の終了とするのである。

しかし、果して此年紀を以つて、「稜威道別」定稿本の完成と認められるであろうか。それは上述した「旧事本紀」の考証と「旧事紀直日」の整定とが、猶此期に着手されていたか否かが疑問であるからである。「旧事紀直日」序文末凡例には「此書をかくいそきたるは、稜威道別を、書キ改めんとてなりければ、只誤字、落字を改て、引用んためにそある」と断り、その奥に「弘化の四とせう月のはつかの日 橋守部」の年紀を誌している。記述に従えば、「道別」の改稿—定稿本系統と想定される—は「直日」脱稿以後とならねばならず、それは又前述天理図書館蔵本（稿本3）「総論」の記とも呼応するのである。もうとも、板本「総論」には「旧事紀直日ナホビと云を稿せり」ともしるし、又、「委き事は、直日の稿を脱せん後、披き見へし」とも両様に記し、厳密には「直日」完稿後の改稿ともいいがたいが、尠くとも着稿、着手後のことであつたろうことは推定しうるのである。従つて、この改稿、定稿本系統は未定稿本系統の第一次完成稿—稿本6、8—の後をうけ、「旧事本紀」の考証、「旧事紀直日」執筆と相併行し重なりながらに進められたのではなかろうかと推測されるのである。

一方、弘化二年九月の献上本は、現在その所在は確認しえず、未詳といふほかはないが、未定稿本系統の第一次完成稿を以つてあてられたのではないかと、臆測されるのである。以下天理図書館蔵本（稿本3）、斯道文庫蔵本（稿本6）、同蔵（稿本11）等解題備考欄、その他にも関聯事項として重複し縷述するところが多いので併せ参照を請い略述するにとどめる。

「稜威道別」成立経過は右略記したのみにても多岐錯綜する諸稿本の過程の中にあつて守部ならぬ余人の推測を以つては既に解明しがたい諸点が存する。以下の解題は、煩雜縷述にすぎる嫌いは充分に認めながらも、諸稿本相互の関係から、その成立過程をいささかなりとも辿ろうと意図したものである。諸稿本の詳細については、各本解題にゆすることとし、猶その構想・編成・本文校訂等諸点につき、大概の経過を以下に併せ記し、本解題の目安としたい。

まず、その構想であるが、「温源錄稿」に於ては、卷二卷尾に、

さて今此書は、如斯しも本つ旧事を重みし、専ら古伝説の意趣の、覚り安かりなん事を、主として解なれば、語
釈までは得ことわらす、余りに此も彼も、混雜ヒューリックに釈んとせは、事も長く、煩しくなるへければとてなり、故レ
先々書紀を表にたて、其段毎に、一書のある限りを引付々、古事記も一書の一つに附て、其一段の意は、段毎に、
一書等の末に釈なり、

と記し、古事記をも「一書の二ヶ」として併せ古伝説の意趣を啓せんとしている。

次いで、天保九年刊「心の種」附載「池庵北畠守部先生著述略目録」には、「○稜威ノ道別十五卷」とし、前者と略同様の趣旨（温源錄稿解題備考に全文掲出）を述べ、

其駄裁は、書紀を本文に立て、古事記も、其一書の中にくはえ、諸の神書をも合せ、天地の初々より、崇神の朝迄を、精く釈せり。

と予告している。天保九年の頃までは、神代紀から崇神紀まで、およそ全十五巻の構想の許に執筆が目論まれていたものと思われるのである。

次に、未定稿本系(木)「稜威道別」(稿本12)総論末、凡例には、

と記している。天保十五年五月廿五日（該本識語）の頃の構想では、その朱訂傍書に従えば、前者の構想を改め、前編を神武紀まで綏靖以下を後編として、前後二編と結構している。しかし、現存当稿本は巻六（定稿本巻七）迄を存す。

るにすぎず、以下続稿については未詳である。又、卷第の編成は、本稿本は当初「総論」を全二巻と分巻するが、其後朱訂して全一巻と改められ、以下本文は巻二（定稿本巻三）より起稿され巻六（同巻七）に至っている。この巻第編成は前稿（天理図書館蔵本（稿本13）と次稿（斯道文庫蔵本（稿本10）もこれに準じてある。（二）冬照書写本（稿本11）は前者の「総論」改訂稿であるが、再び「総論」を全二巻にもどし、以後定稿本にいたるまで、この再編成を以って巻第を構成することとなるのである。又、前者と同じく、その凡例には、「かくて神武天皇御巻以上を前編とし綏靖天皇御巻以下を後編としてをこかましかれと稜威道別と名けぬ」とその構想を継いでいる。しかし、同稿本も又「総論」二巻を現存するにすぎず、其後の続稿は不明である。

前・後編の二編のこの構想は、恐らくあくまでも此の期の企劃であり、後編の執筆は腹案のままに終つたものと推測される。

未定稿本系統の第一次完成稿（稿本6～9）と目される稿本中、無窮会神習文庫蔵本（稿本9）は筆者未詳ながら巻六以下巻十三迄が転写され、神代紀に統き神武紀二巻を以つて終つている。この期に至ると神武紀迄十三巻、即ち前編は確実に成稿となつたのが同稿本によつて確認されるのである。因みに、全集巻十二上下の底本となつたのは同解題によれば、巻頭に「稜威道別十一」とある一冊本で、さきの旧稿巻第を襲つた稿本であり、全集編輯時に巻第を統一し、巻十二上下と改めた由である。因みに、当本の改稿本が無窮会本（稿本9）と推定される。又、未見ながら、「栗田文庫善本書目」中に見える「稜威道別」十三巻六冊の転写一本はこの第一次完成稿本の完本として唯一の伝存本であつたろうと推測されるのである。同書も十三巻と記しているのをみると、神武紀迄前論を以つて完稿となつていたものと思われる。

さきの前編・後編の構想はくずれ、以後改稿を重ねながら、定稿本—板本初篇五巻・斯道文庫蔵原本巻六～十一は

卷十一、神代紀を以つて擲筆することとなつたのである。

日本書紀の本文・訓点に就いては、未定稿本系統、斯道文庫蔵(2)冬照書写本（稿本11）「総論」未凡例、(3)同蔵自筆稿本（稿本12）同凡例に、その趣旨を明らかにしているので、以下にこれを挙げて贅言を避けることにする。

まず、本文については、冬照書写本に一^木自筆稿本¹²に比しやや詳述す。

本文の異同ははやくよりあまた校^{合せ}つれともそれをこゝに一々ことわらんもうるさかるへければ誰も見しれる世の普通の本に先づ従ひてとけりさてそのうへに必ず然は有るへからず見えたるは他の善本に就て改めてときつて其中に脱字、衍文、攬入等、又或は後の加筆と見ゆめるなとは必ずそのよし委くことはるへきなれと別に六国史校合録もあれは其レにゆつりて只一わたりつゝ云り、

と記す。猶確認を懶るが流布印本に基づき他本一上記に善本、稿本中に古本とあり一を以つて取捨選択し、所謂守部校訂本が漸次作られている。校訂本文は「温源錄稿」時代にも既に見え、改稿と共に次第に定着し、未定稿本系統成稿（稿本6~9）に於て略整定されるに至る。其後も僅かながらの改訂が散見するが、定稿本系統ハ自筆稿本4に於て固着している。その校訂は云うまでもなく、守部の解釈上の恣意によるところも尠くない。

次に、その訓説については、未定稿本系本自筆稿本12同凡例に、旧稿、次稿との推移を、朱筆補訂の経過の間に提示しているので、次に掲出すると、

訓点は古語の条は古語をほっこし漢文の条は漢文ふとによめり此紀は物語にことわることくへたひ漢文に翻訳しきるはしひて古語をほっこせり亦た「獨色」の為に全くの漢意を加へたるは漢籍ふりに点せり是も記者の意なりければ(りければ)それは(りければ)ト町スたれとさすかに重き事の上には古語をたすけてさすかに訓注をさへほこしたれば其心してよみわかつべきもの

と朱訂を補い、その方法は鮮明である。その訓点は初期稿本に於ては顯著に異同し、和訓は時に独断の嫌いがなくなり、その點で朱訂の訓点は確実性を増す。

もないが、「温源錄稿」卷三（稿本15）釈文中に「さて今本文を、如此様に訓ムわさは、賀茂、本居ノ翁等の、物を訓ムりしみりに効ひて、よむ所なり」と断り、両先学からの影響を素直に認め、又それに効つてゐるかと思われる。或は又、「温源錄稿」卷一・二・三（稿本14・15）などに於ては、各段末尾に、書紀本文に旧事風の復元を試み、「所謂宣命書と云に効て」、古格・雅正を再現すべく創案を以つて例示するなど苦心の跡も辿られるのである。さすがに、その試作は「温源錄稿」本をもつて熄んだが、古語附訓の経緯は改稿と共に異同をしるし、これも又、本文同様に未定稿本系統成稿（稿本6～9）期に定稿本と略同じくし定着してゐるのである。

猶各稿本の内題下の署名は、未定稿本系統の「温源錄稿」をはじめ、（天理図書館蔵本（稿本13）、（内斯道文庫蔵本（稿本12）、（内斯道文庫蔵本（稿本10）等、この系統本には「橘守部謹撰」を記し、その完成稿に近づくに従い、冬照書写本（稿本11）、第一次成稿本（稿本6）以後定稿本系統では、「橘守部畏々撰」と改められ、略稿本を二分してゐる。

又、序文は、未定稿本系統、（内斯道文庫蔵本（稿本12）に、天保十三年長月朔日付のある仮名交り文の自序が据えられるのをはじめとして、同（内斯道文庫蔵本）冬照書写本では、出雲宿禰尊孫序（天保十四年五月十日誌）、荒木田久守序（同年六月誌）、青木永章序（同十五年七月誌）、守部真名文自序（同十三年長月朔日誌）の各序を既に完備してゐる。以下、定稿本系統とは僅かな語句上の相違を散見するほか上記各序はその日付を同じくして早くから用意されていたものと思われるのである。

以上、「稜威道別」前編十三巻の概要を粗々採述したのであるが、その初稿本「温源錄稿」にはじまる稿本の経過は、天保のはじめより二十余年、特に嘗々孜々として、その学問上の生涯の半ばを消尽し果てたとも称言すべき「神の道の論」の究明であった。その意味では、寧ろ神代卷十一巻、かく前編として、それは終るべき命数にあつたかもしない。しかし、その「道の論ひ」は、こと志ことなり既に顧みられるところ尠く、寧ろその分析的方法論に彼

の怜俐な機能性が再認識されるのであらうか。ともかく、伝存諸稿本は、夥しい著述の中には、他の諸本に比し書写、転写する伝本が尠い。が、それは、わけても秘して許すことがなかつた、いわば、守部の秘伝の書でもあつたからである。

稜威道別 卷之一～五

嘉永四年刊

斯道文庫藏

袋綴、五冊。縹色布目空押表紙、堅二十六・六纏、横十八・五纏。匡郭、四周單刃、堅二十八・纏、横十五・二纏。毎半葉、本文七行、釈文十行一字下げ。板心、「稜威道別」、下方に丁附す。卷之一、「一之一」(～四十八)一内、序(十二丁裏迄)一、卷之二、「二之一」(～五十一)一、卷之三、「三之一」(～五十七)一、卷之四、「四之一」(～六十一)一、卷之五、「五之一」(～六十六)一内、跋文自六十四表至六十六丁裏一と記す。

題簽、短冊形白紙(表紙左肩)に、「稜威道別一(～五)」、内題、「稜威道別卷之一(～二)」、「稜威道別卷第三(～五)」とそれぞれに刻している。署名は卷之一及び卷第三の内題の許に「橘守部畏々撰」と記す。

各冊見返しにはいずれも封面書題はなく、卷之一巻頭に、次の三序並びに自序を附す。

石上古事記。機城島能日本紀乃ト御言者。世丹夥可礼杼……(中略)……奇之伎可母。靈幾迦毛。今般乃道別尔
説類旨止羽。真清乃鏡照之合為流二。弥淨久明香丹。悟理所知行米類我。喜之俱悦煩四九天。称辭勢良例奴。
真都夫佐奈利也。日本紀乃成之移破礼。字倍那里也正語談言乃差。妙南離耶。天上黄泉之直香。其余之秘事
等。孰加尊可良邪羅牟。翁者我道之塙土老翁叙可云。天保十有四年五月十日。称而卷之片端爾誌。

天日隅宮御杖代

出雲宿禰尊孫

よろつた事時いたらねはならす時のいたるは神の御心なりまるか父荒木田神主^{ミタカミ}は水くきの岡部の賀茂の大人をいたく貴めりしは誰もしことくにそある然はあれどちはやぶる神代のことはいまた時到らすけたし此古語学ひの末にいたりて殊に神のみたまよせ給ふ人出へしといはれき今この稜威道別を見おとろきてあまりあやしく貴きまゝに……(中略)……

且は吾父神主のゝたまひおかれし言のたかはさりしもあやしきあまりに思はず一言をしるすにも

今よりは尊き神の神語もまよばて見へきこれのとき言

天保十四年美南月

皇大神宮権禰宜

従四位下 荒木田神主久守

……(前略)……石上古事記は。怪しきこと。量なきことのみおほく。空見つ日本紀は。言さへく。漢風の所狹中に。ゆくりなき古語の訓をくはえ。本の件と。一書の条とは。這葛の。己が向々行わかれて。そのこゝろ反対に乖へるなもある。いかなる識者ならんとも。こをはいかてか。一つ意に解あへむと。思ひわたりつるに。あやしきかも。奇しきかも……(中略)……只難き物とのみ思ひしに。常盤なす。石よりかたき真鉄も。火以てとけは。如此しも安く解ぬるものかとて。日もうつらうつら。見めてつゝ。しるす。天保の十五年七月

月望日

長崎諏訪大神につかへまつる

前大宮司

従五位上 青木永章

と、三序が誌され、次いで、守部の自序が見える。自序の奥に、
天乃八重柵雲袁。稜威乃道別余道別而。天乃御照。国能御光乎。掲出多流。此稜威乃道別叙余。搔別漏之隈々

波^ハ。又後之益荒雄搔分称^{マタノチノマスラヲカキワケテ}。
大御代之号乎^{タカミヨノナツク}。天保云十有三年^{アメノタモソチトセ}。君代遠千五百長月朔日^{キミガヨフチホナガリキタチノヒカミヨコトノトセ}。神世事乃再^{フタヒビヨニトヨサカノボル}。世尔豐榮昇^{アサヒノカゲツマチトリナカシヨミ}。朝日能影平待取而^{カシヨミ}。畏^{ヘシ}毛識^{モシルス}

と記す。

又、卷之二の奥に、跋文（後掲）を記し、

天保十五年五月廿五日

橋守部畏々謹識

と記し、自序末の「天保云十有三年」の年紀とは相違しているのが注意される。

卷第五巻末には、門弟中村正富が、

……（前略）……おのか友とちうつし伝へてふたつなき玉とひめおきしをよろこほしきかもおむかしきかもこたひうみのみこ冬照大人いたく勤しみたまひて梓にゑらせたる社またなくいかしきみいさとなりけれと海人のさか手をうちてよろこひあへり……（中略）……この書とゝもに皇神のしきます嶋のやそしまおちす谷謨のさわたる極みいゆきわたらすとおもへはたのもしくよろこほしきまゝにかく称言かきしるしつ御代の名を嘉永ちふよさせ正月の十日の日

大江門 中村正富

と、日付のある跋文を載せている。両三序、又跋文は、その性格上、本書の称言に始終しているが、一方また「稜威道別」に対する評価の一端を語るものであつたろう。

「稜威道別」五巻五冊の初帙は僚巻たる「稜威言別」三巻三冊と共に相前後し、跋文の日付に記す嘉永四年正月頃

に刊行の運びとなつたのであらう。次に附記する神宮文庫所蔵の、その装訂を飾つた特製本には、卷第五後表紙見返しに「嘉永四年正月発兌 椎本藏板」の刊記があり、上梓と発兌の年時が確認される。

又、嘉永三年正月発兌の日付のある「稜威言別」三巻初帙の後表紙見返しの奥付には、同書の既出、嗣出予告と並び、「稜威道別 初帙 五冊 既出／同 二帙 五冊 嗣出」（稜威言別解題参照）と記しているところから、両書は併行して開板がすすめられていたのであらう。そして、嘉永三年に「稜威言別」初帙、続けて同四年に「稜威道別」初帙と、冬照を中心にして板行されるところとなつたと推測される。しかし、続刊第二帙五巻五冊は、刊行予告の段階にありながら遂にその機を得ず、全集刊行をまつて、はじめて所収されているのである。

この嘉永四年刊本が全集卷之一～五の底本である。本板本の直接に依拠した下稿は現存諸本から猶明確にしがたいが、次述する斯道文庫蔵「稜威道別 原本」（存卷六～十二）の如き最終稿本か、或は板下本が守部生存中に繕写されていたのであらうかと考えられる。

以下、叙述の便宜上、本板本の卷第編目次第を略記する。

第一冊、稜威道別卷之一 上記両三序・自序 総論上 古記典之一 古記典之二 古記典之三 古記典之四 古記典之五

第二冊、同卷之二 総論下 神秘第一条 旧辞本辞ノ差 神秘第二条 古伝説ノ本義 神秘第三条 稚言談辞
弁 神秘第四条 略言含言 大概 神秘第五条 天。黄泉。幽。現。顯露大意。

第三冊、同卷第三 日本書記神代上之一 自神代上第一段至第四段一書第十（筆者注、以下同）

第四冊、同卷第四 日本書紀神代上之二 自神代上第五段至同段一書第八

第五冊、同卷第五 日本書紀神代上之三 自神代上第五段一書第九至第六段一書第三 跋文

と編成されている。

又、本書には目録・凡例を欠き、わざか巻之二総論末に、「稜威道別」、「稜威言別」両書の釈法トキザマについて附記している。参考までに掲出すると、

さて此書。別に凡例と云もなし。歌ははやく此紀に。古事記を合せて。別に釈しつれば。此書には。凡て省けり。即稜威言別と名けて。此たび俱に刊行す。故レ語釈は。其ノ言別に譲リテ。省る処多かれど。彼ノ書は。三十年以前にものせれば。註ナツいつか忘れて。同じことの。両方に出てるも有べく。又其ノ釈言の。稀には。此レと彼レと。齟齬クビカへるものあるまじきにあらず。もしかば。見む人其宜きをえらび取ルベし。

天保十五年五月廿五日

橘守部畏々謹識

と説し、両書相携えて僚巻たらしめていることがよく識られる。共に永年の研鑽の成果ではあろうが、殊に本書は守部の神の道の論として、その神體を吐露した執着の結晶でもあつたのである。

附記

○神宮文庫蔵「稜威道別」五巻五冊 嘉永四年刊

淡埴色雲母雲形刷表紙、堅二十六・六糸、横十八・五糸。題簽、鵠色短冊（表紙左肩）に、「稜威道別 一（一五）」と刷られている。本書は前掲刊本と同板であるが、巻第五の後表紙見返しに、

嘉永四年正月発兌

椎本藏板

と刻している、その装幀を飾った特製であろう。

○斯道文庫蔵「稜威道別」五巻五冊 嘉永四年板明治重印

本書は前掲嘉永四年板と表紙・題簽等をも全く同じくする明治の重印本である。但し、第一冊表紙見返しには、一

面に匡郭を設け界線にて三分し、

橘守部撰述／稜威道別初帙五冊／椎本藏板

と封面書題を刻す。又、第五巻尾に、「椎本文庫藏版書目」二葉を附載している。かく封面あるいは奥付などの存否する同板本は更に散見されることであろうが、緒言した如く偶目せるにとどめ省略する。

附記

○無窮会神習文庫蔵「稜威道別抄録」井上頼園抄写本一冊。

袋綴一冊。薄茶色墨流し表紙、堅二十四糸、横十四・九糸。料紙、楮紙。字面高サ約十六・九糸。毎半葉八行。分註

本書は前掲嘉永四年刊「稜威道別」五巻から、覚書風ノートとして総論卷一・二の中から、「古記典之論」「神秘五ヶ条」の要旨と、巻三・五から語釈を一部摘出し抄録したものである。仮内題にそれぞれ「稜威道別抄録」、「稜威道別語釈」と記し、前者十三丁、後者十四丁の小冊子である。印記、巻初に「井上頬空蔵」「井上氏」の両朱印を捺している。

註 「三十年以前にものせれば、云々」と記すのは、嘉永三年刊「稜威言別」初帙三巻の自序の奥に「御代の名を。文政と申す。三とせの冬。をこかましくはあれど。みづから言擧してしるす」と記しているのに、あるいは対応させているのかもしれない。この年紀の作意的表記については当該書解題で触れたので参照されたい。

稜威道別原本存卷六十一
自筆（稿本1）

斯道文庫藏

袋綴、六冊。丹色正ツナギ空押表紙、堅二十六・二糢、横十八・七糢。料紙、楮紙。字面高サ約十九・八糢(本文)。

釈文一字、分註二字下げ。毎半葉、本文七行、釈文十行、分註十四行。

題簽、香色布目斐紙短冊（表紙左肩）に「稜威道別 原本 六（～十一終）」と自筆墨書する。内題、「稜威道別卷六（～十一）」と記す。署名なし。

各冊次第は、

第一冊 稜威道別卷六 日本書紀神代上之四 自神代上第七段至同段一書第三（筆者注、以下同）一丁附「六之一」（～四十八）」

第二冊 同卷七 同神代上之五 自神代上第八段至同段一書第六一丁附「七之一」（～五十四）」

第三冊 同卷八 同神代下之一 自神代下第九段至同段一書第一前半一丁附「八之一」（～五十三）」

第四冊 同卷九 同神代下之二 自神代下第九段一書第一後半（承前）至同段一書第三一丁附「九之一」（～四十六）」

第五冊 同卷十 同神代下之三 自神代下第九段一書第四至第十段一書第一一丁附「十之一」（～五十）」

第六冊 同卷十一 同神代下之四 自神代下第十段一書第二至第十一段一書第四一丁附「十一之一」（～四十四）」

である。

本書は橘守部全集首巻に「自卷一至卷十一 写本六冊 これは見事に淨書してある本で、題簽に『稜威道別原本』とあって、引続き上梓せられる筈であった原本に相違ないと思はれる」と橘純一氏が記され、全集第一巻所収底本となつた自筆淨書本である。装訂は僚巻である「稜威言別原本」十巻と全く同一である。嘉永四年正月十日（跋文）、初帙五冊の刊行後、二帙五冊の上木を予告しながら上梓の機会を佚した稜威道別後半の定稿本である。全巻端正に書写されているが、猶書写後、僅かながら誤字の訂正を施し、又一・二行程度の補正文を当該箇所の上に丹念に貼付して、その完全稿を期している。巻十一の一冊は数ヶ處に旧稿の日本紀本文を活用したところも見出される。上記の墨

筆補訂のほかに、極く少いが一・二字の朱筆訂正が散点するが、筆跡はやや相違し、全集刊行の際に加えられたものかと思われる。全集に於て朱墨訂正是当然のこと、原本の本文清濁を統一し、句読点、送仮名等をあらたに加筆しているのは諸巻同様である。

神代紀十一巻を以つて終つているのは、後述の斯道文庫蔵稿本12に於て述べる如く、人皇時代「神武紀」迄を以つて前編とし、「綏靖紀」以下を後編として企劃していたのであつたが、全集解題にて橋純一氏が述べられているように「一先づ神代紀の註を以て完結を告げたので、即ち以上合せて十一巻が道別の正編とするべきものである」となつたのかもしだい。

全集に載録する「神武紀」上下二巻は同解題に「写本 一冊」と記され、

これは神武紀の註であるが、毎葉添削の跡ある未定稿である。巻頭の題目に「稜威道別十一」とあつて前の神代の巻の註から引続くものとしては巻次が合はない。

と、述べられ、「その中（諸稿本中）総論を第一巻としたものと、第一、二巻を総論に充てたものとがある。蓋し此の神武紀註が道別巻十一となつて居るのは、第一巻だけを総論に充てた系統に属するから」とあるとされ、今回刊行した原本（本稿本）よりも旧稿である旨を断り、

今回此の神武紀の註をも整理して、収録することとなつたので、巻次を合せる為に、巻十二上下巻と改めたのである。かやうな次第であるから、此の神武紀の註は、神代紀に比べると、少しく見劣りがするのである。

と続けられている。現在右の全集底本たる写本一冊はその所在未詳であり、右記の解題に拠るのほかはないが、「総論」を全一巻に当たる自筆稿本は後述の斯道文庫蔵稿本12である。私に仮称する未定稿本系統である。定稿本系統に較べ、釈註の素であるのは後述する如くである。この未定稿本系統では神武紀までも前編にあてておる（稿本12参照）

ことからも氏の推論が正しいことが判るのである。しかし定稿本の段階に於て、正編を神代紀、後編を神武紀以下と再編成したのであらうが、その続編は旧稿神武紀を以つて終り、遂に定稿本として書継がれることができなかつたのである。

印記、各冊第一葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

備考

稜威道別十一巻、事實上の完成であつた本稿本の成立に就いては、全集解題に、

その最後の成稿はいつ頃であるかといふに、本集所載の道別總論の終にある天保十五年（弘化と改元）五月廿五日の日付がそれを示すものであらう。自序の日付は天保十三年九月とあるが、これは以前に一先づ脱稿した時の序文をそのまま用ゐたものである。それは我が家に蔵する道別の一本で一巻が總論（總論の内容も刊本よりは簡略である）二巻から註になつて居る本に、やはり此の日附のそして同文の序がのつて居るのでわかる。これによつて見ると道別は天保十三年に一度脱稿し、天保十五年五月頃までに、更に稿を易へ、殊に總論の部に大増訂を加へたのである。尚守部翁の著旧事紀直日の自序は、弘化四年二月廿日の日付であるが、その中に、

此書（旧事紀直日）をかくいそぎたるは、稜威道別を書改めんとてなりければ、只誤字落字を改て引用んためにぞある。

と言つてある「書き改めんとて」といふのも、此の天保十五年の改稿をいふのであらう。かくて増訂脱稿の翌弘化二年の九月に道別を朝廷に奉り、天覽の榮を賜つたことが、翁の歌集穿履集に見えて居る。
と、橋純一氏は解説されている。

しかし、右の推論は後述する天理図書館藏稿本3にて提起する如く、本定稿本の脱稿は天保十五年五月廿五日頃と

は到底考へる事は出来ない。同書解題備考に詳記したので此處には再述しないが、恐らく、旧事紀直日の大略成稿時に近き頃を、この定稿本の成立期と推定されるのである。それは、守部の日本紀註釈に於けるこの旧事紀本文の意義と積極的引用の有無が、後述諸稿本に於て、未定稿本系統と定稿本系統とに二分されるからである。又、穿履集雜部に見える弘化二年九月、道別獻上の記も、未定稿本系の成稿（稿本6～9）を以つて行われたものと推測され、氏の天保十五年成立説には同意しがたい。同じく同備考を参照されたい。

又、右の解説に自序の日付「天保十三年九月」を以つて、「一先づ脱稿した時の序文」とされ、「我が家に藏する道別一本」—恐らく後述の斯道文庫藏本（稿本12）を指すのであろう—に「やはり此の日附のそして同文の序がのつて居るのでわかる」と略記されているが、同日付同序文の稿本の存するを以つて、直ちに旧稿脱稿時と断定するのはいかがかと思われる。同稿本と推定される斯道文庫藏本（稿本12）の総論は文字通り草稿本であるし、その前稿本と目される稿本の存在も現在知られるところではない—但し「温源錄稿」が存するが、その成立は更に遡る—。従つて、此天保十三年九月の日付は、今のところ臆測すべくもない。強いて附会すれば、「温源錄稿」は卷七に於て、「稜威道別」と改題している。しかし、その年代は天保十三年をやはり遡るものである。が其後、更に続稿され、上記の神武紀一冊の如きをもつて前編が完結し、その時期が天保十三年九月のことであつたとすれば、その年月をふりかえり記念して、かく記したとも考えられなくもない。「温源錄稿」には序文は存しないので、その序文は、斯道文庫藏（稿本12）の「総論」脱稿時—天保十五年五月廿五日—に冠せられて、以後の稿本序文の年紀としてそのままに継襲してきたのではなかろうか。未定稿本系統を更に前後期に二分すれば、「温源錄稿」が前期の起首となるので、その前期の集成時を以つて、自序日付に代えることは充分に想定されるからである。そして、後期の「稜威道別」の初稿は現存の草稿本（稿本12）にはじまり、其処に自序を冠するとき、前期の成稿日を記念するのは、又自然な心の動きでもあつた

ろう。猶未詳のまま附記するにとどめ再考を期することとする。

稜威道別存卷六・十一

橘冬照筆

(稿本2)

斯道文庫蔵

袋綴、六冊。青鈍色絹表紙、堅二十七糸、横十九・三糸。見返し、金銀切箔散し。料紙、薄様斐紙。字面高サ約十九・八糸(本文)。釈文一字、分註二字下げ。毎半葉、本文七行、釈文十行、分註十四行。

題簽、金銀切箔散し短冊(表紙左肩)に「稜威道別六(・十一)」と記す(冬照筆)。内題、「稜威道別卷六(・十一)」と墨書。署名なし。

本書は冬照による前掲自筆本の丹念な影写本で、各冊の丁附、行数・字詰・草跡等は記すまでもなく一致するが、極く僅かの誤写が散点するほか、自筆原本にまま点在する後補の朱筆訂正は殆んど本書に転写されていない。前者の朱訂が記した如く全集刊行時の補訂であるからであろう。本書にも、又、全集刊行時のものと思われる朱筆後補の跡が、巻八、四丁以下巻尾に及んでいる。即ち朱句読点・濁点、同送り仮名・振仮名、又誤字の訂正である。他巻にも極めてわずかの朱訂は見出されるが、本巻にかぎって顯著である。勿論冬照の手跡ではない。猶本書の装訂は冬照影写本「稜威言別」三巻と全く同じくする。同時期の書写本でもあるうか。同書「撰状」奥の日附は「弘化三年六月」と誌している。

印記、各冊巻首に「椎本文庫」朱印を捺す。

備考

上記定稿本系統の転写本に、次の二本が散見される。

○神宮文庫蔵「稜威道別」存卷六～十三 明治六年池田正平筆。

袋綴、八冊。淡茶色刷毛引表紙、堅二十七・一糊、横十九糊。料紙、楮紙。字面高サ約二十糊（本文）。釈文二字、分註二字下げ。毎半葉、本文七行、釈文十行。柱に丁附す、「六之」（～四十八）、「七之」（～五十八）、「八之」（～五十一）、「九之」（～四十五）、「一」（～四十八）（卷十）、「一」（～三十二）（卷十一）、「一」（～三十八）（卷十二）、「一」（～五十一）（卷十三）。

外題、表紙左肩に「稜威道別一（～八）」と打付書しているが、内題には「稜威道別卷六（～十三）」と記し、道別巻六から巻十三迄である。署名なし。

又、各冊の扉には、各々「稜威道別 卷六 四十八牒」、「稜威道別 卷七 五十八牒」、「稜威道別 卷八 碟五十
一 明治六年第二月書焉」、「稜威道別 卷九 碟四十五 明治六年第二月写焉」、「橘守部著 稜威道別 卷十 碟四
十八 明治六年季第四月写焉」、「稜威道別卷十一 碟三十三 明治六年季第四月池田正平写焉」、「稜威道別卷十二 神武
本紀 碟三十八 明治六年季第四月写焉」、「稜威道別卷十三 神武本紀下 碟五十二 明治六年季第四月七日筆工竣」と
誌している。明治六年二月から四月にかけて書写されたのであろう。卷十一に「池田正平写焉」と見えるのが、本書
の筆写者であろうが、その人は猶審らかにしない。同文庫所蔵本に、同じく明治六年四・五月の両月に書写された
「稜威言別」卷四～十、七冊（稜威言別解題参照）があるが、本書の書写に続く同一筆写者の手になるものである。

本書は嘉永四年刊「稜威道別」第一帙卷一～五に続く欠巻部を補巻書写したものであろう。但し、以下の如く、二
種の稿本系統からの転写本である。即ち、巻六から巻十迄の本文は前掲定稿本系統からの転写本であり、巻十一～十
二・十三の両三巻は後述の無窮会神習文庫蔵本（存巻六～十三、稿本9）系統の当該巻に拠っている。後者は未定稿本
系統の最終稿本に属する。定稿本は巻十一迄成稿となっていたのは既述した如くであるが、本書は何故か巻十までを

以つて定稿本の書写をとどめ、卷十一から無窮会神習文庫本系統に拠つて、その欠巻部を補写することとなつたのか、現在からは既に明らかにしがたい。書写の経過を誌す扉の記からも推測は困難ではあるが、恐らく本書のよつた依拠本が既にかく両稿本に拠る転写本として書写されていて、それに従い不審を抱くことなく筆写されたものと思われるるのである。それ故に筆写者も特別に識語することはなかつたのであらう。かく再転写にいたる経由は未詳ながら、本書の原本をなすのは二種の稿本系統に拠つて編成されている。

猶無窮会神習文庫本（後述当該解題参照）は筆者未詳であり、その依拠した自筆稿本の所在も不明である。本書卷十一・十二・十三の两三巻は、その系統本からの転写本文であるが、猶若干の異同も散見される。又、本書は、全巻にわたり、朱句点、朱引が施され、まま、上欄に本文を訂す書入れが散点し、旧所蔵者の精読の跡が窺われる。

印記、各冊巻首に、「林崎文庫」朱印を捺す。

○国立公文書館蔵「稜威道別」存巻六 筆者未詳。

袋綴、一冊。紺色表紙、堅二十六・一糸、横十七・一糸。料紙、薄様斐紙（全巻裏打す）。字面高サ約二十糸（本文）。釈文一字、分註二字下げ。每半葉、本文七行、釈文十行、分註十四行。

題簽、子持枠付斐紙短冊（表紙左肩）に「稜威道別 六」、内題、「稜威道別卷六」と記す。丁附、「六之一」（→四十八）と柱記。

本書は前掲自筆原本からの影写本かとも考えられるが、細微な特徴に於て冬照書写本と一致し、同影写本と推定される。印記、巻首巻尾に、「太政官／文庫」等朱印等を捺す。

稜威道別存卷之一七八

自筆（稿本3）

天理図書館蔵

袋綴、八冊。縹色卍ツナギ空押表紙、堅二十六・七輝、横十九輝。料紙、斐・楮交漉紙。字面高サ（総論・本文）約二十五輝。釈文一字、分註二字下げ。每半葉、本文七行、釈文十行、分註十四行。
題簽、表紙左肩に白紙短冊を貼付し、「稜威道別 総論上（下）一（二）」、「稜威道別 三（七八）」と自筆墨書する。
内題、「稜威道別卷之一（七八）」と記す（但し第三・四・五の両三冊は「卷第三・四・五」と稍異る）。卷之一・卷之三の内題下に、「橘守部畏々撰」と自署している。

卷之一卷頭に、板本同様に次の三序と自序が置かれている。

石上古事記。磯城島能日本紀乃釈言者。世丹夥可札杼。（中略）……

真都夫佐奈利也。日本紀乃成之移破礼。宇部奈里也。正語談言乃差。妙南離耶。天上黄泉之直香。其余之秘事等。孰加尊可良邪羅罕。翁者我道之塙土老祭叙可之。天保十有四年五月十日。称而卷乃片端爾誌。

天日隅宮御杖代

出雲宿禰尊孫

よろつの事時いたらねはならず時のいたるは神の御心なりまるか父荒木田神主久は水くきの岡部の賀茂の大人をいたく貴めりしは誰もしことくにそある然はあれとちはやふる神代のことはいまた時到らすけたし此古語学ひの末にいたりて殊に神のみたまよせ給ふ人出へしといはれき今この稜威道別をみおとろきてあまりあやしく貴きまゝに……（中略）……

且は吾父神主のゝたまひおかれし言のたかはさりしもあやしきあまりに思はず一言をしるすにも

今よりは尊き神の神語もまよはて見へきこれのとき」と

天保十四年美南月

皇大神宮禰宜

従四位下 荒木田神主久守

……(前略)……石上古事記は。怪しきこと。量なきことのみおほく。空みつ日本紀は。言さへく。漢風の所狹中に。ゆくりなき古語の訓をくはへ。本つ件と。一書の條々とは。這葛の。己が向々行キわかれで。その

こゝろ反対に乖へるなものある。いかなる識者ならんとも。こをはいかてか。一つ意に解あへむと。思ひわたりつるに。あやしきかも。奇しきかも。(中略)……只難き物とのみ思ひしに。常盤なす。石よりかたき真鉄も。火以てとけは如此しも安く解ぬるものかとて。目もうつらうつら。見めてつゝ。しるす。天保の十五年七月望月。

長崎諏訪大神につかへまつる

前大官司

従五位上 青木永章

と、三序が見え、次いで守部の自序があり、その奥には、次の如く誌している。

天之八重棚雲袁。稜威道別余道別而。天乃御照。国能御光乎。掲出多流此稜威乃道別曾余。掲別漏之畏々波。又後乃益荒雄擅分称。天保云十有三年。君代乎長月朔日。神世乃事能。世尔豐榮昇流。朝日乃影乎待取而。畏毛識

守部

又、卷之二、総論の奥には、

さて此書別に凡例と云もなし歌ははやく古事記に合せて別に釈つれはすべて省けり故レ語釈は其書にゆつりて省る處もあれとかれは三十年以前に書たれは今は忘れて同しことの両方に出たる事もあるへく又其釈の希には前後

くひちかふ事のありなんもしるへからすもし少しもあらは見む人の明かなるめしてその宜きをとりなんかし

天保十五年五月廿五日

橋守部畏々謹識

と、前掲板本の跋文と概ね同じくする原案を添えている。本稿本では後述の斯道文庫蔵冬照筆「稜威道別」(卷一・二、稿本11)・自筆稿本「稜威道別」(総論・[卷四・七]、稿本12)に見える当該箇所の「凡例」を削除している。

各冊の巻第編成次第は次の如くである。

第一冊 上記三序・自序 稜威道別卷之一総論上 古記典之一 古記典之二 古記典之三 古記典之四 古記典之五ー丁附「一(～五十一)」、内序十二丁

第二冊 同卷之二 総論下 神秘第一条 旧辞本辞ノ差 神秘第二条 古伝説ノ本義 神秘第三条 稚言談辞ノ弁 神秘第四条 略語含語 大概 神秘第五条 天。黄泉。幽。現。顯露ノ大意ー丁附「一(～五十)」一部丁附ニ誤記アリ

第三冊 同卷第三 日本書紀神代上之一 自神代上第一段至第四段一書第十(筆者注、以下同)ー丁附「一(～五十九)」

第四冊 同卷第四 日本書紀神代上之二 自神代上第五段至同段一書第八ー丁附「一(～六十三)」

第五冊 同卷第五 日本書紀神代上之三 自神代上第五段一書第九至第六段一書第三ー丁附「一(～六十三)」

第六冊 同卷之六 日本書紀神代之四 自神代上第七段至同段一書第三ー丁附「一(～四十八)」

第七冊 同卷之七 日本書紀神代上之五 自神代上第八段至同段一書第六ー丁附「一(～五十七)」

第八冊 同卷之八 日本書紀神代下之一 自神代第九段至同段一書第一前半ー丁附「一(～五十五)」

本稿本は、現在のところ前掲嘉永四年刊本(初帙五卷)・斯道文庫蔵自筆稿本原本存卷之六～十一(稿本1)の前稿本と推測される。卷第三の一冊上欄に一部増補書入れが散見されるが、全巻美麗に繕写され、両三序・自序も完備した

淨書本である。

前掲両本と比較するに、(イ)上記序文に於ては自序末に僅かの訂正が見出されるほか、用字に一・二語の異同が散点するにすぎなく、(ロ)又、所引する守部校訂書紀本文も全く同じくする—但し附訓に相互存否あり—、が(ハ)本論に入ると、やはり各巻は両本との間にやはりかなりの相違が現れている。それらはいずれも各巻巻尾に近き部分にあたり、定稿本としての完備を期してか、刪補は頗著である。しかし、それは、本論の趣旨を改めるというにはいたらず、各巻の終尾を斧正し、公刊に備えたのである。そのほかは、処々一部—約半丁程度—の刪省や、一行乃至数行の改訂にとどまるところが主である。訳註項目も前掲両本に於てやや増加しているが、参考資料索搜の間の古辞書・外典類による補足であつて、その数量は共に尠い。全般的に見て、定稿両本は簡潔化のあまり、その論述に難解のきらいがいなまれないが、本稿本はその点重複縷述する一面が存するも却つて定稿両本の論述を助けるものであろう。しかし、その叙述形式は既に定稿と殆んど異なるところはなく、その寸前の形態であり、「稜威言別」定稿本と対偶すべく意図を明瞭とした繕写本である。印記、各巻第一葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

備考一

本稿本卷之一「総論上」、「古記典之五」は後述の斯道文庫蔵冬照書写本（稿本11）の当該箇處に較べ、著しく改補され、特に本項の主要対象である「先代旧事紀本紀」については、本稿本に於て、「旧事紀直日」の目録を板本同様に列記し、次の如く冒頭に述べている。

右古事記、日本紀に見合て、其足^ヲさるを捕ひ、過れるを紀すべき物は、今世に十巻^五存^る、先代旧辞本紀と云る書なり、此書近世おしなへて、偽撰といひふらしたれど、偽撰にしたてゝ、偽書にはあらず、其元來の物^{モタキ}実は、本ト古記典の残篇、一書、一説等の抄錄、闕本の類を、種々拾ひ輯て、世々忌部ト部の家の、秘書たりき、

其遠祖の中に、心さし深かる人ありて、彼ノ天武天皇四年ノ撰、又十年ノ撰、又和銅七年ノ撰等の、抄録闕本、或は日本紀ノ一書ニ云クの類の、余残ともを、古しとなく、新しとなく、見る度毎に、書キ留メ置ケリしものなるへし、さるを其子孫の裔に、譏り飾る人出で、今本の如く……(中略)……且は先祖の轉め置る書にしあれば、さすか本文には手をつけかねて、不都合なからむも、多くの刀筆はせずて、秘め伝へたりけらし、

と、後述冬照書写本(稿本11)を土台として、その資料的意義を一層積極的に補説してい。そして、冬照書写本に於て、「今此道別の奥旨も半は此書に拠て悟りながら此書を引用する事のいと罕なるは他の疑を憚てなりけり」と、その所引資料として躊躇しているのに対し、本稿本では、

こたひ其ちり曇りをおし拵ひて、人々のさらぬ疑ひを、さやかに解キつ、すなはち旧事紀直日ナホビと名付て、其書十巻ナホビあり、そもそも書紀の釈を半途にして、さる考証をかきつる事は、此書に引用するに、世人の疑ひなん事を、恐れてなり、故レ其然る所以は、皆彼ノ考証にゆつりて、こゝにはたゞ、其ノ本に復して、目録を挙ク

と述べ、「旧事紀直日」の目録を掲示しているのである。冬照書写本に於ける消極的な態度に比し如何に旧事紀への傾斜が窺われるかは贅言すべくもあるまい。板本では此の項は更に補説されて、「此書近世おしなべて、偽撰といひふらしたれど、偽撰にしたてゝ、偽書にあらず、其ノ物実は、古記典の抄録物也」と同じく断じ、次いで、

如此名たる大人たちの、押並て疑へりし事なれば、さるやうこそあらめど、年ごろ心とめても見ざりつるに、さすがに神たちのみうへ、王臣の系譜等の、いと思ひの外に委しく、且つ正しかるは、いかなる事かと、見もでゆくに、今の如く、偽書ぶりに書キなしたるは、やゝ後のわざにして、其ノはしめは、然らざりし物なる事を、始めてさとりぬ、悔しきかもおそきかも、彼ノ人々の言に塞セカれて、速くも見ざりし事よ、はやくより此書をよく見ば、神代の事を、今少し悟り得べきものなりしをと、くちをしまるゝにつけて、後学のために、いさゝか

ことわるなり、

と、以下数葉にわたり、旧事紀の資料的信憑性を縷々分註している。右記の誇張的言辞はともかく、旧事紀の資料的意義の此確認には「稜威道別」釈註に於けるひとつの重視すべき転機となつたであろうことが推測されるのである。稿本経過から見て、この旧事紀の積極的引用は後述斯道文庫藏自筆稿本（稿本⁴）からである（同解題備考参照）。同稿本は本稿本と隣接する前稿本であり、同稿本の段階から「稜威道別」は釈註項目も整備されつつ漸次定稿にと近づきつつあるのを思えば、右掲引用文中に記す、「そもそも書紀の釈を半途にして、さる考証（旧事紀直日）をかきつる事は、此書に引用する」ところに、新たな進展を意図したのである。本書釈註の転機といったのは其意味であり、現存諸稿本は同稿本を境に未定稿諸本と定稿諸本と両系統に一応は分類し得るものと考えられるのである。

旧事紀直日の成立については同稿本解題で詳述するが、定稿本序末の年紀は「弘化四年卯月廿日」と誌している。「稜威道別」卷之二奥の跋文「天保十五年五月廿五日」から既に四年を経過してのことである。本稿本の先の引用文中に「故レ其然る所以は、皆彼ノ考証にゆつりて云々」と誌し、本稿本成立時には、「旧事紀直日」は既にその成立をみたかの如く記している。又板本の当該箇所にも「故レ其然る所以を証して、旧事紀直日と云を稿せり」とも誌している。その数葉後には「猶其卷々に、ことわれる事多かれど、事長かれば得記さず、委き事は、直日ノ稿を脱せん後、抜き見へし」とも分註し、未だ脱稿以前とも解される。しかし、その掲示する直日目録は直日定稿本のそれと殆んど同じくし、「旧事紀直日」本文からの引用の如くである。尠くともこの目録の段階までは成稿となつていたのであらうし、目録に見る限りの直日稿本の結構—旧事紀本文の再編と整定—はその大概を整えていたものと推測されるのである。その間の詳細は書翰など他記録未見の現在未詳というほかはないが、前記引用文とも考合せるに、「稜威道別」は後述の稿本6又は稿本5の過程で一時中止され、旧事紀正文の考証に向

けられたが、その編成が略々成るによよんでは、同時期に併行しながらに「稜威道別」新稿が着手されたのではなかろうか。その間の実際が、本稿本又板本などに、直日成稿後又は以前の如き紛らわしき記述となつて現れたのではないかもと思われる。いずれにせよ「旧事紀直日」の成立と本稿本は深き係りをもち、その成立と略々時期を同じくするものであったことと考えられるのである。前記した「稜威道別」定稿本系統は稿本4から本稿本、更に自筆原本（稿本1）と、「旧事紀直日」の完成「弘化四年卯月」を前にして急速に進歩したものと推測されるのである。

しかしながら、猶右の推論に疑点がないわけではない。それは、守部の歌集「穿履集」巻六雜上に、

弘化二年九月十七日伊勢皇大神宮の神嘗祭の勅使藤波三位卿祭はてゝ申し給はく此たひ禁裏において日本書紀の御会読はしめさせ給へりそれにつきて荒木田神主久老か日本紀槐の落葉奉るへし又江戸人橋守部か稜威道別もかねて聞及はせり神官の中にしる人あらは其書奉すへしと仰ことありけるよし久守のかたよりいそき申おこせけるにつきて写させて奉るときそへて奉りけるうた

と端書して四首の短歌を載せてゐる。守部生涯の栄誉に浴したる大事であつたろう、が寡聞にして其後の消息を知らない。また、奉呈した「稜威道別」其書についても同様であるが、その端書の年紀に「弘化二年九月十七日」と明記した献上本は果していづれの稿本を謹写したものであつたろうか。定稿本系統本とすれば、右記の推論と齟齬し、さりとて未定稿本系統本とも想定しがたくも思われるるのである。しかし、この期—弘化二年九月以前—「旧事紀直日」の成稿は如何にも考えられず、転機となつた同書本文の整定に着手する以前と推測するのが後述の稿本次第から見ても、やはり自然と思われるるのである。「天保十五年五月廿五日」の識語を誌す斯道文庫藏草稿本（稿本12）から略一ヶ年の間であれば、草稿本から未定稿本系統の完成稿（稿本6・7・8・9）、あるいは冬照書写本（稿本11）に至るにはそれ相応の期日を要したことであつたろう、さらに道別と相並ぶ「稜威言別」十巻定稿本の完成をも急ぐの頃でも

あることを想うと、現時点からすれば未定稿本とは云え、此期にあつては稿本6・7・8・9は、当然の事ながら完成稿寸前の稿本であつたことは云うまでもなかろう。とすれば、右記文中に云う「弘化二年九月云々」の献上本は、この稿本6・7・8・9の繕写一本を以つて奉呈したものと考えられなくてはない。徒らに固執するというのではないが、定稿本系統の着手、改稿は、この献上本以後の事ではないか、特に「旧事紀直日」稿本着手後のこととして、ひとまず仮説を記し、後考を俟つこととする。

猶、高井浩氏は、桐生連の盟主吉田秋主宛守部書翰の調査から、天保十五年七月には「稟威道別」完成の旨桐生連中に書信し、翌弘化二年一月、同「総論」二冊を秋主に送付している由を述べられている。^註吉田家所蔵の同書翰は遺憾ながら披閲の好機を得られぬので、氏の御論考を俟つのはかはないと、前者はその日付からして、「天保十五年五月廿五日」の識語をはじめて誌す斯道文庫蔵稿本12を指すものかと推定される。後者については、前述の仮説とも相關聯し、猶問題を後に提起するものであるが、同書信の文面が省略され、且つ送付された「総論」二巻の内容についても言及されていないので、それは本稿本の如き定稿本に近き「総論」であるか否かが、定稿本成立の鍵鑰ともなるが、しかし、同稿本の存否の確認されない現在如何とも推測すべくもない。従つて、上述の仮説に拠れば、後述の冬照書写「総論」(稿本11)に近き、あるいは、同様稿本ではなかろうかと推測するのが、やはり自然かと思われるのである。定稿本の成立については猶確証を得ぬがひとまず、上述の仮説の許に、疑議を付記して、併せ追考を俟つことにする。

註 高井浩氏「吉田清助秋主伝」—みやま文庫「近代群馬の人々」⁽²⁾、昭和三十八年。

備考二

本稿本卷之二「総論下」の跋文に「さて此書別に凡例と云うもなし歌ははやく古事記に合せて別に釈つれはすべて

省けり」と記し、紀中の歌謡は、この釈註に以下の如くことわっている。

○歌の解は、凡て言別に出す事、はじめにことわりつるが如し（素戔鳴尊御詠「やくもたつ云々」卷七・十五裏）
○此事、歌につきて言別に詳く弁へつ（下照媛詠「あめなるや云々」「あまさかる云々」（卷八・五十四丁裏）

本稿本中には、ただし、紀中の本文までは省筆していないが、前掲自筆稿本原本（稿本1）にいたると「歌今署之」（卷十）、「別注署此」（卷十一）などと記して删除するのが徹底している。冬照書写本（稿本11）にも「其中に語釈なくては事かけぬへきわざなれば稜威言別の方に委しく尽して其レと引合せて悟りへくものしつ」と記している如く、もとより「稜威道別」は「稜威言別」と相並び対偶しての著述を意識してのことであつた。従つて、前掲定稿本・本稿本以下後述の諸稿本（稿本12）まで、右掲の歌詠のみならず釈項目中の語釈にいたるまで屢々言別に弁じたる旨を断り、言別との係りを提示している。この「稜威言別」の書名が「蘆荻鈔」と明記されているのは、「稜威道別」の前身たる「温源錄稿」中の卷七（稿本15）中途にて改題し「稜威道別」卷七一に素戔鳴尊御詠に「歌は總て蘆荻抄に出したれはこゝはたゞ大旨のみを擧おく也」とある該稿本以前である。後述する如く「稜威道別」、「温源錄稿」の両稿本はその執筆時期を相隔てているところから、かく別書名を以つて記すのは当然のことながら、同時に、その間に「蘆荻鈔」から「稜威言別」への改題のことがあつたことも事実であるう。そして、上記「稜威道別」諸稿本に「言別」と記すのは「稜威言別」の成稿後のことか、書名改題後のことであるべきであろう。

さて、「稜威言別」の成立であるが、現存定稿本は斯道文庫蔵「稜威言別原本」十巻は、現在のところ、弘化二年十一月頃から「蘆荻鈔」を改稿し、弘化三年六月頃には成稿の運びとなつたものと推定される（「稜威言別」解題緒言参考）。その後、更に天理図書館蔵「稜威言別_{（記）解説草稿}」卷一～三（弘化三年冬成立）、板本初帙三巻の刊行（嘉永三年）と補訂は猶続くのであるが、上記原本十巻を以つて事實上の完成とみてよいと思われる。そして又、現在上記原本十巻

以前には「稜威言別」と命名する稿本・草稿本なども現存しないところから、その書名もこの期のところからであろうと、推論せざるを得なくなるのである。

すると、上記「稜威道別」諸稿本の中に「言別」と明記し相参照すべく断つたその稿本は弘化二年の晩暮以後のものでなければならなくなるのである。就中、斯道文庫蔵草稿本（稿本12）は「稜威道別」稿本としては最も早期の稿本であり、その「総論」末に「天保十五年五月廿五日」の記が見え、その論述中にも「此事は稜威、言別に委くいへり」（総論分註）、「○御歌正しく素箋鳴尊のよみ坐たるか（正しく以下抹消）又上々代の人によみて云々」（卷六、但し定出しなし以下見セ消チ、「ソート捕」稿本卷七）の如くに記している。「言別」原本成立は翌年十一月のことであれば、厳密にはかく言うべくもなく「稜威道別」稿本12の「総論」末の年紀は事実と相違することともなるわけである。然りとすれば、この矛盾は如何様に解すべきであろうか。ひとつには、この年紀は守部稿本に屢々散見される成立年次の作意である。即ち、稿本12の成稿年月を更に旧稿年次を以つて敢て記述したものであるとも暗推することである。しかし、現在稿本12の前稿と目されるものは、後述する斯道文庫蔵「温源錄稿」（稿本14・15）が存するが、本稿はその書跡からも天保十五年頃の書風とやや異り、更に遡る稿本と想定されるので、やはり、稿本12に記す年紀は疑いがたいものと思われる。一步譲つて、既に現在は反故として破棄された稿本12の前草稿（下書）の如きが存し、その年紀を誌したものとすれば、稿本12は翌年頃の執筆となり、「言別」着手への準備も整う時期として、「道別」論中にかく弁ずるのも矛盾することとはならない。しかし、この臆説も確認すべき実証を得ぬことは記すまでもない。

又、これも屋上屋を架するの臆測ではあるが、「稜威道別」の命名—後述温源錄稿卷七は内題「稜威道別卷七」とする一にともない、紀記歌謡註釈書の書名も本書と併せ「稜威言別」と改称し、略々併行しながらに着稿、又は着稿を準備しつつあって、それ故に言別旧稿の書名「蘆荻鈔」、「神詠古義」などに代え、両書相並称すべく、論中、重複

する釈註には、稜威言別にゆづるべく、かく記したのではなかろうか、と臆測するのである。

斯道文庫蔵「温源錄稿」中の「稜威道別卷七」の成立については後述する如く推論にとどまり確認しえないが、天保九年六月刊「心迺種」三巻（足穎舍藏版）の巻尾附載「池庵北畠守部先生著述略目録」のはじめに「〇稜威道別十五巻 一名神典古義」と見えるので、既に天保九年六月頃には「温源錄稿」、「神典古義」を「稜威道別」と改称していたものと認められる。「温源錄稿」の巻七の「稜威道別」改題もこの頃のことであろうか。この呼称からして、当然の事ながら、言別旧稿の「蘆荻鈔」、「神詠古義」の書名は相並称されることとなるのは自然のなりゆきでもあつたろう。同目録は次に「〇八十八言別 十五巻 一名蘆荻鈔」と記し、道別・言別と並記して、もはやすでに「稜威言別」と並称される寸前にあるのである。其後確実に「稜威言別」と改題された時期は猶確認しがたいが、「稜威言別原本」十巻起草以前であつたことは、左記の情況から見て、疑いがたい。高井浩氏の稜威言別執筆経過に就いての論^註中に引用される弘化二年十一月九日付吉田秋主宛書信には「さて此節は御存し昔の芦荻鈔を綴直し認候」と記すのは「稜威言別原本」十巻の着手進行を告げているものであらうが、同書信には「昔の芦荻鈔」とは記しながら、「稜威言別」と改題して改稿されつゝあつたのであるから、渺くとも同年紀以前に改称と改稿の意図を腹案していたものと推測されるのである。かく改稿、改称を予定することであれば、「稜威道別」（稿本12）の執筆中に於て、早晚着手改稿する「蘆荻鈔」を呼んで「稜威言別に云々」と記すこととに何の憚りもあるうとは思われない。従つて、稿本12が「天保十五年五月廿五日」の着稿又は成稿であり、「稜威言別原本」着稿以前のことであるとしても是認されるべきことであつたかと思われるるのである。

稜威道別諸稿本は以下に述べる如く、この天保十五年以降に於ても幾度かの改稿を繰返しているのであるが、その諸稿本に云う「稜威言別」はすべて「稜威言別原本」十巻を必ずしも指すものとはかぎらず、前稿本「蘆荻鈔」十五

卷又は「神詠古義」十五巻をも含むものであったかと推測されるのである。そして、備考一で部類した定稿本系・未定稿本系の二系統の中で、前者は略々「稜威言別原本」に併行し、後者は同書着手以前のことであつたのではなかろうかと臆測するのである。即ち稿本5~12等に云う「言別」は同原本の前稿である「蘆荻鈔」又は「神詠古義」を以つて「言別」とあらかじめ記したものではなかろうかと。その後「稜威道別」未定稿本系の中斷のことがあり、「稜威言別原本」改稿着手、「旧事紀」正文整定の考証など相重りながら、定稿本に近き本稿本は「旧事紀直日」成稿と相前後しつつ成立を見たのではなかろうかと、臆説を記し、「稜威道別」諸稿本と「稜威言別」との係りを記して、その各稿本の成立次第の手懸りを窺い、附記して参考に供した次第である。

註 高井浩氏「橘守部の稜威言別の執筆経過とその間に於ける桐生門生との交渉」—群馬大学紀要人文科学篇十二所収、昭和三十八年。

稜威道別存巻之四・五

自筆
(稿本4)

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。浅縞色表紙、堅二十七・六糢、横二十一・二糢。料紙、薄様斐紙、全巻裏打す。字面高サ約二十一・四糢(本文)、釈文一字下げ、分註略二字下げ細書。毎半葉、本文七行、釈文十行。

外題、表紙左肩に、「稜威道別 四(五)」と自筆墨書する。内題、「稜威道別巻之四(五)」と記している。

本書は僅かに墨筆訂正又貼紙補訂が散点されるが、全巻美麗な淨書本である。

両巻の編成次第は次の如くである。

第一冊 稲威道別巻之四 日本書紀神代上之二 自神代上五段至同段一書第八(筆者注、以下同)一柱下ニ丁附「一

(一五十六)」

第二冊 同卷之五 日本書紀神代上之三 自神代上五段一書第九至同六段一書第三—丁附「一 (一五十五)」

本書は前掲天理図書館蔵自筆稿本八冊本の前稿本である。「椎本文庫目録」に「釈文板本ニ稍々近キモ語釈ノ項目
渺シ」と記している如く、板本又前記天理図書館本に較べて、全般にわたりかなりの註項目を欠き、且つ釈文も粗く
やや散漫の嫌いがある。殊に参考資料は両書に比し整備するにいたらず、定稿本との間には猶相当の隔りがある。し
かしながら、前記した如く卷第の編成、日本紀本文一守部の校訂であろう一は全く同じくし、又、主要註項目、あるいは
各段の総意等、その基本的骨骼に於ては概ね異なるところはない。又、極めて端正に繕写されているところから、本
書の時点では「稜威道別」成稿として世に問おうとしたものであつたろうかと思われる。

其後、前記天理図書館本への改稿にあたり、参考文献の博摠と共に、註項目の整備、とりわけ釈文の改訂増補があ
らたに企図され、全面的に一新するにいたしたものと推測される。

本書は卷之四・五両巻をとどめているにすぎず、その僚巻は現存しないので本稿本の繕写は孰れの巻第にまで及ん
でいたであろうか、臆測すべくもないが、渺くとも卷之五迄の稿本には至っていたのであろう。本文中には、屢々、
「最肝要なりければ、既に総論にも、ことわりおりきつ」(卷之四・三ウ)、「総論ノ幽顯ノ条と、此と合せて、悟りてよ」
(卷之五・ハウ)と断り書きしているのを見ると、卷一・二の総論両巻は書写されていたのであろうか。此総論は定稿
本に較べて、どのようなところまで整備されていたのであろうか明らかではないが、もし存するとすれば、後述する
斯道文庫蔵冬照書写本(稿本11)の「総論」の如きに拠つて増訂補修され、既に前掲天理図書館蔵稿本(稿本3)の「総
論」に近き稿本となっていたことであろう。言うまでもなくその「総論」は卷之一・二の両巻を以つて編成され、更
に卷之三に就いても上記天理本・定稿本同様に編成されていたものと推定される。

本稿本の釈文中に於て留意されるのは、以下の後述諸稿本中には所引するのを控えていた「旧事本紀」の積極的な引用である。前掲天理図書館蔵（稿本3）、また後述の冬照書写本（稿本11）等に於ても述べたが、例えば冬照書写本に於て「今此道別の奥旨も半は此書（旧事紀）に拠て悟りながら此書を引用する事のいと罕なるは他の疑を憚てなりけり」と、「旧事本紀」の意義を充分に認めながら猶躊躇するところが語られているのであるが、それが同書の整定に進み、再び「稜威道別」改稿によると、その引用は隨所に置かれ、所論の検証の上に主要な一面を荷うにいたっている。と同時に稿本は一転して私に謂う定稿本系へと面目を改め進捗するのである。その意味で、本稿本は、定稿本を期しての第一歩を印した稿本であり、一応は完成稿として繕写された稿本であったと推測されるのである。

扱、本稿本の執筆時期であるが、本文中にそれを確認するところがなく、臆測の範囲を越えるものではないが、斯道文庫蔵冬照書写本（稿本1）又、その前稿本である同蔵本（稿本12）の「総論」末識語に「天保十五年五月廿五日畏々も申す 橋守部」と記してあるので、本稿本は確実にその後の改稿本であることは判る。又、釈文中には「此事言別、又難語考^{ハ葉}にも、既に弁へつれば、あら／＼云也」（巻之四・廿七〇）と記しているところから、この場合、「言別」即ち「稜威言別」の定稿本完成時を前後する頃——此事に就いては前掲天理本（稿本3）解題「備考二」を参照されたい——が推測されるのである。そして、とりわけ「旧事紀」本文の引証例の多見するところから「旧事紀直日」着手後の事と想定され、未定稿本系諸稿本の成稿の後、「旧事紀」本文の整定と編成とに相伴行しながら、定稿本系の第一稿として着手したのが本稿本ではなかつたろうかと推測するのである。その時期は又弘化二年九月十七日、天覧に供した「稜威道別」第一次完成稿時あとをうけ、更に生涯の著述に入魂しての改稿ではなかつたかと臆測するのである。

印記、両巻々首に「椎本文庫」朱印を捺す。

袋綴、三冊。改装濃紺色表紙、堅二十八・四纏、横十九・七纏。但し、卷之四・五の両巻には本文共紙元表紙がある。料紙、薄手斐紙。字面高サ約二十纏（本文）。釈文一字下げ。分註は二字下げ細書する。毎半葉、本文七行、釈文十行。

題簽、金切箔散し短冊（表紙左肩）に、「稜威道別 卷三（四・五）」と後補墨書する。巻之四・五両巻の元表紙には、自筆にて「稜威道別 四（五）」と表紙左肩に記している。内題は「稜威道別巻之三（四・五）」と記し、巻之三題下に「橋守部畏々撰」と自署している。

本書の編成次第は、

第一冊 稜威道別巻之三 日本書紀神代上之一 自神代上第一段至第四段一書第十（筆者注、以下同）一柱下ニ丁附
「一（～五十三）」

第二冊 同巻之四 日本書紀神代上之二 自神代上第五段至同段一書第八—同丁附「一（～五十一）」

第三冊 同巻之五 日本書紀神代上之三 自神代上第五段一書第九至第六段一書第三—同丁附「一（～五十九）」

となつてゐる。本書の編成は板本以下前掲書までと既に全く同一である。

本書は前掲斯道文庫藏自筆稿本（稿本4）の前稿本である。しかし、所謂草稿本ではなくして、これも前者同様に、一旦は成稿として清書されたものであろう、端麗な筆跡を以つて書写されている。其後、書写のあと間もなくあるうか、朱句点を施しながらに叙述を推敲する処がまま散見され、更に再び、書紀本文の墨筆校訂と共に欄外・行間に

同墨筆の塗抹と増補が加えられ、やや草稿的な稿本となっている。

前掲稿本4と比較すると、概ね次の如き経過が辿られる。

先ず、本書の巻第編成は上記した如く、前掲稿本4と異なるところはないが、書紀本文に於ては、一部未整定の本文が存し、書写後に墨筆の改訂^註を施し、改訂本文がそのまま前掲稿本4に移行している。従つて、書紀本文は本書にて整定の後、定稿本本文として踏襲されることとなっている。

又、釈註の項目は前掲稿本4に比し、やや尠いが殆んど変るところがない。しかし、その釈文、分註は異同するところが多く、本書が時に詳述し、前掲稿本4が簡略に略記し又削除するところなども散見するが、全般的に本書の論述を整備し、刪定しながら、自説のあらたな展開などを含めて、大幅に増補されていったのが前掲稿本4である。本書に於ては論旨に未だ自説の決定を遂達する一面も見出され、永々たる研鑽の経過が覗われる。上記した朱墨両筆の補訂であるが、朱筆補訂は一部更に改められて前掲稿本4の本行中に転写されるところがあるが、墨筆補訂は、そのほとんどが、ほぼ全文が其儘に前掲稿本4に移写されている。それは再度の補訂の跡をとどめたものであろうが、その経過からみて、恐らく、墨筆補訂は前掲稿本4改稿寸前のことかと推定されるのである。

扱、本稿本の執筆時期であるが、本書にも屢々、「如此るさかしらわさに、二種あり、其一種は、総論に引し」（巻之三・一ウ）、「故レ此事既ニ^(未)総論にも云ヒれど」（巻之四・三オ）、「総論に^{引合せて世の感ひを晴(ハル)くべき、(シニ備ふへかりしを失)}其よし引て云へきなれど」（巻之五・五ウ）の如くに誌している。本稿本に云う「総論」は、その巻之一・二として上記諸巻と共に改稿されたものか否かは現存本を見出されぬ今如何とも推測しがたいが、尠くとも後述の斯道文庫自筆稿本（稿本12）以後の「総論」を指すものであり、或は同巻冬照書写本（稿本11）の「総論」の如きをいうのであったかもしれない。というのは、本稿本には屢々既述するところの「旧事本紀」を所引するところは皆無であり、「旧事紀直日」着稿以前の稿本であると推定され、

その点では寧ろ未定稿本系統に属するからである。しかし、上記した如く、本稿本は前稿本とは踵を相接する稿本であり、未定稿本系としては、最終過程に位置するものであるかと推測される。

又、本稿本の釈文の中には、「言別に云〇が如し」（巻之三・五十ウ）、「此事、言別、又難語考八葉にも、既に弁へつれは」（巻之四・廿六オ）等、前掲書同様に、釈註を「稜威言別」に譲る旨を断つてあるのが散見される。この言別は前掲稿本4と同じく定稿原本を指すものか猶ためらわれるが、恐らく言別定稿本着手に近い頃の成立であったらうかと想定されるのである。強いて附会すれば「稜威道別」天覧の稿本と同時期の一本であり、間もなく「旧事紀直日」整定と、定稿本系の前掲稿本4を前にしてのことではなかつたかと思われるるのである。

印記、各冊卷首に「椎本文庫」朱印を捺す。

註　巻之四神代上第五段一書第六の本文は、

伊弉諾／尊不聽陰、取湯津爪櫛牽一折其雄柱以、為ニ秉炬而見之者、則膾沸虫流。
櫛此其緣也、時伊弉諾／尊大驚之曰……中略……醜女亦以抜噉之、瞰了則更追、後則伊弉冉ノ尊亦自來追
○是時伊弉諾ノ尊、已ニ到泉津平坂、○今世ノ人夜忌ニ一片之火、又夜忌擲櫛此其緣也。
の如く、校訂箇所に圈点を設け、次に欄外に補訂している。校訂本文は斯道文庫蔵稿本4にそのまま踏襲され、本書の〇忌、一片之火云々の註文も又本書に印す指定に従い、稿本4に於て当該箇所に移註している。猶数ヶ所にかかる校訂が見えるが、概ね本書の本文補訂に於て、守部校訂本文は整えられたものと推測される。

袋綴、一冊。正ツナギ空押香色表紙、豎二十六・四糸、横十八・八糸。料紙は薄手楮紙に匡郭を刷れる用箋にて、四周單辺、豎二十一・一糸、横十五・五糸。釈文一字下げ。每半葉、本文七行、釈文十行、分註双行。
題簽、短冊形白紙に匡郭を設け、上辺に「池庵」、下辺に、「文庫」と印刷せる自家専用のものにして、表紙左肩に貼付し、自筆にて「稜威道別 神代上之一 卷之三」と記してある。内題、「稜威道別卷第三」と記し、その許に「橘守部畏々撰」と自署する。

本書の編成は題簽に誌す如く、

日本書紀神代上之一 自神代上第一段至第四段一書第十（筆者注）一柱下方ニ丁附「○一（～四十七）」
であり、板本以下前掲稿本と共通する。

本書は前掲斯道文庫蔵自筆稿本（稿本5）の前稿本である。本稿本も所謂草稿本ではなく、上記専用箋を使用して、極めて丹念に繕写され、寧ろ当初は板下本の下稿として書写された如き印象を受ける。恐らく、稜威道別第一次の完成稿を意図しての改訂稿本であったかと思われる。しかし、其後朱筆を以つて、多少の補訂を行間、欄外に書入れている。本書と僚巻をなすものに、次述の静嘉堂文庫蔵自筆稿本存卷四・五（稿本7）二軸と天理図書館蔵自筆稿本存卷六・九（稿本8）四冊がある。

本書は前掲稿本5に較べると、次の如き異同が見出される。

本稿本は全般にわたり前掲稿本5に比し、釈註は簡素であり、註項目もやや渺く、叙述は時に重複し、冗長の嫌い

がある。その論述にも傍証例を欠き、自説を充分に整備するにいたらぬ一面が各所に散見され、所引日本書紀本文に於ても小異が存する。

本稿本は上述した如く、第一次成稿本として書写されているのであるが、其後稿本の進行するに従い、次述する天理図書館本（稿本8）—本書と僚巻をなす—に至ると、一旦繕写されて後、加筆補正が増加するにおよび、更に本稿本は全面的改稿を余儀なくすることとなつたのであろう。

従つて、其点では本稿本と前掲稿本との間には顯著な異同を隨所に提示している。各註項目に於ても相当な増訂刪修が施されて、所説の充足、叙述の整備と推敲を経て、前掲稿本5の改稿となつてゐるのである。

拵、本稿本の執筆時期に就いては確証は得がたい。しかし、本稿中にも次の如きいくつかの執筆時期を推定する手懸りが散見される。

そのひとつは、二十丁表、双註の中に、「猶此等の事は、難古事記伝の方にも、弁へたるを見合すべし」と見え、「難古事記伝」成立以後のことであることが判る。「古事記伝考異」にはじまる「難古事記伝」の成立は後述する如く、その間に「記伝概言」など兩稿本経過を辿り、「難古事記伝」の書名に定着するまでには幾度かの改稿過程があり、その成立を確認するのは困難であるが、天理図書館蔵「記伝概言」四卷の「於褒牟涅」末に「天保十三年三月十八日」と記され、斯道文庫蔵「難古事記伝」定稿本五卷「於褒牟涅」にも前稿の期日を踏襲して「天保十三年三月」と誌しているが、その事実上の完成は、同定稿本序末に記す「天保十五年卯月」頃から、いくばくも遡らぬ時期の事であつたろうかと推定される。本書に云う「難古事記伝」も、その定稿本を指してのことであつたろう。

又、本稿本中、四十五丁表には、「此段に、汝身何成耶と、互に問せ給ふ意をとりて、負せたる事、言別に云か如し」と、「稜威言別」を挙げ断つてゐる。これも前掲稿本（稿本5）同様に「稜威言別」成立に係ることであるのは明

らかである。

更に、本稿本、四十五丁表には、「そもそも談辞と云ふものに、かくしも姪事の多かるは、総論に云々しやうに、夜のおとゞの、目覚くさにそへて云々」述べて「総論」は、前記の「難古事記伝」、「稜威道別」などと併せ考えて、本稿本の場合も、後述の斯道文庫藏自筆稿本「稜威道別」（稿本12）総論以後を受けて云うのであるから、「天保十五年五月廿五日」以降の執筆であることが判明する。

従つて、本稿本は斯道文庫本（稿本12）以後に於ける改稿であつて、前掲稿本（稿本5）とは程遠からぬ時期に成った繕写稿本であつたのであろう。次述の静嘉堂文庫藏自筆稿本（稿本7）に巻四・五、天理図書館藏自筆稿本（稿本8）に巻六・七・八・九の後半を僚巻としてとどめているのを想うと、恐らく神代巻全般にわたる「稜威道別」十一巻は本稿本を以つて完成の運びとなつたのであろう。又、併せて参考されるのは後述する無窮会神習文庫本（稿本9）第六～十三巻八冊はこの自筆本系統の転写本であり、同稿本が神武紀二巻を加え終了しているのをみると、更に本稿本は神代巻・神武紀をあわせ全十三巻を完成していたことが判明するのである。

本稿本は定稿本との間に未だ猶上述の如き幾多の改稿・補正の段階を重ねるのであるが、ともかくも本稿本を以つて、幸手以来の永い經營の果に、神典究明の立脚の地を確認しての日本書紀総釈の第一歩を世に問うべくして成った第一次の記念すべき完成稿本であつたものと推測されるのである。

しかし又、本稿本も前掲稿本（稿本5）同様に「旧事本紀」を所引するところは皆無であり、その点では上述してきた如く、私に云う未定稿本系統に属する稿本であつたと考えられるのである。これは私の想像にすぎないが、「穿履集」巻六雜上に見える弘化二年九月十七日、禁裏における日本書紀御会読につき、天覧に供すべく奉呈したと記す「稜威道別」は、恐らく本稿本の繕写本か、それに近き改訂淨書本、例えば、無窮会神習文庫本（稿本9）の如き体裁

を整えた十三巻本ではなかつたかと暗推されるのである。それは、やはり「旧事紀直日」整定に係る時期の問題が縷述した如くに考慮されねばならないからである。とすると、本稿本も一応の完成稿ではありながら猶日本書紀綱釈に於ける「旧事紀直日」の導入をまつ前の、そして、さきの弘化二年九月の献上本を前にしての、未定稿本系の略完成稿本であつたかと考えてみたいのである。

猶本書卷第三の一冊は加筆補訂の跡はわずかであり、その朱訂は前掲稿本（稿本5）に入るところが散見される。印記、後表紙見返しに「椎本文庫」朱印が捺されている。

稜威道別存卷第四・五
自筆（稿本7）

静嘉堂文庫蔵

巻子本、二軸。雲母入鳥子紙改装表紙。見返し、縹色地金切箔散し。紙幅二十六糁。題簽、茶褐色短冊に「稜威道別」（別筆）と記す。原装は袋綴二冊本であつたのを巻子本仕立と改装したものである。料紙は前掲斯道文庫本（稿本6）と同じくし、四周单邊（現在左辺は巻子改装の際切断され僅かに残痕をとどめるのみであり、前掲本（稿本6）にみられる丁附は刪除されている）、堅二十一・一糁、横十五・五糁（但し切断部分による若干の相違あり）の匡郭を印刷した楮紙の専用箋である。両巻全裏打す。内題、「稜威道別卷第四（五）」と記し、四・五の右に朱筆にて共に「五」と加筆している。前巻の朱は薄く、後巻は明瞭であるが、朱訂の理由は現在明らかにしがたい。註一原袋綴丁数は、卷第四、四十三丁、卷第五、四十三丁。每半葉、本文七行、釈文一字下げ、十行。分註双行。署名なし。全巻美麗、端正に淨書され、僅か一・二ヶ處に数字の見消ちを散点するにすぎない。

本稿本の巻第編成は、

第一軸 稲威道別卷第四（五朱） 日本書紀神代上之二 自神代上第五段至同段一書第八（筆者注）

第二軸 稲威道別卷第五（五朱） 日本書紀神代上之三 自神代上第五段一書第九至第六段一書第三（同）

となっており、板本以下前掲諸稿本の当該巻と同一である。

本稿は記した如く、現在巻子二軸にしたてられ、前掲斯道文庫本（稿本6）とは装訂を異にするが、同一用箋を使用して端麗に清書され、後述するように、斯道文庫本（稿本6）につづく同一稿本であると推断される。次掲の天理図書館本（稿本8）と共に僚巻をなし、「稲威道別」神代上下巻第三巻から巻第九巻中の第四・五両巻であつたのが、現在の如くに散離所蔵されるにいたつたものと思われるのである。

本稿本は右記の僚巻たる両稿本に見られると同様に、巻第の表記は「稲威道別卷第四（五）」とあり、前掲斯道文庫本（稿本5）以後の改稿本の如く「稲威道別卷之三（～五）」と改められる以前の表記である。又、註項目も両僚巻同様に、稿本5に比しやや尠く、訛註も前記（稿本6）した如く稿本5以前の叙述の階程にとどまつてゐる。そのほか、書紀本文の校訂に於ても稿本5の前過程にあり、両三本は同一校本であつたものと認められるのである。但し、本稿本には朱墨訂正は僅か一・二ヶ處にすぎず、前掲稿本6に比しても、まして後述天理図書館本（稿本8）の加筆補訂の如きはなく清書されている。この点からのみ見れば、あるいは、両三稿本中、本稿本などは加筆補訂本を更に改め繰写したものであつたかとも臆測されなくもない。しかし、現在、その間の事情を推測すべき手懸りはなく、同一稿本中の離散した改装稿本とみるほかはないのである。

従つて本書の執筆時期も両三本は略同じくして第一次完成稿本として成立したのであるう。因みに、本稿本中にも「総論に、委しく弁へたる如し」、「此事言別にも、難語考八葉にも弁へつれは云々」の如き、「総論」、「言別」等、その成立期を示唆する書名をあげている。

註一 現在既に推断しがたいが、「卷第五」^{(五)(未)}の墨筆「五」は「四」を誤記せしを削りて上に加筆せしが如く見受けられる。それ故に「五」を朱訂したものかとも考えられるが、しかし、「卷第四」^{(五)(未)}の場合には同様の推測は不可能であり、未詳といううかはない。後述の天理図書館本（稿本8）に見られる卷第の変更などから、あるいは、かかる朱訂の錯誤が生じたのかもしれない。

註二 本稿本の書紀本文は前掲斯道文庫本（稿本5）に於て改訂されているのが二ヶ處見出れる。卷第四、神代上第五段一書第六と卷第五、同段一書第九の兩本文中である。前者に就いては、斯道文庫本（稿本5）の解題中に註記したので、後者を例示すると、本稿本に、

時伊弉諾尊、乃投其杖、^{ノリ玉キヨコナタベイカツチ}自此以還雷不敢來、^{ヨウイフナタカシテ}是謂岐神、^{ゴンハマラスナトノカミ}『此本号曰^{ヒカルヤクナ}來名戸之祖神焉』所謂八雷者云々

とある本文中、『』圈内の本文を、稿本5に於て消去の傍線を引き、本文中に書入れし、

今本岐神ノ下に此ノ本号曰^{ヒカルヤクナ}來名戸之祖神焉」とあるは後人の道饗祭祝詞に依て書加へたる換入也と削除すべき由を断つて。以後の改稿に於て、即ち稿本4から定稿本にいたるまで此一文を除去することとなるのである。本稿本卷第四・五と稿本5とに見出される本文校訂の顯著な一例であるが、両稿本に於ける書紀本文の改訂は既に殆んど変るところはない。

稜威道別存卷六十九

自筆（稿本8）

天理図書館蔵

袋綴、四冊。凸ナギ空押香色表紙、堅二十六・五糸、横十八・七糸。料紙、薄手楮紙に匡郭を刷った用箋、四周單辺、堅二十一・一糸、横十五・五糸。但し、一部に継紙し、改訂稿を補紙する処がある。釈文一字下げ、分註双行。毎半葉、本文七行、釈文十行。

題簽、短冊形白紙に匡郭を設け、上辺に「池庵」、下辺に「文庫」と印刷せし自家用箋にて、表紙左肩に貼付し、自筆にて「稜威道別 神代上之四（～神代下之二）卷之六（～九）」と誌している。内題、「稜威道別卷五（～八）」と記

す。署名なし。本稿本四巻四冊は前掲斯道文庫蔵卷三（稿本6）と同じく、同装訂・同用箋に端麗に繕写されたのであるが、その後、朱墨の増補訂正が甚しく施されたのであらう、行間、上欄の加筆のみならず、継紙、又は補紙を以つて追補するところが少くなく、当初の淨書本的性格は崩れ、すでに草稿本的な傾向を示すにいたつている。

本稿本の編成次第は、

第一冊 稜威道別卷五六(末) 日本書紀神代上之四 自神代上第七段至同段一書第三（筆者注、以下同）一柱に丁附「〇一（～三十九）」。

第二冊 同卷六七(末) 同神代上之五 自神代上第八段至同段一書第六—丁附「〇一（～四十八）」、但し補紙に一箇処丁附を欠き実数四十九丁。

第三冊 同卷七八(未) 同神代下之一 自神代下第九段至同段一書第一前半—丁附「〇一（～四十八）」。

第四冊 同卷八九(未) 同神代下之二 自神代下第九段一書第一後半（承前）至同段一書第三—丁附「〇一（～四十六）」。

となつていて、本稿本の編成は既に前掲斯道文庫蔵自筆定稿本（稿本1）と、その次第を同じくしている。但し、本稿本は右記した内題に見るが如く、その各卷第は、それぞれ朱筆の訂正巻第が傍記されている—題箋の卷第は内題の卷第朱訂後統一されたのであるう。この巻次第の、れは、恐らく、後述斯道文庫本（稿本12）の旧稿「総論」が全一巻を予定したために惹起され、以後其巻第を踏襲したことによるのであらう。そして、その朱訂巻第は、其後、「総論」を前後二巻に改編することとなつて、それをうけ本稿本も改編巻第を朱筆にて訂正したものと思われる。即ち「総論」二巻・神代上下九巻、又加うるに無窮会神習文庫本（稿本9）の神武紀二巻であつたる。「稜威道別」の巻第編成は本稿本を以つて、次稿本から定稿本にいたるまで統一整定されたのであつたと推定されるのである。

又、本稿本は第六～九巻迄、四巻四冊であるが、前記した如く、前掲斯道文庫本（稿本6）、又静嘉堂文庫本（稿本

7) とは僚巻をなすものと推定され、両三稿本はその装訂、用箋一但し静嘉堂文庫本は巻子本に改補の一致に明らかなるのみならず、その前後の稿本に較べ、書紀本文・釈文等の叙述形態が共通するにもかかわらず、次の如くその巻第表記に於て、前掲両稿本と相違するのである。

即ち、前掲両稿本は「稜威道別巻第三(四・五)」と記し、定稿本「巻之三・五」と巻第を同じくしているのに対し、本稿本では前記した如く、「稜威道別巻五(六・七・八)」と記されているのである。まず、巻第の「第」字を本稿本が欠くと共に、巻第数を見消ち傍記朱訂正していることである。前掲両稿本が本稿本と僚巻をなすものであれば、執筆次第から想定して、当然の事ながら、本稿本同様に「巻二(三・四)」と記され、朱訂が施されていてしかるべきであろう。両三本が同一稿本としては、これは理解しがたい疑点として残されるのである。

現存稿本からは、其経過と執筆事情は猶確認しがたいことではあるが、しかし、次述斯道文庫本(稿本10)を見るに、その内題には「稜威道別巻二」と記され、実は定稿本巻三であつて、前掲斯道文庫本(稿本6)の文字通り前稿本である。そして、その執筆後の増補訂正を辿ると、斯道文庫本(稿本6)となるのである。このことから、その改稿経過を臆測すると、この加筆補訂本(稿本10)は巻三・四迄に進歩していく、その改訂作業からして、既に本稿本と同一改稿本の過程にあるものと認め、さて新たに、専用箋を使用して改稿するにあたり、前記前半諸巻はひとまず其儘におかれ、本稿本巻五から着手改稿されたのであるうか。其後「総論」が二巻の編成に改められた後をうけて、本稿本の僚巻たる稿本巻三・四・五(稿本6・7)が加筆補訂本(稿本10と散佚巻)に沿つて繕写されたのではなかろうか。それ故に巻第も「総論」二巻のあとをうけ「稜威道別巻第三(四・五)」と改められているのではなかろうか。本稿本の朱訂巻第は、従つて其後のことであつたろうかとも、その改稿経過に臆測をはせてみるのである。勿論、臆測の域を越えるものではないが、いざれにせよ、両三本は同時期の改稿僚巻たることは疑いがたいものと考え

られる。

次に、本稿本諸巻と掲出諸稿本との関聯をみると、まず、本稿本とその前稿本とは、本稿本巻七と後述斯道文庫蔵自筆稿本（稿本12・存総論・巻三・巻六）とであるが、その稿本12巻六は本稿本巻七に当り、本稿本は稿本12のあとを受けて改稿されたものと推測される。稿本12は塗抹・改訂・増補のかなり著しい稿本であるが、本稿本はその増補改訂に沿いつつ、更に論述を大幅に新訂しながらに改稿されている。註項目は既に両稿本全く同じくするが、時に同一註項目を全面的に改補するところなども散見され、叙述の整備・考証の追補、所説の不足を補うなど、全巻を通じ刪修、整除が施されて、やはり面目を一新している。前掲本（稿本6）にて述べた如く、「稜威道別」十三巻の第一次完成稿として改稿繕書された稿本であったと推測される。

書紀本文に就いて一例を挙げると、神代上第八段一書第三の末は、

其素彌鳴尊断レ蛇之劍。今在ニ吉備神部許ニ也。其斬ニ大蛇トコロ

と流布本を増訂し、その註項目には、

○其斬ニ大蛇之地則、この七字、今本になきは、脱したる也、古本には、總て如此あり、故レ補ひつ、

と註記している。以後定稿本にいたるまで右の本文校訂は踏襲されるのであるが、この例などは、後述稿本12の本文整定を受けての一例であり、かかる箇所がまま散点する。

又、本稿本にての本文校訂は、わずかであるが、例えば、神代上第七段一書第二の末は、

送糞比云ニ俱蘇摩屢一玉籣比云ニ多摩俱之一祓具此云ニ波羅閉都母能一手端吉棄此云ニ多那ナスエノヨシラヒト
祝之此云ニ加武保佐枳保佐枳枳一逐之此云ニ波羅賦一
須

の右文を細註双行に記し、左傍点部分を圈中に囲み、「此云ニ多摩俱之一」の次に改訂すべく指示している。又「○逐

之、此訓註の波は、夜ヤをあやまれるなるへし」と訂しているなど、本稿本中に見る校訂であり、定稿本に引継がれているのである。

或は、又、

其後少彦名命行ニ至熊野之御砦。遂適於常世鄉矣。（神代上第八段一書第六）

此神之子即甘茂君等。大三輪君等。又姫躑躅五十鈴姫命。（同右）

の如く、□圈にて囲み、各一字を被除している。これらも共に定稿本の本文となつてゐる。

かく、この種の書紀本文には猶多少の異同を施してゐるのが散在するが、この期に於て既に殆んど本文は整定されたものと推定されるのである。従つて、稿本12との相違は主に釈註部分に限られ改稿されたのである。

次に、本稿本卷六・八・九（朱訂卷第）に就いてであるが、この両三巻はその前後に比較すべき稿本が管見に入らぬので、以下斯道文庫藏自筆定稿本（稿本1）と又、定稿本に隣接する前述の天理図書館蔵自筆稿本（稿本3）の両本とを参照比較するほかはない。

まず、その書紀本文は右述した如く、些少の改訂を本稿本に散見するにすぎず、両三巻は既に定稿本・天理本（稿本3）兩本のそれと殆んど相違するところはない。しかし、その訓点には、これも僅かながら定稿本・天理本（稿本3）と異なるところが散点し、時に異訓がまま見出される。やはり、本稿本に於て本文同様に定着したものとみてよいであろう。

その註項目は定稿本と天理図書館本（稿本3）との間にも小異はあるが、その異同は本稿本のそれと比較するまでもなく僅差なものにすぎない。本稿本は兩稿本に較べて註項目はやや尠く、兩稿本へと次第に増補、整備されてゆくのである。因みに本稿本卷八は天理本（稿本3）と共に通巻が存するので、両本を比較すると、(イ)天理本（稿本3）にて

増補される註項目と、(回)本稿本の補訂書入中に新項目が設けられ天理本（稿本3）にて本行中に整叙される項目、(ハ)本稿本の項目を前後の叙述から整理してゆく、三つの方法がとられ、次第に定稿本へと接近し移行してゆく傾向が窺われるものである。

右の註項目はしかし既に過半は両稿本と同じくするのであるが、その釈註にいたると、両稿本との隔りは甚だしく、全般的に本稿本は簡略であり、時に縷述し重複して、やはり完全な成稿とは云いがたい諸点が散見されるのである。卷七のほかは、隣接する稿本を欠くので、その改稿経過全般は推測すべくもなく、また、その比較は妥当性を欠くが、本稿本は当初完成稿を期して繕写されたながらも、その所論、叙述、考証の不備を痛感したのであるう、執筆後、朱墨の補訂書入れとなり、時に改訂甚だしき処には継ぎ紙し、補紙を挟んでの加筆となつたものと思われる。本稿本四巻四冊は僚巻たる前掲斯道文庫本卷三（稿本6）・静嘉堂文庫本卷四・五（稿本7）に比し、甚だ著しい。——斯道文庫本卷三に改補の少いのは寸前の草稿本（稿本10）がすでに存したからであろう。ともかく、一旦、淨書された本稿本は此加筆補訂によつて再度の改稿を余儀なくされることとなつたのであろう。その増補部分には、屢々「纂疏云」、「口決云」、「集解云」など、書記の基本参考資料を挙げて引用し、再検討する処がまま警見されるのをみても、完成稿となるには更に以後に見る諸稿本の経過を俟たねばならなかつたのであろう。

本稿本の執筆の時期は、既に前掲本（稿本6）にて略記したので再述をさけるが、本稿本卷七は現存稿本からみて、後述斯道文庫本（稿本12）の後をうけての改稿本であるから、同本に見る加筆補訂の後、程なくして着手されたことかと想像される。そして、それは前稿（稿本12）の草稿に沿ひながら、第一次の完成稿本を期して、私家の用箋を整えた上で改訂繕写本たらしめようとしたことであつたろう。しかし、猶稿了後、各所にわたる補訂をやむなくし、現在見るが如きの書写情況となつたものかと思われる所以である。それは弘化元年後半から同二年のはじめにもかけて

のことであつたろうか。いずれ、天覧の栄誉に浴する弘化二年九月を前にしてのことであつたかと臆測されるのである。本稿本中にも屢々「稜威言別」に言及しているところを見ると、同書定稿本の着手、あるいは、その準備にも寧日なき頃日でもあつたのであらう。両書相併称し相対偶して完稿を期していたものと思われるるのである。猶本稿本系統の転写本に次述の無窮会神習文庫藏本（稿本9）卷六～十三の八冊がある。

本稿本には、「椎本文庫」等橘家の印記が見えぬ。早くして橘家を離れたのでもあるらうか。

稜威道別 存卷六～十三 筆者未詳 （稿本9）

無窮会神習文庫藏

袋綴、八冊。朽葉色菊花唐草空押表紙、堅二十六・三纏、横十八・五纏。料紙、楮紙。字面高サ約二十二纏（本文）。釈文一字下げ。毎半葉、本文七行、釈文十行、分註双行。

題簽、子持梓付刷短冊（表紙左肩）に「稜威道別 六（～十三天尾）」と墨書。内題、「稜威道別卷六（～十三）」とある。署名なし。

全巻端麗に繕写され、僅かに所蔵者井上頼因氏による朱筆の本文訂正が散見される。筆写者は未詳であるが、明らかに守部手跡を模するものである。但し、卷九の一冊のみが別筆である。本書は後述する如く、斯道文庫藏自筆本卷三（稿本6）・静嘉堂文庫藏自筆本卷四・五（稿本7）・天理図書館藏自筆本卷六～九（稿本8）等の系統、その第一次補訂稿からの転写、寧ろ臨模本であるらうかと推定される。

本稿本の各巻編成次第は、

第一冊 稲威道別卷六 日本書紀神代上之四 自神代上第七段至同段一書第三（筆者注、以下同）一柱に丁附「一（

三十八」。

第二冊 同卷七 同神代上之五 自神代上第八段至同段一書第六一丁附「一（々四十八）」。

第三冊 同卷八 同神代下之一 自神代下第九段至同段一書第一前半一丁附「一（々四十八）」。

第四冊 同卷九 同神代下之二 自神代下第九段一書第一後半（承前）至同段一書第三一丁附なし、四十四丁。

第五冊 同卷十 同神代下之三 自神代下第九段一書第四至第十段一書第一一丁附「一（々四十九）」。

第六冊 同卷十一 同神代下之四 自神代下第十段一書第二至第十一段一書第四（神代下卷尾迄）一丁附「一（々三十

三）」。

第七冊 同卷十二 同神日本磐余彦天皇之上 自神武天皇即位前紀至同紀六月乙未前半（「于時天皇適寐忽然而寤之曰予

何長眠若此乎尋而中毒士卒悉復醒起」迄一丁附「一（々三十八）」。

第八冊 同卷十三 同神日本磐余彦天皇之下 自同即位前紀六月乙未後半（承前）至神武紀末七十七年秋九月乙卯一丁

附「一（々五十三）」。

となつてゐる。本稿本の編成は前掲天理図書館蔵自筆稿本（稿本8）の当該巻次の編成と全く同じくし、以後の改稿諸本、更に全集底本に至るまで、卷十二・十三の両巻を除き巻第に於ては同一編成をなしてゐる。卷十二・十三の両巻については後述する。

扱、本稿本卷六・卷十三の八冊が依拠した底本であるが、本稿本と全く同一である自筆稿本は現存しないが、前掲

天理図書館本（稿本8）卷六・九の四巻と本稿本当該巻との間には次の如く緊密なる親子関係が見出される。

(1)卷六・九の両巻は、天理本に於ける著しい朱墨筆の補訂書入れ、又継紙改稿部分はすべて本稿本中には見出されないが、但し天理本の巻第訂正、一・二語の訂正など極く当初の朱訂は本行としている——上記以外の過半は行数・字

詰・字跡にいたるまで全く同一であり、寧ろ当初の自筆原本からの直接の影写に拠るものかとさえ推定される。しかし、当然の事ながら継紙部分の補訂による丁数、各葉字面の変動は散見される。従つて、天理本の上記補訂部分に関しては、その改訂以前の本文をとどめているものであるかと推測されるのである。

(回)卷七・八の両巻は、天理本に屢々散見する略一行内外の朱筆訂正と継紙補訂部分—卷七は過半、卷九は全紙—は前者と異り、本稿本の本行に組込まれて転写されている。そのため卷七に丁数の変動、両巻に字詰などの相違が散見されるが、そのかぎりに於ては影写又は臨模本と見て差つかえがない。但し、前者同様両巻にも墨筆後補書入れは著しいが、本稿本は一切これを転写していない。

天理本に於ける上記朱筆訂正是稿後間近い第一次訂正であろうか。その後、更に相当の改訂増補の必要が生じたのであるう。その間暫くのまを置き、継紙補訂の作業があつたものと推測される。次いで最終的な墨筆増補を欄外・行間に書入れし、あるいは、又継紙増補なども加えられて次稿(稿本5系統)への改稿にと転じたのであつたろう。概ね上記の推測に然したる誤りはなかろうかと思われる。

本稿本は右の天理本加筆経過からみると、卷六・九が第一次改訂過程以前の略原形の跡をとどめ、卷七・八が第二次継紙加筆過程の跡をとどめている転写本と比較上指摘しうるのである。猶其間の転写事情、改訂経過の詳細は推測すべくもないが、大凡第一・二次改訂過程の途路に於て、上記四巻が転写—其間には猶自筆稿本からの直接の影写なども存したかも知れないが—され來つたのであつたと認められる。従つて、以下卷十一十三の四巻に就いても上記四巻同様に、この天理自筆本系統—斯道文庫藏自筆本卷三(稿本6)・静嘉堂藏自筆本卷四・五(稿本7)—の加筆補訂過程に於ける同時期の転写、又は臨模一本としてとどめられた稿本であったと考えられるのである。この系統本は上記自筆諸稿本の第三十九の七巻が散在するのみにて余巻はその所在を明らかにしない。その意味からも、又前述したご

とく、未定稿本系統の一応の完成稿として本稿本の伝存意義は尠くないと思われるるのである。

次に、本稿本卷十二・十三の両巻に就いてであるが、両巻は全集卷十二上下に相当する。その全集底本（現在所在未詳）は、同解題に、橘純一氏が、

十二卷上下

写本 一冊

これは神武紀の註であるが、毎葉添削の跡ある未定稿である。巻頭の題目に「稜威道別十一」とあつて前の神代の巻の註から引続くとしては巻次が合はない。これは、稜威道別は守部翁が心血を注いだ著書であるから、幾度か稿を改めたので、現に予の家に蔵する同書の稿本は、今回刊行した原本の外に四種ある。その中総論を第一巻としたものと（筆者注、斯道文庫蔵稿本12歟）、第一、二巻を総論に充てたもの（同注、天理図書館蔵稿本3歟）とがある。蓋し此の神武紀註が道別巻十一となつて居るのは、第一巻だけを総論に充てた系統に属するからである。此の系統の稿本は、今回刊行した原本よりも旧稿に属するもので、註も比較的粗雑である。今回此の神武紀の註をも整理して、収録することとなつたので、巻次を合せる為に、卷十二上下巻と改めたのである。かやうな次第であるから、此の神武紀の註は、神代紀に比べると、少しく見劣りがするのである。

と述べられている。まず、留意されるのはその底本が上掲諸巻と異なる未定稿の草稿本を使用していることである。卷第も「稜威道別十一」とあって、「総論」を全一巻にあてた旧稿本の系統であることが、右掲出文中に註記した如く、「総論」を第一巻に充当した自筆稿本は斯道文庫蔵稿本12であると推定されるので、本稿本の拠った原本は天保十五年五月廿五日以降の稿本であったと考えられる。

拠、本稿本と全集底本とを照合するに、本稿本は全集底本卷十一神武紀が卷十二・十三の両巻に改編されている。

全集の卷十二上下両巻の編成は全集編輯時の任意な分割であるので、本稿本と若干の相違があるのは勿論問題となら

ないであらうから、神武紀を一巻とし、巻十二・十三とした稿本過程の時期が本稿原本の成立時と想定して然るべきかと思われる。現存諸稿本からみると、それは、斯道文庫蔵稿本10以後の事となる。該稿本は全集底本同様に「總論」を全一巻に充當したために、神代紀上の始めを「巻二」としていて、次稿斯道文庫蔵稿本6から当該巻が「巻三」と改編されているからである。又、この斯道文庫蔵稿本6は本稿本巻六・九の依拠した原本と同時期の僚巻をなすものであるからして、本稿本巻十二・三の両巻は先行諸巻とは別個な独立した稿本からの転写本ではなくして、同一稿本からの転写本であったと推定されるのである。斯道文庫蔵稿本6・静嘉堂蔵稿本7・天理図書館蔵稿本8の巻三・九の稿本は本転写本によつて此期に神武紀まで全十三巻を稿了し、更に一部補訂の経過に入つていたことが略推断されるのである。

その内容の上から両本を見ると、全集底本は「毎葉添削の跡ある未定稿」と誌されているが、本稿本は転写本といいながらよく繕写され叙述上の混乱は認められない。書紀本文には両本殆んど異同するところはないが、その訓読に於ては顕著に相違し、詳密且つ敢て和訓〔註〕を以つて変改するところが多見され、全集底本から更に一步前進、意を尽した跡が瀝然とする。註項目は略同様であるが相互に多少の増減がある。釈文については、全集が「註も比較的粗雑」であるのに対し、全般にわたり相当の増補と改訂、又整叙の跡が辿られ、更に整備するにいたつている。全集底本が草稿本としてあつたものに、本稿改稿にあたり、大略右記の増訂を施しながらに成稿となつたのであろう。従つて基本的には全集底本と極めて近く、両本の関係は草稿本と成稿との差異にとどまるものといえようか。ただしかし、何故に全集が本稿本の原本を採用することなく、草稿本に拠ることとなつたのであらうか、と疑念を抱くと共に、その意味では、本稿本を以つて全集の不備を補うところは尠くないと思われる。

又、全集底本は所在未詳ながら、かく寸前の稿本であり、その執筆時も本稿本の原本と恐らく隣接し、前記した如

く、斯道文庫藏自筆稿本10成稿と同時期、あるいは同経過段階のことではなかつたかと思われるので此處に附記し参考する。

本稿本は、現在無窮会神習文庫には嘉永四年刊初編五巻と同架されている。
印記、各冊巻首に「井上頼空藏」朱印を捺す。

備考一

本稿本卷十二・十三の両巻に於て旧事本紀の引用が頻りと多見される。旧事本紀の積極的な採用は屢々各稿本中に縷述して来た如く、定稿本系諸稿本からの事である。冬照書写総論（稿本11）の階程では「今此道別の奥旨も半は此書に拠て悟りながら此書を引用する事のいと罕なるは他の疑を憚てなりけり」と敢て躊躇しているのである。しかるに、かく所引するところを見ると、私に謂う定稿本系統一本という傾向を提示していることとなる。定稿本系統が前掲斯道文庫藏自筆稿本4の過程からと推定されるので、本稿本の拠つた稿本は更にその旧稿本、即ち未定稿本系統の終稿であるから、明らかに仮説との矛盾が生じてくるのである。全集底本の旧事紀所引は本稿本に比しやや尠いが略同様である。本稿本の如きには「此段のみは、此紀も大かたは違はされど、旧事紀尤慥に詳かなり」（巻十三、三十三裏）、「其よし旧事紀に委く出たり既にこと物に引おけり」（巻十三、四十七丁表）など、其書への信頼は顯著である。この矛盾する事実を如何に解すべきかは猶判断しがたいが、本稿本が未定稿本系の終稿に近く、又、神武紀中に紀本文と符合し且つより詳記するところが旧事紀中に多見されるがために、冬照書写本の中で述べた意を再認識し、敢て証例として所引するところとなつたのはなかろうか。すでに、旧事紀再検討への時期にさしかかり、同直日の腹案なども芽生えていたのではなかろうかと臆測して再考を期することにする。

備考二

「栗田文庫善本書目」（日本書誌学大系8「書誌学の発達」附載）に次の一本が記載されている。

稜威道別 橋守部 十三卷六冊

守部の高弟橋本直香の旧蔵本にして、一冊はその自筆なり。薄様に精写し版下本の如し。千家尊孫の序の平仮名交りにして、且凡例を存する等の形式を初め、内容文章著しく版本と相違す。即初期の稿本として版下本を作りしが、更に稿を改めしたためこの書は世に出でざりしものと見るべし。守部主著の異本として尊重すべし。

現在、その所在を確認しがたく、その内容は猶審らかにしがたいが、高弟橋本直香旧蔵本にして、内容文章共に板本と相違し、「初期の稿本として版下本を作りしが云々」と記し、且つ、凡例を存するなど述べているのを見ると、上掲斯道文庫蔵自筆本（稿本6）・静嘉堂文庫蔵自筆本（稿本7）・天理図書館蔵自筆本（稿本8）、又その転写本前掲無窮会神習文庫蔵本（稿本9）の系統本であつたかと臆測される。又、本書には、千家尊孫の平仮名交り序文を載せてゐるという、恐らく上述して來た如く、未定稿本系統の第一次完成稿として、その全貌を伝える唯一の伝存本であつたかと思われ、その存否が気づかわるのである。

註一 本稿本卷十二・十三裏を一例として挙げると、
註二 本稿本卷十二・十三の巻第編成は既述したので、全集の方を記すと、卷十二下は「日本書紀神日本磐余彦天皇之下 冬十月癸巳朔」を以て巻初としている。本稿本の如く「同即位前紀六月乙未後半」を巻首に据えるよりは当を得た編成である。勿論編輯時のことであろうから、寧ろ本稿本の巻第編成の方に問題が残るのである。因みに、当該箇處は本稿本の巻十三・十八丁裏初行にあたる。

註一 本稿本卷十二・十三裏を一例として挙げると、
註二 本稿本卷十二・十三の巻第編成は既述したので、全集の方を記すと、卷十二下は「日本書紀神日本磐余彦天皇之下 冬十月癸巳朔辛酉。天皇親帥二諸皇子舟師一東征。至ニ速吸之門」時。有一漁人乘艇而○至天皇招之因問曰。汝誰也。對曰臣是國神名曰珍彦。鈎魚於曲浦。聞之玉ヘリテ天神子來一故即奉迎。又問之曰汝能為我導耶。對曰導之矣。天皇勅二授漁人椎榦末。令執而。牽之納於皇舟以。海導者乃者賜二名為椎根津彦云々。

の如く見え、全集の訓読との相違は一例を以つてして顯著である。又敢て和臭の訓法を試みている処などあり、本稿本卷十二・十三の特色をなすひとつでもある。

稜威道別存〔卷三〕

自筆（稿本10）

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。改装濃紺色表紙、堅二十八・四糢、横十九・八糢。元表紙、薄手楮紙。料紙に就いては後述す。字面高サ約二十一・五糢（本文）。釈文一字下げ。毎半葉、本文七行、釈文略十行前後なるも各紙相違する処あり。本文墨付、三十九丁。

題簽、金切箔散し短冊（表紙左肩）に、「稜威道別 卷二」と記す。元表紙には題簽・外題共になく、その左肩に、「二」とのみ自筆にて誌してい。内題、「稜威道別卷二」とあり、その許に、「橘守部謹撰」と自署している。

本書は前掲斯道文庫蔵「稜威道別卷三」（稿本6）直前の草稿本である。題簽・内題に「卷二」と記すが、本稿本の構成は旧稿のそれに拠つたものであり、前掲斯道文庫本卷三（稿本6）以下板本卷三に相当する。それは、旧稿が「總論」を全一巻に予定したために、本稿本が神代紀卷初を「稜威道別卷二」と卷第を定めたのであろう。

従つて、本稿本の編成は、前掲斯道文庫蔵「稜威道別」存卷二（稿本6）と同じく、「日本書紀神代上之」 自神代上第一段至第四段一書第十」迄である。

本書は前掲諸稿本と異り、当初から草稿として執筆されたのであろう、その料紙には、主に「難古事記伝」の反故が使用され、以下の如き補訂の跡が辿られる。

先ず、本稿に見る旧稿部分であるが、旧稿といつても時代を隔てるというのではなく、ほぼ同時期の寸前の稿本で

あらう、筆勢も殆んど同じくしている。これは、書紀本文が主で、僅かに釈註部分を含み、前記反故に貼付している。因みに、前記内題、「稜威道別卷二・橘守部謹撰」と記すのは旧稿貼紙部分である。「卷二」とあるのも旧稿を其儘に利用したがためであろう。

次は、「難古事記伝」の反故に、先の旧稿書紀本文に続く釈註部分が書かれ、これが本稿の当初の執筆部分にあたり、第一次の稿本となつてゐる。反故の「難古事記伝」は加筆補訂本ではあるが、天理図書館蔵「記伝概言」四巻本（後述）以後の稿本であり、斯道文庫蔵本の改題定稿本「難古事記伝」（後述）以前である。定稿本間近き草稿本であるところから、自ら本稿本の執筆の時期は推測されるわけである。

以上の旧稿と新稿とから本稿本の本体は成り、その上に、まず執筆後の朱筆の刪訂・加筆が行間・欄外に著しく施され、更に、其後間もなくの事であらう、墨筆の最終補訂が廻渢しともいはばかりに書込まれてゐる。又、墨筆補訂と期を同じくするのであらうか、一部増訂部分を貼紙して書入れてゐるなど、文字通り草稿本である。

概略右の経過をたどりながら本稿本は成立していく、改訂の朱墨両筆の加筆と増訂貼紙書入れなどの順次に従い具にその跡を追えば、ほぼ前掲斯道文庫蔵「稜威道別」卷三（稿本6）に移行するのである。その寸前の草稿本である。従つて、書紀本文・釈註項目・釈文等は刪修後に於ては稿本6に最も隣接し、その叙述にも異同するところはすくない。但し後半になるに従い、稿本6に増補改訂するところがまま見出されるのであるが。

その意味では、本書は以後の改訂稿本の基礎的な形態を整えつつあつた草稿本であるともいえる位置を占めているのである。

例えば、本稿本に見る書紀本文を例にとると、

ソノ時天一地之中生ニ「物状如葦禾」。便化ニ為神ニ号國常立尊ト。

ノトコニナカヨリナレリ。ナカタチコトナリキノボトカ。テニナリ。ミナハアシカヒコダノ尊。

の如く、通行印本に見る「葦牙」を「葦禾」に校訂し、

○状如「葦禾」云々」今本○葦牙と書て新芽の事と心得謬りしも久し（以下切除）薩摩の曾槻か国史草木考卷ノ一
初丁阿ノ部（増補貼紙）
云言条下

○如「葦禾抽出」也今本如「葦牙之抽出」也とあるは久しき時よりの謬なるへし既ニ云曾槻が写て藏る古本には右の如くあり彼ノ蘆花の抽て上るを云なり

と記し、本文校訂とその拠り所を述べているなど、まま散見する校訂本文—左傍朱○にて指示する—は既に此期にて概ねは整定されている。

更にもう一例を挙げると、神代上之一、第一段のはじめに、本稿本の叙述形式を述べ、

是より吾古伝にして國の始より○世の初○を傳へたる眞の神語○そかし次々の一書ともの伝々に大同小異あれ
は先ツ一わたりつゝあら／＼云々て末に又合せて物意を説クへし

と断り、同段の物意の末に、上欄書入れして、

かくいひて毎段凡くさまに再び物訣を加へて幼き人にも心得せんの心にはあれと訣にて自然と聞ゆべきは皆
省けり

と記し、以後の叙述次第と省筆方法を、いわば本論中にその凡例の如きを補記し、「稟威道別」訣註方式を此処であらため明示している。本稿本卷三の前稿本が現存しないので更に確認しがたいが、この断り書きは以後の稿本6にと多少の文辞を変えながら、殆んどそのままに移写され、其後は定稿本にいたるまでの論述形式の一端をなす方式となつてゐるのである。

右記二例にすぎないが、本文・註項目・叙述形式は本稿本の段階に於てほぼその形態を整えるにいたり、その所論・内容も次第に充足して成稿本への道程に第一歩を確実に印したものと思われる所以である。

扱、本稿本の執筆時期であるが、本稿本の旧稿部分も前記した如く、新稿と踵を接する時期と想定され、略々同一期のことであったと認めて差支えはあるまい。とすると、本稿本は、その料紙である反故、定稿本「難古事記伝」草稿本執筆（後述）以後のある時期であり、前掲斯道文庫蔵「稜威道別」卷三（稿本6）の寸前の草稿本であることから、自ら其時期は限定されてくるわけである。又、糸文中には、隨處に「如此るかしカシふりに二種あり其一種は總論に引し皇極天皇以下四代ノ朝の翻訳の余風なり」（一ウ・新稿部分）の如く、「總論」を挙げて略記するところが散見される。従つて、この云う「總論」は、屢々記す後述の斯道文庫蔵自筆稿本「稜威道別」總論（稿本12）であろう。とすれば前掲本（稿本6）同様に、該書卷末の「天保十五年五月廿五日」の年紀が本稿本と関つてくるのである。それが、同總論執筆と併行する同時期の事であつたか、あるいは以後の事であつたかは猶確認しがたいが、その斯道文庫本（稿本12）に卷三・卷六（定稿本卷四・卷七）の両巻が現存するところから、やはり同總論執筆以後と推測するのが自然であろう。が、また同稿本12に卷二（定稿本卷三）を欠いているところから、本稿本がその僚巻とも仮想することも考えられようが、如上の書写の状況から見て同一稿本を予想するのは全く不可能である。同稿本卷三を欠く現在、確認はしがたいが、あるいは、本稿本の旧稿部分—前記の本文と糸文一部—は總論を持つ稿本12と同時期に執筆された一部であり、新らたに改稿するに際し、当該部分を活用して、これに充当したのではないだろうかとも想像されるのである。特に、「稜威道別」糸註の初巻である神代紀冒頭には總論と共に兎角完整を期する意識の働くのは守部ならずとも当然であろう。本稿本卷二（定稿本卷三）が總論に統く巻第として、旧稿中、特に此巻を採つて改稿にあつたのではなかろうかと。本稿本が、卷一（定稿本卷三）の零本であるのも、這般の事情故であろうかと臆測するのである。そし

て、その新稿も旧稿本から月余を隔てぬ近き頃日のことではなかつたろうかと。しばらく仮説によつて、後考を俟つことにする。印記、卷初に「椎本文庫」朱印を捺す。

稜威道別存卷一・二（総論） 橘冬照筆（稿本11）

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。改装濃紺色表紙、堅三十七・六糸、横十九・七糸。元表紙、本文共紙。料紙、薄手楮紙。字面高サ約十九・七糸。每半葉、序五・七行、本文十行。分註双行。本文墨付、卷一、四十五丁（内、序十二丁）、卷二、五十四丁一柱に丁附。全巻裏打す。

題簽、金切箔散し短冊（表紙左肩）に、「稜威道別 卷一（二）」と別筆墨書。内題、「稜威道別卷之一（二） 総論上（下）」と記し、その許に、「橘守部畏々撰」（卷之一）と署している。

卷之一冒頭十二丁に板本同様に以下三者の序と自序がおかれて、各序年紀を記している。即ち、

真都夫佐奈理也日本紀乃成之移破礼宇倍那里也正語談言乃差妙南離耶天上黄泉之直香其余乃秘事等孰加尊可良邪羅卒翁者我道之塙土老翁叙可之天保十有四年五月十日称而卷乃片端尔誌

天日隅宮御杖代

今よりは尊き神の神語もまよはて見へきこれのとき」と

天保十四年美南月

皇太神宮權禰宜

從四位下 荒木田神主久守

只難き物とのみ思ひしに。常磐なす。石よりかたき真鉄も。火以てとけは如此しも安く解ぬるものかとて。且も

うつらうつら見めてつゝしるす。天保の十五年七月望日

長崎諏訪大神につかへまつる

前大宮司

従五位上 青木永章

の三序に続き、自序の奥には、

天乃御照。國能御光乎。掲出多流此稜威乃道別曾余。搔別漏之隈々波。又後乃益荒雄搔分祢。天保云十有三
年。君代乎長月朔日。神世乃事能世尔農榮昇流。朝日能影乎待取而。畏々毛識

と誌している。

奥書は、卷之二本文末、凡例前に、

……（前略）……此一ツを以ても皇神の御稜威を仰き尊みて学ひゆかは遂に眞の道を悟り得んものそとていさゝ
こ」とわりおくになん

天保十五年五月廿五日

橋守部畏々謹識

と年紀が記されている。

更に本書には、板本・斯道文庫蔵原本（稿本1）、又前掲天理図書館蔵本（稿本3）等、定稿本やそれに近き稿本に
見えぬ、稜威道別「凡例」を前記奥書に続けて掲げている。稜威道別著述の趣旨、その方法を要約するものとして留
意される。やや長文であるが以下に掲出する。即ち、

凡例

一此書はむかしより神典を釈キし人々に一人も本トの正実を得て説たるかあらざるを慨み憤りて神の道を専ラと諭し
次に古伝説の文段にはいとさま／＼にすち／＼ある事をむねとけり故レ語釈字義文言の出所等のさたまでは得

せずさてはあまり事長く成てくたゞしかりなんとてなり其中に語釈なくては事かけぬへきわざなれば稜威言別の方に委く尽して其レと引合せて悟りへくものしつ猶其ノ他も其処に用ある事はさすかに省きかたかれは少しはいひし処もあるへし

一御国にしては神代の事を始メとして皇祖天皇の御代々の事等は天ノ下おしなへてしらすてはかなはぬわきなりけるを中古の頃よりこなた唯学者のみ見るものゝさまにむつかしくのみ書ケリし故に下にうとくなりにけり然か下にうとくなり来しほとに民の心儒仏に奪ひとられて神の道埋れ神の道のうつもるゝに隨ひて朝廷のみおとろへとそなりにたる故レ今はをさな子ともの口誦するはかりには得かきあへすともせめて下万民のよみ得て心得安けなるさまにものしつ

一同語同物は其出たる始メにことわるへきわざなれと道を主ととく故に心得安き処を待て云こと多かるへし又おもたゞしき事の上も既に先注ともに出て人の惑ふましきすちはいたく省きかりそめなる事のうへも先注ともに謬り世ノ人の心得違ひしてをる事ともはきひしくことわりなとしてすへて長短等しからす又すくれて難きふしへは一かたに弁へむとはせずして其事の出る度毎にすこしつゝいく度もことわれり猶軽きにも重きにも其ぶりにものせる事多かれはこれかれを相合せて心得てよ

一本文の異同ははやくよりあまた校へ合せつれともそをこゝに一々ことわらんもうるさかるへければ誰も見しれる世の普通の本に先ツ従ひてとけりさてそのうへに必ず然は有ヘからず見えたるは他の善本に就て改めてときつ其中に脱字、衍文、攬入等、又或は後の加筆と見ゆめるなとは必ずそのよし委くことわるへきなれと別に六国史校合録もあれは其レにゆつりて只一わたりつゝ云り

一訓点は古語の章は古語をほとこし漢文の章は漢籍ぶりに隨ひて点せり此紀は摠論にことわりつる如く一たひ漢文

に翻訳せし時の潤色処々に流れ入たればなりされとさすかに重き事の上には古語を助けて訓注をさへに加へられたる、撰者的心さし篤かれはよまるゝ限りはよみつ

一此書はしめは古事記をも一書の中に加へて积キつれと其後別に難古事記伝と云を書ければこたひは除キてたゞ用ある所々へ採て引用せりかくて神武天皇御卷以上を前編とし綏靖天皇御卷以下を後編としてをこかましかれと稜威道別と名けぬ即此神語に出たる語なるを以てなり

「こゝにことわりおく事あり世に神典を窺ふ人をよそなから見るに何の神は右あり某の命は左ませりなどゝ神の御上をいとたやすけにさたすめり、此はいとゆゝしくかしこくあるましきわざなるそかし古へはたゞ神の御名のみ申スをも神秘としてたやすくは申シいてすもし止事を得さるをりは服を改め席を正しくして礼拝てのち畏々申ス例なりきさはかりなりければ猶止事を得さるをりももし汚穢不淨を見たらん日なとは慎みき況て其神の御たゞかなとをたやすく言にかけつへきわざかは今此書を見む人は先ッさる世のまがノ／＼しきひかくせより改めていとひたふるに畏み謹みてよ今如此筆にうつすたに猶いと恐こかりつれと更に神の道を興さんとのわざなれはまことに止事を得すてなり故レ本文の釈に至ては凡て大らかに大意を述べて神の御上を深く穿たさるも猶其慎みなり見む人も又此うへを深くうかつことなからかし」と述べている。

次に、本稿本の編成は、

第一冊 稜威道別卷之一 上記両三序・自序 総論上、古記典之一 古記典之二 古記典之三 古記典之四 古記典之五

第二冊、同卷之二 総論下、神秘ノ第一条 旧辞本辞ノ差 神秘第二条 古伝説ノ本義 神秘第三条

稚言談ノトカライト辞

弁 神秘第四条 略語含語^{キゴトメゴト}概 神秘第五条 天。黄泉。幽。現。顯^{アブニ}大意

となつてゐる。

扱、本稿本は上記した如く、板本、板本と隣接する前掲天理図書館蔵自筆稿本八冊（稿本3）と同じく両三序・自序を持ち、総論二巻の編成も全く同じくするのであるが、以下略記する如く、両者の間には猶著しい懸隔があり、両稿本執筆時を遠く遡る稿本からの冬照淨書本である。

まず、両稿本（板本・天理本「稿本3」）との異同を見るに、両三序及び自序に於ては助辞・漢字仮名・附訓・句点の小異が散見されるほか、自序末に僅かな改訂を見出すにすぎず、この限りに於ては本稿本は既に定稿といふのであるが、次の本論に入ると、その相違は甚だしく、その間の改稿の跡は瀝然たるものがある。現在、本稿本と両稿本とをつなぐ稿本を管見しないので、以下天理本（稿本3）を以つて本稿本と比較することにする。

卷之一総論上に於ては、古記典之一・二・五の三項目は本稿本は全面的に改補され、天理本（稿本3）となつて項目を一新している。特にその一・二は全く異なるほどに改稿されている。古記典之三・四の両項目は概ね本稿本の叙述に拠り改訂補正するにとどまつてゐる。

卷之二総論下は前者に較べ、神秘第一条から第五条まで天理本（稿本3）の論述は略本稿本の次第に准じ、守部の説く秘説の基本的概念には既に異なるところなく、叙述の潤色、整備、所引証例の増補、補正などが主である。しかし、それらは、両巻を通じ隨處に散見され、本稿本から天理本（稿本3）へと直ちに移行した稿本次第とも思われぬほどである。因みに別註^註する「阿米」の原義に関する守部所説の変移など、両稿本にはその所論に異同が見出されるところも尠くなく、やはり天理本（稿本3）に至る前過程の自筆稿本からの転写本である。此冬照筆写本の拠つた自筆稿本は現在その所在を聞いていない。本書の前稿本としては、次述する斯道文庫蔵総論・巻三・四（稿本12）の草

稿本が存する。本書は恐らくその草稿本を基として改稿された自筆稿本に拠つて冬照が転写副本としたのである。

備考

この転写稿本から板本又は天理本（稿本3）にいたる増補の一端を担つてゐるのは、和漢籍の参照資料の博搜と再検討による所引証例である。その中でも留意されるのは、旧事紀・天書・姓氏錄など史書の扱い方であり、就中偽撰として顧みられることの多い旧事紀に就いてである。本稿本の古記典之五に、

次に神典の見合となすべき物は今世にある、十巻の旧事紀なりされとも此書、近世の学者の説、^{マナ}区々なりければ先其説ともを、一二採出で、末に已レか考は云フへし

と、その冒頭に挙げ、諸説を略記して後、

今よく彼ノ書の趣を見もてゆくに記紀を取り合せて造りたるにもあらず又構へて偽撰せしにもあらず其ノ書の全貌は古記典の一つに疑なし、もしさは彼和銅七年に詔して紀ノ清人三宅、藤麻呂等に撰しめられたる史にもやあらん

かくしも云は彼ノ天武天皇の十年に川嶋皇子等の奉レ敕で撰み給ひしは中古の書目に載せてその程までは遺り伝はりつるさまなりけるに和銅ノ七年の撰載すして其書の行方のしられざるにつきてなり

と、旧事紀全巻の偽書説を否認し、その史書資料として重視するのは本稿本以降定稿本にいたるまで首尾一貫するところであるが、本稿段階に於ては、猶今一步消極的態度を持し、其書の引用に於ては、

されども全ク其史のまゝにはあらず其遺り伝はりし中ノ中昔の頃ほひ、ト部家などの祈禱を事とすめる好事の者、己が職の為に加筆刀筆してかゝる題号をほとこし馬子か序文を作そへなとして世人を欺んとせしものなるへしか
ゝれは其加筆は後の所^{シツヤ}為として見もてゆくに更に此紀にも古事記にも伝へ泄せし古伝も遺り、又神ノ伝、人の系統などもいと委しく、此書に拠^{ヨリテ}て悟^{サトリ}り知^ラるゝ事なんいと多かりけるさるをあはれ偽書といふ汚名の世に弘り

てありければ今此道別の奥旨も半は此書に拠て悟りながら此書を引用する事のいと罕なるは他の疑を憚てなりけり。(傍点筆者)

と、傍点部分に見る如く、本書の奥旨は深く旧事紀にかかわるを敢て断り記しながら躊躇している。それは、いずれ旧事紀本文の原型復元と整定を期すまでの逡巡でもあつたろうか。前掲天理図書館蔵自筆稿本（稿本3）では、当該箇處に於て、

右古事記、日本紀に見合て、其足ラさるを補ひ、過れるを糾すべき物は、今世に十卷本五存る、先代旧事本紀と云る書なり、此書近世おしなへて、偽撰といひふらしたれど、偽撰にしたてゝ、偽書にあらず、
と、同じく冒頭に断じ、

こたひ其ちり疊りをおし括ひて、人々のあらぬ疑ひを、さやかに解きつ、すなはち旧事紀直日と名付けて、其書十卷本六あり、そもそも書紀の釈を半途にして、さる考証をかきつる事は、此書に引用するに、世人の疑ひなん事を、恐れてなり。(傍点筆者)故レ其然る所以は、皆彼ノ考証にゆつりて、こゝにはたゞ、其ノ本に復して、目録を挙ク。

と記し、以下「旧事紀直日」六巻の目録を再録している（因みに、目録は既に全集底本に同じである）。右の記述によれば、「稜威道別」の釈を半途にしてとどめ、「旧事紀直日」の編述に移つてゐることが判明する。本稿本段階に於ける旧事紀重視の消極的態度に比し、天理本（稿本3）に見る積極的な方向付けは、右文の記述にとどまらず、その釈中に有力な所引証例として屢々散見されるのである。その資料的評価には猶再検討を要することではあろうが、「稜威道別」成立過程に於ては、此「旧事紀直日」編述の間が、其釈註の密度を特に二分しているともいいうのである。即ち、その編述以前は未定稿本系、以後が定稿本系とも認定しうるものであろうかと考えられるのである。それは単に守部の整定「旧事紀」本文の証例引用にとどまらずに、諸資料の輯集と再検討、あるいは論述の詳密な整備と

相俟つて、以後は定稿本に向い確実に充足されゆく稿本経過をたどつてゆくのである。その点では本書は未定稿本部類に属する「総論」の稿本である。

扱、その「旧事紀」本文の積極的採用が見出される自筆稿本は孰れの稿本段階であるかをみるに、前掲稿本中、斯道文庫藏自筆稿本（稿本4）からである。前記した如く、同稿本は板本に比し书中項目も稍々尠く参考資料も未だ整備するにはいたらぬが、やはり同稿本の辺りから次第に定稿へと辿り、前記天理本（稿本3）を経て終稿本に到達する転機の過程にあって、その執筆時期も相接することであつたろうと推測されるのである。

それはともかく、本書の拠った自筆稿本の執筆時期であるが、本書卷之二巻末の奥書に「天保十五年五月廿五日 橋守部畏々謹撰」とあるのは、屢々記してきた如く、本書の前稿本、斯道文庫藏自筆稿本（稿本12）の奥書を襲つたもので正確には同年紀の執筆ではなく、其以後のことである。

又、その下限は、「書紀の釈を半途にして」、「旧事紀直日」の考証に着手する以前の執筆であつたことは上述の引用文にて明らかであり、且つ、前記した如く稿本4以前のこととなるのであらう。しかし、猶本稿本の拠った自筆稿本——現在伝存未詳——の執筆時期は明確に断定しがたいながらも、次述する本稿本の前稿本である右記の稿本（稿本12）の「総論」と近似する諸点から推測して、同記「天保十五年五月廿五日」の年紀に程近き頃、又、同「稜威道別」本論の改稿経過の途路に、それに伴い「総論」二巻として成稿となり、冬照の転写するところとなつたのである。又、「稜威道別」卷第の編成よりみると、前掲自筆諸稿本中、稿本5あるいは稿本6の過程が最も妥当な時期ではなかつたかと推測されるのである。

本稿本は転写本ながら諸稿本の中で数少い「総論」の稿本であり、諸稿本成立経過の前半、未定稿本系諸本に於ける繙写副本として、その附載凡例と共に充分に留意されるべき一本である。

印記、両巻内題下に「椎本文庫」朱印が捺されている。

註 本稿本巻之二神秘第五条天・黄泉・幽・現・頭 大意の條に、

かくて其ノ天は空の方に傍れば日月の度り坐あたりまでを懸て云り、黄泉は地の方に属れば下辺とも云ひ素萎鳴ノ尊ノ段に奥津棄戸、火鎮祭祝詞に下津國万葉五に、之多敵、などあるを見れば下辺と云が黄泉の本名と云ふも上

へ思へは阿米と云名ノ義は上辺の約れるなるへし

と、阿米の原義を下辺に對偶するものとして捉えている。それが、天理本（稿本3）に至ると、同条に、

かくて此ノ天を恒に空の方につけて云ならへるは敬ひ貴みてなり又夜見と云に黄泉ノ字を用ひ或は根国ノ底国など云は人の屍を地下に埋ムるより云ヒ馴て其一名を下津國下辺なども云ヒそめたるなり余も始メは黄泉を下辺と云に對へて阿米といふも上辺の約りたるにやと思ひつれとあまたの本文に合せてつらく考へわたるに然にはあらざりき天も黄泉も目に見えぬ界なる故に云ヒて阿米は空眼の中略見は闇の通音なり空目とは云々

と以下空目に就き詳説している。その語源の是非はともかく、本稿本から天理本（稿本3）に改稿されるの間には猶幾多の自説の変遷を見るのである。

稜威道別存総論・〔巻四・七〕

自筆 (稿本12)

斯道文庫蔵

袋綴、三冊。金砂子散し菊花空押茶褐色表紙、堅二十八・六糢、横二十・六糢。料紙、楮紙。字面高サ約二十糢。毎半葉十行（総論）、本文七行、釈文十行。本文墨附、総論、五十四丁（内自序二丁、柱下に丁附、一一（一廿五）、一一（一廿三）と記し、他紙には不記）、〔巻四〕、三十九丁（柱下に丁附あり）、〔巻七〕、三十九丁（同丁附あり、但し「三十」重複）。外題、表紙左肩に、「稜威道別第一稿総論」、「稜威道別稿本第三」、「稜威道別稿本第六」と自筆墨書している。又、第一冊表紙右下隅に「池室秘本」と自書する。内題は、第一冊に「稜威道別卷」と墨書し、その許に「橘守部謹撰」と自署するが、同冊の中程に「稜威道別卷二」と記し、其後朱筆にて抹消している—後述する如く、当初「総論」を

二巻にあてたのであるが、其のあと「總論」一巻と改訂したものと推測される。第一・三冊の内題は「稜威道別卷三(六)」と記し、第一冊同様に「橋守部謹撰」と自署している。

第一冊冒頭に平仮名交りの自序二丁が置かれているが、前掲冬照書写本(稿本11)に存する出雲宿禰尊孫・荒木田久守・青木永章の両三序は未だ掲載するにいたっていない。その末尾に、

天の御光り、國の御光りを、掲け出たる、此ノ稜威の道別ぞよ、カキケセラ搔別漏せし限カキケセラは、又後の益荒雄、カキワケ搔分カキワケね、即此釈言を、天保アシナタセツ云アシナタセツ十有三年、君か代を、長月の朔日アシナタチノヒ、神世の事の、世に豊榮昇る、朝日の影を待とりて、畏カモも白カモべ、

と誌している。前掲書(稿本11)の序とは真名書と平仮名交りの表記の相違のほか、一字乃至数字の異同を見るにすぎない。

奥書は第一冊「總論」末、朱訂「稜威道別卷二」の奥に、

此アシナタ吾アシナタ悟アシナタりし状アシナタ、いよアシナタ神代の正アシナタ実アシナタに協アシナタひたらは、天アシナタツ神国アシナタツ神等アシナタ、此書アシナタをちはひ給アシナタひて、再アシナタひ神典アシナタを興アシナタし、天アシナタ下アシナタを、つひに古アシナタへ復アシナタさせ給アシナタへ、又かくても猶アシナタいた、本の真に背アシナタけなはアシナタ、たら(朱)速アシナタ(愚)

之アシナタに此書アシナタを滅アシナタしたまアシナタへ、若シ又此書アシナタのましれアシナタのあらはアシナタ、立所アシナタに刑はせ給アシナタへとなん、天保十五年五月廿五日畏アシナタも申す

橋守部

と年紀と共に恐懼跋文を誌している。「稜威道別」諸稿本中、右の年紀を明記するのは本書が、そのはじめである。恐らく、本稿本の成立の時期を記すものであつたろう。従つて前掲諸稿本の成立は明らかに本稿本以後の改稿であることが判明する。

更に、本稿本には所掲自筆諸稿本又板本等に見えぬ「稜威道別」凡例を右文に続き巻尾に書きとどめている。前掲

冬照書写本に見える同凡例の草稿をなすものであり、加えて本書釈述の要旨を概略するものとして留意されるので、以下に全文を掲出する。

凡例

一此書はむかしより神典を釈し人々に一人も本の正実を得て解るかあらざるを慨み憤りて神の道を専ラ論し次に古伝説の文段にはさま／＼にすち／＼ある事をむねととけり故レ其語釈字義文言の出所等のさたはよくもわろくも皆先註ともにゆつりて略けり〔多くもことわらすト朱訂、以下「」同〕

一吾皇國にして神代の事皇祖天皇の御代々の事等は天の下の人々おしなへて誰も知すてかなはぬわざなるをむかしより学者のみ見るものゝ如くなりにけるもあかす又それ故に南朝の御時の事のありつるか恐こさにこたひはなへての人に見せまほしくて論文釈語はたゞ聞え安く俗言俗字音訓さへよりくるまゝにしたかへり

一同語は其はしめて「古伝説には同語いと多かり其解にはト朱訂、更ニ、同語同物はト朱訂」〔甚出たる所に「はしめに」委く論すへきなれといまた神語を見なれ聞なれぬ人の為に少しつゝいくたひも云なり凡て簡古を主「旨」とせればかたきふし／＼には言の足はぬ所々多かりなんそは「はすへなくて長くもいへと既に先註ともにも出テ聞え安けなる事の上はいたく省ける所々多かり又用ありけなる所に釈の足はぬ事もあるへしそは」其前後に照し合せて「へき事のかならずありなん「て悟るゝ事のある故に省るなれは凡て此ちうさくは」一部の上をいくたひも見わたしてさとりてよ

一本文の異同ははやくよりあまた校へ合せつれともそをこゝに一々ことわるもうるさかれは誰も見しれる世の普通ノ本墨^{ミセケチ}にしたかひてとけり其中に必ず然らずては解ざる事なとは稀々にことわれり「があるべく見えたるは直に其讀字脱字などを改てるしつ其ハ人の疑ひもあらんとて其出所をことわるへきなれどそれも一々には得ことわらずかはれることわらすかはれる」と朱訂シ、又

訓点は古語の条は古語をほとこし漢文の条は漢文ふとによめり此紀は物論にことわることくたのひ漢文に翻訳し
「あまの字を併なんもいかなれば其もよき程にはからへり又全くの漢(全以下、表は漢ト訂)之文ならも其意の古
へ状なるはしひて古語をはことせり亦た、潤色の為に全くの漢意を加へたるは漢文より点せり是もと記者の意なりければ(りければフはれなり、朱訂)れどさすかに重き事の上には古語を助けてさすかに訓註をさへば、とこしたれは心して「よみわかつべきもの也
編と綏靖天皇御巻以下を続篇とせり」
「[の道の一すきを]」
「[一書に]」
「[ものせんの心なりけれと此紀中に]」
此書はしめより世々の人の思ひ惑し神代ばかりも清く喻してんとて古事記をもくはへて如此はものしたれと此
も古事記に似たる一書もあればたゞ用ある所にのみ引いてり此紀は別に難古事記伝といふもあればはかくて此書神武天皇御巻迄ミセケチ、以上ト朱訂)前記を
比又覚むる人多かれは三巻以下をも此さまにことわりてんもし其いとまを得ずはせめて神の御うへ又さらてもあ
やしけにし人の惑ひ安けなるふしへのみも注してそへつへし

一こゝにことわりおく事あり世に神典を窺ふ人を見るに恒に何の神は右あり某の神は左ませりなと神の御上をいと
たやけにさたすめる多かりこはいとゆゝしくかしこくあるましきわさそかし古へはたゝ神の御名のみ申をも神祕
として止事を得さるをりは衣を改め席を正して申し事なりき穢れ不淨を見たる日は猶さても申さぬならひな
りきまして其大神のたゞかなとかけても申すへきにあらす今此書を見む人は先づさるひかくせより改めてひたふ
るにつゝしみ畏みてよとそ

と誌している。本稿本の凡例は未だ朱筆補訂の跡著しく全く草稿の態をなすものであるが、その全項目は既に前掲冬照本（稿本11）と同じくしており、本稿を土台とし、朱訂増補に沿いながら冬照書写本の凡例は改稿整理されたものであることが判る。ともかくにも、両稿本の凡例に依つて以後の書紀釈註の方法と企図に就いての概要を窺いうる点が留意されるのである。

本書は上記「凡例」に見るが如く、朱筆の補訂、次いで墨筆の書入れなど随所に散見され、猶処々には別紙の貼紙の補入なども見出される文字通りの草稿本である。表紙隅に「池室秘本」など自から記しているのも其故であろうか。本書を以つて「稜威道別」第一稿とも意識したものであろうか。朱墨筆加筆の順序は、先ず墨筆の訂正の後、朱筆の増補訂正があつたものと推定される。

拙、本稿本の編成は、

第一冊 稜威道別序(朱補)	(墨)	稜威道別卷一(墨)	總論(朱補)	古記典ノ論(墨)	古記典之二(朱補)	古記典之三(朱補)
(朱補) 古記典之四(朱補)	(墨)	○旧事本辞ノ差(墨)	○古伝説ノ本義(墨)	稜威道別卷二(墨・朱補抹消)	○古伝説ノ本義(墨)	稜威道別卷二(墨・朱補抹消)
(朱補) 辞ノ弁(墨)	○天黄泉幽現頃ノ大意(墨)	凡例(墨)	○天黄泉幽現頃ノ大意(墨)	凡例(墨)	○古伝説ノ本義(墨)	稜威道別卷二(墨・朱補抹消)
第二冊 稜威道別卷三(墨)	日本書紀神代上之二(墨補)	自神代上第五段至同段一書第八(筆者注、以下同)	日本書紀神代上之二(墨補)	自神代上第八段至同段一書第八(筆者注、以下同)	日本書紀神代上之二(墨補)	自神代上第五段至同段一書第八(筆者注、以下同)

第三冊 稜威道別卷六(墨) 神代之五(墨抹消) 日本書紀神代上之五(墨補) 自神代上第八段至同段一書第六

となつてゐる。

先ず、卷第の編成に就いてみると、本稿本は当初「總論」に第一・二の両巻をあてていたのであるが、其後それを一巻に改めている。() 圏内に註記したように、本稿本着筆の時期には、第一冊を一部に分け、「稜威道別卷一・二」と卷第を墨書きしているが、次の朱筆補訂の段階では、その巻一の前の余白に、朱筆にて「總論」と追補し、更に次の「稜威道別卷二」を朱筆にて抹消している。起筆時の「總論」二巻の構成は柱下の丁付(前記)によつても判るが、この「總論」の見出しあり追補のことであれば、本来は第一巻第二巻に上記諸項目を分載したものにすぎなかつたのである。しかし、その後、恐らく神代紀を全十巻に構成しようとしたのである、「万葉集墨縄」に於ける「總論」一巻の如く「稜威道別」も一巻として編成したものと推測される。因みに以下本稿本の各卷第も「卷三」は前掲諸稿本の「卷之四」、「卷六」は「卷之七」に当るのである。この卷第編成が板本・全集底本の如く再び改められるのは前掲稿本6・7・8・9からであるのは上述したとおりである。

更に、この着筆時の巻一・二に於ける各項の編成は、その第一巻は、「古記典ノ論」、「旧事本辞ノ差」、「古伝説ノ本

義」の三条項であり、いわば古代文献資料の処理にかかる問題を以つて、これにあてているのである。そして、その卷二は、「稚言談 辞ノ弁」、「天黄泉幽現顕ノ大意」の二項を以つて構成し、この書紀訳註の方法論とも云うべき、守部謂う所の神秘五ヶ条の基本論である。両巻編成の大よその意図は推察される。

しかし、そのあとに、上記の朱筆の改訂が加えられ、「総論」として第一・二巻は統合されて、その「古記典ノ論」は「古記典之一」～「古記典之四」に改補され、以下「神秘第一条 旧事本紀ノ差」、「神秘第二条 古伝説ノ本義」、神秘第三条 稚言談 辞ノ弁」、「神秘第四条 天黄泉幽現顕ノ大意」と追補され、「古典之論」と共に守部云う「秘説四ヶ条」が整定されるのである。そして、此處に「稜威道別総論」全般の構成ははじめて定稿本に近き体裁を整えて本稿本は面目を一新するのである。

その「総論」はしかし猶「古記典之論」に於て、前掲冬照書写本（稿本11）以下板本に見出される「古紀典之五」の項目を未だ欠いている。その「古記典之五」は冬照書写本備考にも述べた如く、「右古事記、日本紀に見合て、其足^ラさるを補ひ、過^{アヤマ}れるを糺すべき物は、今世に十卷^本存る、先代旧事本紀」（板本）の資料的意義に就いての項である。本稿本では「古記典之四」の末に、「次に旧事紀と云、怪き書十巻あり」と記し、多田義俊の「旧事紀偽撰考」を略記し、わずかに私按を寸述するにすぎず、その偽撰を認めて、

是も○古語拾遺など^{ハト部家}の如くト部家に伝へたる古家ありけるに^{ハト部家}其家やう^{ハト}衰來て、後は専ラ祈禱者の如くなりにたれは、祈念の為に、怪しき事とも^{ハト}書加へたるにそあらん、されば中には、思ひの外古き事も○遺りたり、殊に○十冊もある故に其○さるへきのみを拾て^{ハト}それは却て古語拾遺にまさるへし

と記しながらに、朱筆補訂をも交え読めば猶「旧事紀」の捨てがたき意義を見出そうとする意向をはからずも吐露しているのであるが、やはり本稿註に於て積極的に重視する古典資料とは認めかねている。前掲冬照書写本（稿本11）

に於て「今此道別の奥旨も半は此書に拠て悟りながら此書を引用する事のいと罕なるは他の疑を憚てなりけり」と記す態勢にまでもいたつていない。まして、冬照書写本の過程を契機に、「そもそも書紀の釈を半途にして、さる考証（旧事紀直日）を書きつる事は」（天理図書館蔵稿本3）の如く、釈註の引用にその本文を糺す積極的姿勢は未だ全く見出されていない。「古記典之五」はいわば「旧事紀」本文の意義の再確認とこの積極的採用の転機が本項目を補述するところとなつたのである。その意味では前掲「稜威道別」諸稿本の中で、この「旧事紀」の扱い方はひとつの転換期を提起するものとして留意されるのである。猶その稿本時期に就いては冬照書写本（稿本12）の備考を併せ参照されたい。

又、本稿本では「稜威道別」釈註の基本となる「神秘五ヶ条」の、守部云う秘説中、第四条「略語含言大概」の一条を欠いている。しかし、この条は五ヶ条の中では他条に較べ比重は渺く、古文の修辞上の事柄でもあり、叙述するところもまたすくない。神秘五条の核心をなすものは上記四ヶ条であるのを想えば、「総論」構成上の結構の整備とも云いうる補説にとどまるものであつて、本稿本「総論」は、幸手在住時代以来、神典解説の方法論として、「古訓古事記頭書」（文政二年五月十五日）、「神道弁上」（文政三年春）、「温源錄稿」等に披瀝しきたつたところの秘説を集成了し結構した、そのはじめとも云うべき「秘本」でもあつたと思われる所以である。ともかくも、上記した如く補訂加筆著しい草稿本ではあるが、「稜威道別」十三巻全編にわたる説きざまのすべてを本稿本「総論」に於て吐露し、説述を試みようとしているのである。未だ完備するにはいたらぬが、その意味では、守部にとって最も記念すべき著放であったろうと偲ばれる。この「総論」は冬照書写本（稿本11）の過程で補訂改稿され、その主題から再び卷之一・二の両巻に再編成されるのであるのは既述した如くである。但し、冬照の拠つた其自筆稿本は現在所在を明らかにしない。

次に、本稿本の第二冊、第三冊の「稜威道別卷三(下)」(内題)は全集底本の卷之四・七の編成と全く同じくし、以後の諸稿本の卷第編成と異なるところはない。それは、単に「総論」を一巻に編成したことから卷第数を異にするにすぎない。

扱、此の卷三・六(全集卷之四・七)の両巻も朱墨の補訂加筆するところの著しい稿本である。本稿本と卷第を同じくし、且つ隣接する稿本は、前掲静嘉堂文庫・天理図書館蔵自筆稿本(稿本7・8)に当該卷卷四・七が存するが、他稿本の当該巻は既に定稿に近く対比すべくもない。従って直接に比較の対象となるのは上記両本(稿本7・8)であるが、既に該本の解題に於て略述したので省略するが、両本は本稿本の改補に沿いながらに補述し、論述を大幅に新訂しながら改稿されている。

本稿本は「総論」と「卷三・六(定稿本卷之四・七)」の両三巻を現存するに止め、以下続稿の存否は推測しがた
いが、後述する斯道文庫蔵自筆稿本(稿本15)に「温源錄稿(卷三)・稜威道別(卷七)」の両巻などの存するのをみると、神代巻全十余巻を予定して著述されたものと推測される。しかも、「総論」を具備し、「稜威道別」の書名の許に、「天保十五年五月廿五日」の年紀を明記して、永年の蘊蓄を集大成すべく、着手されたことであつたかと思われるのである。

印記、各巻第一葉に「椎本文庫」の朱印を捺す。

備考

上掲識語末の天保十五年五月廿五日の日付に關聯する記事として注目されるのは、次の天保十五年七月十九日付吉田秋主宛書翰である。高井浩氏の御論^{註一}考中の所掲書翰を再録させていただくことにする。

先日も申上候神典之難きふしぶしも發明漸今年ニ至清書ニかかり候。折から為知もせぬニ諸方神主等一時ニ參

り、傍から写し取參候事不可思議ニ存候。是偏ニ御蔭故、早速一部かかせ差上心組之所、未夫迄ニ手不届、漸此
節物釈神秘口伝之八ヶ条二卷別本及出来候間、浜女ニ申付写し可差上渡候得共、真字多きニ当惑いたし居候様子
ニ御座候。書紀ハ神武紀迄を前編といし候所十四卷ニ成申候。綏靖天皇以下後編と可仕候所、是はいまだ分り
不申候得共、十六七冊ニ成候間、本書十五本^マか三十卷斗ニ成申候。これら清書次第、儒者閉口之書ニ取かかり可
申候。今年より三ヶ年中ニ者、皆悉一生之著述清書成就いたし可申と大ニ勢ひ出申候。外之様へも御礼之書さし
上候。宜奉希候。

と、「稜威道別」著述近況をほこらかに私信している。「漸今年ニ至清書ニかかり候」と見えるのは、恐らく本稿本
のことを云うのであろうか、それとも其の清書を指すのであろうか俄かに断定しがたいが、文面通りに読めば、前者
の加筆増修を了り「総論」の清書に着手した如くである。

拝、本書翰中、「漸此節物釈神秘口伝之八ヶ条二卷」と記しているのは、よく本稿本の結構と呼応する。まず「神
秘口伝之八ヶ条」であるが、それは本稿本の結構をなす、古記典之一・四、神秘第一条・四条、の八ヶ条の項目をさ
すものであり、未だ定稿本系統に見る古記典之五・神秘第四条略^(ハイゴトフタメド)語含^{ムカシ}言^{ハシマツ}大概の二条を整備するにいたらぬ時期で
あつたことを告げている。「浜女に申付写し可差上渡候得共云々」と記しているのは翌弘化二年一月^(註二)に秋主方に送ら
れた「総論」二冊を云うのであろうか。ともかくこの天保十五年の草稿（本稿本）・清書本（書信）の「総論」は前掲
の冬照書き本（稿本11）とは異なる前稿本であつたことが認められる。

又、本稿本は現在、「総論」と卷三（全集卷四）・卷六（同卷七）の両三巻を存するにすぎないが、同書信には「書紀
ハ神武紀迄を前編といし候所十四卷ニ成申候」と記しているので、「総論」と併せ十五・六巻を予定したものか、
すでに完成したのか、書信のあやにて明らかではないが、前編十五・六巻「総論」を二巻とするか一巻とするかは本稿本

中に見るが如く猶豫れている一の結構であったことが判明する。本稿本の凡例、朱筆の補訂に、「かくて此書神武天皇御
卷以上迄を前編と綏靖天皇御卷以下を統編とせり」と記すのは、本書信に「綏靖天皇以下後編と可仕候」と又相應し、「是
はいまだ分り不申候得共、十六七冊ニ成候間、本書十五マ本か三十卷斗」と両編の巻数を予想し、現神武紀上下二巻以
下の後編を企画していた事情などが具さに語られ興味ぶかい。ともかく、この書信などから、本稿本は、神代から神
武紀にいたる諸巻が次第に稿本を整えつつ書きつがれ、一部清書の如き部分をも含めて、天保十五年から翌弘化二年
年初にかけて次々と稿をあらためてゆく「稜威道別」初期稿本の残欠本である。

註一 高井浩氏「天保期のある少年と少女の教養形成過程の研究(五)」—群馬大学紀要人文科学篇十七、昭和四十二年
註二 同氏「吉田清助秋主伝」—みやま文庫12「近代群馬の人々」⁽²⁾、昭和三十八年

稜威道別存一巻〔巻三〕

自筆 (稿本13)

天理図書館蔵

袋綴、一冊。浅葱色牡丹唐草出ソナギ空押表紙、堅二十八・二纏、横十九・六纏。料紙、楮紙。字面高サ(本文)約
二十一・三纏。釈文二字下げ。每半葉、本文八行、釈文十五行。墨付、二十丁一但し、別稿二丁揃入す。

外題欠。内題、「イソノチワタリ稜威道別一巻」と記し、その許に、「橘守部謹撰」と自署する。

本稿本には次の如き落丁と誤綴、又別稿揃入二丁が散見される。先ず落丁は初葉と次葉の間一・二丁分である。誤
綴は六・七丁の二丁であり、元來は十六丁の次に七丁、次に六丁が続くべきものと推定される。又、別稿の揃入は、
万葉集卷二、¹⁹⁹高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌の語釈部分である。守部の万葉集註釈書諸稿本中、いず
れの稿本であるか審らかにしがたいが、その釈註方法、筆跡などからして、万葉集千別自筆稿本に近い印象を受け

^{註一}。しかし、別註する如く同稿本の残簡ではないであろう。

拙、本稿本の編成は、内題の次に、「日本書紀卷第一神代上 天地初発条」と記し、一丁表裏—書紀第一段前半本文・同釈文（その尾部より同段後半本文・同釈文前半欠、約一・二丁分）、二・三丁—第一段後半釈文・同段一書第一本文と釈文一行、四・五丁—上記万葉註別稿、六・七丁—上記誤綴、八・十六丁—同段一書第一釈文から同段一書第六本文・釈文と参照古事記冒頭本文・釈文（同釈文は七丁表裏、六丁表に続き、六丁裏は書紀第二段本文と釈文四行）、十七・十九丁裏—同第二段釈文、二十丁表—同第二段一書第二本文後半・同第三段・同段一書第一本文、となつており、上掲諸稿本の卷之三前半に該当する残稿本である。しかし、各紙は訂正は極くわずかにして朱墨刪補ある一般の草稿残葉ではない。

本稿本は天理図書館善本目録に「稜威道別異本」とあり、「全集所収本卷三」に相當すれど、比して解説詳密にして冗漫なり、未だ総論を附せざる前の稿本なり」と誌している。標題に記す「異本」とはいいがたいが、前掲斯道文庫本（稿本12）の総論成立以前の稿本である。恐らく、後述の斯道文庫蔵「温源錄稿」卷一・二（道別総論に相当する）・同卷三、続く同蔵「稜威道別」卷七の後をうけ成立した「稜威道別」の書名を冠した最初期の稿本であろう。上記四巻も後記する如く、卷一・二、卷三・七は、その筆跡からして、執筆時期を異にするが、その卷一・二の総論部に立脚して展開した日本紀神代卷の解釈であり、その意味では一貫した同一稿本過程にある。その途上に於て、「温源錄稿」の主体たる日本紀に於ける道の論が、記紀歌の解「蘆荻鈔」の成立と、いづれ「稜威言別」への進展にうながされてか、語註・惣釈を相伴う総括的な日本紀究明にと拡大されるのを余儀なくしたのであろう。「稜威道別卷七」と改題し、「温源錄稿」的な論述方式に、註項目兼備の方法をとるにいたつたものと推測される。現存稿本では上記の「稜威道別卷七」がそのはじめである。本稿本はその卷七稿本にやや遅れる稿本であろう、書跡には僅かながらの変化が

窺われる。本稿本に該当する先行稿本「温源錄稿卷三」が存した故に後れての着手となつたのであろう。しかし、その叙述方式は前者—卷七稿本—に準じてゐる。

元来、「温源錄稿」はその總論（卷一・二）に於て、「今此書は、如斯しも本つ旧辞を重みし、専ら古伝説の意趣の、覺り安かりなん事を、主として解なれば、語釈までは得ことわらす」（同書卷一卷末）と断り、又「故レ先ツ書紀を表にたて、其段毎に、一書のある限りを引付ケ、古事記も一書の一ツに附て、其一段の意は、段毎に、一書等の末に釈なり」（同上）と述べてゐるように、書紀の「本つ旧辞」を重視し、「古伝説の意趣」を解明することに主眼がおかれ、語釈は副次的に言及するにとどめている。「温源錄稿」卷三はまさに前記の方式に添つて論述されている。しかし、同時期の稿本「稜威道別」卷七—現在卷四—六存否未詳—に於ては、現行「稜威道別」と叙述形態を略々同じくし、書紀本文について、朱〇印を附し語釈項目を設け、釈義を記して後總意を述べてゐるのである。本稿本も又その叙述方式に則り、書写されてゐるのである。因みに、前者の冒頭には「篠川上段」、本稿本には「天地初發条」と記し、上掲諸稿本には見えぬ各段の標目を設けているなど前者の形式を襲つたものと思われる。—恐らく前稿「温源錄稿」卷三の改稿に当つて、かく試みられたのであろう。その意味では卷七と共に「稜威道別」の書名を冠しての第一次草稿本ともいふべき稿本である。

又、同文の続ぎに、「書紀を表にたて」て、その上に一書のすべてを挙げて論述するのは現行本と同じくするが、古事記も又「一書の一ツに附て」言及する意図を記している。「温源錄稿」卷三も本稿本もその点は全く同様である。因みに現行「稜威道別」卷之三にも一部その名残りをとどめているが、当初の方針としては、紀を主軸に記にもよぶ総体的な「本つ旧辞」の解明がその意趣に存したものであったかと推測されるのである。

かく本稿本は「温源錄稿」卷一・二・三、同一稿本「稜威道別」卷七に統く改稿本であろうと推定されるのである

が、本稿本の巻第の表記には現在からは既に理解しがたい処がある。即ち「稜威道別一巻」と記している点である。

旧稿「温源錄稿」が、その総論を巻一・二に充當し、以下神代紀上第一段から順次巻第を逐つて巻七に構成しながらに、何故に本稿本に至り、旧稿総論の二巻を削り、本稿本を以つて巻初に据える必要性があつたのであるうか。いずれ「総論」は一巻乃至二巻を充當させる予定は当然配慮されていたであらうからである。猶こだわれば、「巻一」とあるべきを「一巻」と記しているのも何か意図的である。あるいは、「稜威道別」改題と共に、改稿第一稿は神代紀初段を以つて着手され、その「総論」は後日を期していたがために、その巻第を決定しがたく、暫定的に「一巻」と仮に記したのでもあらうか。「総論」着筆前の草稿本であろうことは確かであらうが、猶右の臆測のみにては分明と思われぬ。疑点として後考をまつことにする。

扱、本稿本の執筆時期であるが、その確実な証例は未だ見出しえない。本稿本に続く前掲斯道文庫本（稿本12）が天保十五年五月廿五日の跋文日付を持つので、当然の事ながら、この年次以前のことである。又、上記した如く、「温源錄稿」巻一・二、「温源錄稿」巻三・「稜威道別」巻七以後のことである。「温源錄稿」の書名を持つ巻一・二・三は暫くおき、その続稿である「稜威道別」巻七であるが、その改題時期が本稿本のおおよその執筆年代を探る手懸となろう。後述（稿本15参照）するように、それは、天保八年前後のことかと推測されるのである。ひとまず、この年代を上限におくことは認められてよいのではないかと思われる。

又、本稿本の跋文中に、「酒をも阿夫良と云事あり蘆荻抄朝倉宮段三重妹の歌の条下に云へり」と、「言別」を指し、「蘆荻抄」と呼んでいる。旧稿「温源錄稿」諸巻・「稜威道別」巻七文中にも同様に「蘆荻抄」と記し「言別」と称する処はない。しかし、次稿斯道文庫本（稿本12）に至ると、「此事は稜威ノ言別に委くいへり」と記され、明らかに両稿本は弁別記述されるのである。従つて本稿本は旧題「蘆荻鈔」を「稜威言別」と改称する以前の稿本であると

推定してよいであろう。「蘆荻鈔」の命名は古く文政末天保年初（「記紀の研究」解題参照）のことである。其後、「八十
一言別」名蘆荻鈔」（天保九年「心廻種」附載目録）、「神詠古義」（天保十四年以前）等を経て、天保十五年翌弘化二年の頃
に至り、「稜威言別」と改題されている。其間は長く、時に「神詠古義」を併称することはあるが、多く「蘆荻鈔」
と呼んでいる。本稿本もその呼称にならったのである。旧稿本が天保八年前後の事とすれば、この場合も同様に天
保十五年以前との間が再認され、此の間、六・七年の間のこととなるのである。

更に確実な年次を追認する頼証を見出すところではないが、本稿本中に誤綴されたさきの万葉集釈註残簡二葉は、
別註した如く、万葉集千別稿本に極めて近似し、同時期の反故類として一括されたものとすれば、「千別」の着稿は
天保十二年初春のことであり、微弱ながら傍証として示唆するところがあろう。本稿本の書体も前掲斯道文庫本（稿
本12）に近く、およそは、此期を前後するの間を本稿本の成立期と推測するのが現在の處、もっとも妥当ではな
いと考えられるのである。

猶、天保十四年十一月四日付吉田秋主宛守部書翰には「かの稜威道別清書ハおそらくなるとも云々」の記が見出され
るところだが、本稿本は書翰に云う清書以前の稿本を指すものであり、あるいは、その土台となる草稿本が本稿本など
であつたかもしれない。併せて附記し後考を俟つことにする。

註一 万葉集略解直日にはじまる守部の万葉釈註は万葉集要解七巻に至り、その註釈書としての体裁を整えるのであるが、次
稿万葉集千別七巻に至り、労作万葉集墨縄八巻に近く、内容・形態共に充実する。本稿本中に攢入する二葉の反故一本稿本
は每半葉十五行、反故二葉は共に十行であることは、上記稿本と比較するに、「要解」卷七当該歌（巻尾）の註項目に比し詳密
であり、書体も又更に老練の筆跡である。従つて、「要解」以降の稿本反故であると推定され、次稿「千別」十巻の稿本残簡
かとも予想されるのであるが、該解題に縛述した如く、現「千別」十巻は万葉集卷一66太上天皇幸難波宮時歌一首と次の
並短歌の本文を以つて擗筆しているので、上記万葉集卷二199歌の釈註は同稿本として残存すべくもない。しかし猶記した如

く、「千別」の註釈形態と内容の充実の点、又筆跡の近似からして、同書に近き時期の同歌註釈の残簡としか考えられない。然りとすれば、同書が続稿されたとするか、同歌のみの註解が「千別」同様な方法を以つて執筆されたと考えるかの、いかれかとするかである。前者は「千別」続稿を示唆する点では就中留意されるが、現時点では猶躊躇される。再考を期すこととし、この反故二葉は上記の如く、「千別」執筆と同時期とすれば、同書が天保十二年初春の着稿であるので（同解題参照）、此二葉もその頃の事であろうかと推定される。本稿本にどのような事情で混入したかは推測すべくもないが、想像されるのは同一時期の草稿類として処理されて来たが故であろう。本稿本の筆跡とも又よく近似する。その意味では、本稿本の執筆期を暗示するものとして附記したのである。

註二 斯道文庫蔵「稜威道別」存總論・「卷四・七」解題註一同掲書。

溫 源 錄 稿 卷一・二

自筆 (稿本14)

斯道文庫蔵

袋綴、合一冊。後補橡風色雲母松文様表紙、堅二十六・八纏、横十九・五纏。元表紙本文共紙。料紙、楮紙。字面高ナ約二十一・五纏。分註一字下げ稍小字。毎半葉九行。細註双行。本文墨付、卷一、四十四丁、卷二、四十六丁。朱句点を附す。附箋、墨補訂僅かに見ゆ。

題簽、淡茶色墨流し斐紙短冊（後補表紙左肩）に、「溫源錄草稿 上下合」と別筆墨書。元表紙外題、「溫源錄下稿一（1）」と自筆墨記す。内題、「溫源錄稿卷一（1）」と記し、両卷題下に「橘守部譲撰」と自署す。

本稿本の筆跡は前掲諸稿本と異り年代は稍遡り、天保期もはじめのことであろうか。守部の歌文集である蓬壺草文辞部・穿履集雜部旧稿部分（文政末天保初）、又、文章撰格旧稿部分（天保二～三年）の書風に近似し照應される。略清書本である。

本稿本の構成は、

卷一 前の釈の論 御伝風の論 談詞の論 卷二 古伝の心得様の論 古伝の釈法の論

の五項目を標とし、「稜威道別」総論の部に大概該当する書紀總釈の序論をなすものである。古く庭麻呂時代の「正古訓古事記頭書」（文政二年）にはじまる古記典の解法と神道觀とが漸く一応の体裁を整え集成された、その初頭を形成するものとして注目される。しかし、以下に見る如く猶その論述は冗長にして結構は不備である。

まず、「前の釈の論」は、古註、古学先註の釈法と批判である。その古註の釈法を七種に分類し、神典を漢意・仏意にとりての曲解、又、比喩、風諷、教誡の書と比する強言、或は神典を作意し、改竄する論への反論、更には漢土の系譜に附会するの論、神典の「無所以事」をあたかも由縁あることとし、虚妄を構え、無稽をこととなす諸説などへの論難である。いわば江戸後期国学者一般の視点を襲つたものである。古学先註への批判は、一 荷田春満・加茂真淵、二 本居宣長、三 村田春海を古学三説となし、三説への批正を略述したものである。即ち、古伝を信貴するの余り、幼談にまで理りを添え、贅飭を加え、或は専ら古記典に泥み、一向に古伝のままなるの論に終始する態度、その非論理性を、又一方古記典の後人作意論に対する激しい怒りともいいうべきを、やや感想的に略述し、次の「御伝風の論」の緒言としている。

「御伝風の論」はこの前提を踏まえて、守部の本論に入り、古記典に見える本辞・本紀と旧事・古事との差別を、その成立一主に日本書紀一の経過を背景として説き、その解法の秘説として「談詞の論」を導入している。夙に「訂古訓古事記頭書」に於て提唱された「幼言談辞」の弁は、本稿本に於て五種に分類整備され、本辞には存せぬ旧事特有な、一添言、二形容、又以下の、三神名、四地名、五諺・地名由縁等は、その事、その御為態にひかれて語りなされた談詞であるとし、古記典中には本辞・本紀と共に入清りあい語込められて、今の人々の世には、怪異、非現実な「疎伝」となり、古記典への疑惑・誤解の因をなしていると説いているのである。後の「稜威道別」総論に於ける「神

秘第一条「旧辞本辞ノ差」、「神秘第二条「古伝説ノ本義」、「神秘第三条「稚言談辞弁」の三条に当る原案が本項の中に粗々且つやや雑然と縷述されている。しかし、それは以後守部に於ける神代紀解釈の方法論として一貫するものであり、その秘鍵ともなるべき提唱でもあつた。

卷二、「古伝の心得様の論」は、そのはじめに、

今世にして、遠き神世の事を解クに、考の及ぶ局りあり、考の及ひかたき局りあり、其及ぶへき局りまで、到らすして止ムは、なほさりなり、其及び難き局りを超て、左右云は、強るなり、又疑はしけなる事のうへにも、疑ふへき局りあり、疑ふましき局りあり、其疑ふへき局りまで、疑ひはてさるは、泥めるなり、其疑ふましき局りを超て疑ふは、惑へるなり、

とまず誌し、古記典に対処する守部の基本的姿勢を明らかにして、その秘説とする「頤事・幽事」の論を開陳している。その所説は基本的には既に「稜威道別」総論「神秘第五条 天・黄泉・幽・現・顕露 大意」と異なるところはなく、頤事、幽事の概念を眞淵・宣長の所論に拠つて明別し、殊に幽事の概念には更にひとつ創見を以つて提唱していることは注目に値する。定稿本に見る詳密な結構にまでいたらぬが、頤事と殃災、幽事と禍、幽事の在所など定稿本に見られぬ初期の見解は生々として見るべきものがある。その幽事の界など、其一は「惡神の御靈をはじめ諸々の亡靈・妖鬼・魑魅魍魎の界、其一、伊弉冉尊素戔鳴尊大国主命など殊更に夜見に入坐す神等の鎮り坐す界、其三、彼ノ神代五代の神等の御靈の常に留給える界の三界に分類し、第二の界が「世に所謂神罰の祟り冥助の幸福等」をもたらす處とし、黄泉とは右の第一・第二の幽事の界を統て云い、「人も死は、魂となりて、皆此幽事の界に入なり」と、殊更に諸界を設け、幽界的意義を積極的に認知し、かく明別化している。しかし、その所論には殊更に平田篤胤の幽界の論に言及するところはないが、その所説に啓誘されての幽冥觀であったことはいなまれないであろう。

次いで「古伝の釈法の論」は、日本書紀・古事記等古史典の「釈法」を説き、止むなく漢土の書法を模倣し、漢様の濁りに汚れて、上代の清淨、美麗の句法・文・詞の多く失はれし、文体文辭の論である。そして、卷尾に、古格・古語による旧辞風の復元を試み、紀・記卷初冒頭の各一段を所謂宣命書を以つて表記し、古史典の雅正・古格を再現すべく試案を提示して^{註一}いる。この創意も、本稿本執筆の動機である古き源をたずねて、古雅文に習いしたしむところにあつたのであろう。次述の「温源錄稿」卷三の稿本も又同様である。

以上が本稿本の概要であるが、略記した如く、未だ定稿本に比べるまでもなく、その「總論」の上巻「古記典之論一（～五）」を欠き、下巻「神秘第一（～五）」の五条の秘説も未完の状況ではあるが、やはり、本稿本に於て、守部一流の方法論は顯・幽の概念設定と共に成熟しつつ、基本的姿勢は確立されたものと認められるのである。

本稿本の末尾には、

さて今此書は、如斯しも本つ旧辞を重みし、専ら古伝説の意趣の、覺り安かりなん事を、主として解なれば、語釈ましては得ことわらす、余り此も彼も、混雜に釈んとせは、事も長く、煩しくもなるへければとてなり、故レ先づ書紀を表にて、其段毎に、一書のある限りを引付ヶ、古事記も一書の一々に附て、其一段の意は、段毎に、一書等の末に釈なり云々、

と、謂わば凡例の如きを掲げ、結んでいる。曰く「本つ旧辞を重みし」、「古伝説の意趣」を覚るを宗としていることが、まづうたわれている。「温源錄稿」は次述する卷三（神代紀上第一段～第四段の部分）が存するが、総体的に語句の註解は尠く、右記の趣旨を遵守しているのが窺われ、後の「稜威道別」に見る総釈的な著述を意図するものではなかつたかと思われる所以である。印記、第一葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

扱、本稿本の成立時期に就いてであるが、全集解題に橋純一氏は、

又、稜威道別は初名を温源錄といつた。予が家に「温源錄稿」と卷頭に題号のある本（守部翁自筆）の卷一、卷二、卷三の三冊を蔵して居る。又これと紙質書風等から見て、同本と思はれるもので、「稜威道別卷七」と題号ある本が一冊ある。これを同本とすれば、編述の中途に於て、温源錄といふ漢風の書名を、稜威道別といふ古風に改題したことになる。右の温源錄には起稿の年代の徵すべきものがないが、卷一をうち開いた第一葉のうちに、「摸摺て」「為便」「思謬」「られ」「當時」「熱心得て」「爾來」「説條」「論弁」など、宛字を用ひた個所が頗る多い。此のやうな記し様は守部文政度の著書を見る癖であるし、又其の書風から考へても、温源錄は守部翁の五十歳よりは以前の執筆と推定することが出来ようか（天保と改元された文政十三年に於て守部翁は五十歳である）。それに、温源錄にあつては、守部翁の態度が著しく謙遜で、真淵宣長等の先哲に対しても……例文省略など言ひ、その他これらの先哲を心から尊奉してゐる心持が所々に表はれてゐる。後年の道別に於て宣長翁の説を邪説とまで極言したのとは、非常な相違である。これらも温源錄が、比較的若い時代の起稿であることを証する。

かやうに見ると、守部翁の日本書紀の研究は、少くとも四十五六歳から、六十四五歳まで、初二十年間に亘るもので、実に翁の学問の本流をなすものである。

と述べられている。右の記中の「温源錄稿」卷一・二は本稿本を指す。さて、長文の引用となつたが、本稿本に見る諸特徴を最もよく要約されている。その手跡・料紙、宛字、又先学への謙恭な対応には、晩年のそれらとは逎然と相違する。その手跡・料紙については先に寸記した如く、現存諸稿本では、文政末天保初年頃の稿本とみられる蓬壺草文辞部・穿履集雜部旧稿部・文章撰格旧稿部に極めて近似し、又待問雜記等とも相似いて、氏の推定される文政

期の起稿期はよく首肯される。が、しかし、それも文政期末から天保期のはじめ、四・五年迄の手跡と推測するのを妨るものではない。

守部の日本書紀研究は古く文化・文政期にはじまるものであろうが、「温源錄稿」の如き総括的な著述に着手することとなつたのは氏の述べられているように守部四十四・五歳以降のことであつたろう。文政十三年二月廿六日付、吉田秋主宛書翰中註二に、

小子も貴君達之為ニ生涯閑居仕、自今以後、余命之限、たた著述而已仕、追々稿本出来次第不殘貴君許へ上置可申積ニ而先日より書見候序ニ心當之本文引書等抄書仕、まつ心かけの著述荒増別紙したため御覽ニ入可申候、右之内御望之品よう注釈いたし上可申候云々

と誌されているといはれる。右の別紙覚え書きを、高井浩氏註三は、夙に太田善麿氏により紹介されたところの「御連中方の御為に追々取懸候書目」とされている一しかし、その予定書目覚え書の年次については、その予定著述内容からみて、右書翰年紀を遡る時のものではないかと思われる疑点もある—その予定書目の中に、

日本書紀分釈 凡二十卷

書紀は神典の最一、歴史の祖なるを、むかしより漢よみのみにして、いまた絶て正訓によみたる書あらされは、漢字に疎き世の学者常にこれに窮せり、實にまた難きわざにして、此後とてもこれを改むる人はあるましきさまなれば、ぬしだちの為に、こたひおもひを起して悉く古訓の正訓によみ直し、本文の解かたき所々には、簡古二分釈を加ふる也（国学大系第十四卷解説）

と、見えるのが、そのはじめのようである。

この覚え書が文政十三年二月の事か否かは暫く措き、その後の資料の上に現れるのは、天保二年辛卯十一月刻成

「山響冊子」初篇二巻卷末附載の「池庵橘守部大人著述目録」中に、

古史鉤玄七冊 此書はもはら日本紀古事記旧辞本紀古語拾遺祝詞等の旧辞につきて近世古学者の惑説を弁し初て古伝説の意味深長なる奥旨を解ク事を考出られて巨細に導き論されたる書にしあれば此書に寄て学ぶ時はゆう／＼に神典の難き疑闕も開ラけぬべきなり

と公示する「古史鉤玄七冊」が前者に次ぐ、書紀研究に関する著述のようである。又、文政十二年成立と見られる「待問雜記」前編（自筆本）下巻奥に「待問雜記追加一冊出来／鉤玄雜錄 五冊近輯／智囊三冊」と附記している「鉤玄雜錄」はその前身を示す書名の如くである。この「古史鉤玄」について右記の目録記事のほか、その著稿は現存することを聞かず、具体的な内容に関しては知るべくもない。ただ高井浩氏は註記の御論考中註五に、天保四年五月五日付吉田秋主宛書翰によつて、「四月になるご、守部は古史鉤玄の一・二巻を、五月になると、その三巻を書き終えた」と略述されるにとどめているので、恐らく天保四年四・五月頃、かかる題名の書紀研究書は著述されたのであろうことは確かと思われる。しかし、本稿「温源錄稿」に関する記録は其後も管見するところでない。

次いで、資料の上で書紀の著述について誌されているのは、天保九年六月の刊記のある足穎舎蔵版「心の種」下巻末に記す参考書目の一つとして自著に言及し、

守部は、いさゝが神さちやありけん、はやくより、かの二人の大人を信じながら、神の御上のさだ、道の論などは、はじめよりえうけず、たゞ物躰なく覚えければ、別になして、学び來しを、さりとて外に考へもなく、歎きながら過つる内、家に聊か伝へたる事のあるにもとづきて、初念のほい空しからず、數十年苦學して今は十年あまり以前についに真の解ざまをさとり得つ、よろこぼしきあまりに、とみに筆とりて、しるしおける、即書目に出せる、稜威道別是也、

と附記している。又、同書附載の「池庵北畠守部先生著述略目録」の首には、

○稜威ノ道別 十五卷 一名神典古義

此書は、古事記伝の、道の論の拙なかるを、深く歎きて、更に眞の古伝の本義に、とき改められたる書也、其躰裁は、書紀を本文に立て、古事記も、其一書の中にくはへ、諸の神書をも合せ、天地の初より、崇神の朝迄を、精しく釈せり、是より後は、人のまどふべき事もあらざれば、省るなり、故に甚簡古にして、神典の限りを貫き、久しく埋れたりし、古伝説の本義粲然として世に顯はれ、初々神の道の、上古に立かへる、基を開かれたる云は、此書なり、

と廣告し、前者と対応している。既に書名は「稜威ノ道別」と改められ、「温源錄稿」後の改稿たることは明らかである。しかし、後者の文中、道別十五卷といい、古事記をも一書にくわえ、崇神の朝迄を精釈すると述べているのを見ると、後の稿本12の総論に添えた凡例とは異り、未だ其構想は未熟な段階にあり、寧ろ本稿「温源錄稿」の趣旨に近い言辭である。恐らく次述の「稜威道別」卷七（稿本15）などを踏えての言葉遣いであつたろうかと推測される。

又、前者の「初念のほい空しからず、数十年苦学して今は十年あまり以前に、ついに眞の解ざまをさとり得つ」と誇らかに述べているのは、いずれの著稿を指すものであろうか。文面どおりに読めば、文政末天保初年のこととなる。現存諸稿中、その期に近きものは、先の「古史鉤玄」「温源錄稿」の両書となるのである。そのいずれかはともかくとして、両書は天保初・二年から此九年の間の成立であることは、ひとまず承認されるのである。

本稿本「温源錄稿」には両巻に「蘆荻鈔に委く云々」又、その巻二には「豫美」の解につき、その分註に「既に、山響冊子、三枝ノ巻に、委くいひつ、此と引合て見へし」と見え、上記両書以後の成立であることは明らかである。就中後者については、鈴木英一氏は〔註六〕、「既述の」とく天保二年五月に『難語考』を最終的に修訂したさい始めて名付け

られた書名であつて、それ以前に『山響冊子』と称した例はないのであるから、守部が神典研究書を『温源錄』と銘打つた時期は明らかに天保二年五月以降で」あると指摘されているのも上述のことなどと併せて首肯されるのである。

又、其他本稿中には、卷二卷末近くの分註に、「又、既に文章撰格にも、つはりに論うひ置たれば、互に引合せて、心得らるへし」と文章撰格を挙げ参照すべく述べている。三撰格中、文章撰格は繕写定稿本は完成を見ず旧稿と改訂稿を継ぎ併せて編成されたものが現存最終稿となつてゐる。同解題で述べた如く、旧稿部分は天保二・三年頃、新稿部分が加つて成稿となつたのが、同五年八月頃と推定されるのである。本稿本の手跡は記した如く、その旧稿部分に最も近似する。料紙も又同質であるので、この天保二・三年頃も一つの目安となる。尤も天保四・五年頃の手跡とも当然の事ながら然して変ることもなからうから、両書を照応しての印象である。この主觀的印象に強ちにこだわるといふのではないが、本稿本の執筆は天保二年～五年の間がまずひとつの仮説として考えられるのである。

とすると、天保四年五月「古史鉤玄」三巻の成立が此「温源錄稿」二巻と相係つてくるのである。縷述をさけて臆測の一端を記すと、「鉤玄」といひ、「温源」といひ、両書名の持つ漢臭の強い語感には、文政期の著述一般に通ずる名残りが感じられるのである。例えば駐雲鈔、邊雲鈔、蘆荻鈔、觸・輻註（土佐日記）、など又同様である。そして、それらは屢々改題され、時に併称されながらに、次第に和風、古風に改められて落着してゐる。本稿本の場合にも、「鉤玄雜錄」、「古史鉤玄」、と旧題を襲いはするが、成稿の後、結果として「温源錄稿」となり、更には、その続稿の途路に一次述「温源錄稿」卷三・「稜威道別」卷七の如く「稜威道別」に再三改題されて定着するよう、同一稿本の経過を或は此場合も辿つたのではないかと想定されるのである。即ち、同一稿本の草案・草稿・成稿の過程にかく異称を以つて呼称したのにすぎないのでないかと。換言すれば文政末天保年初に「鉤玄雜錄」と仮称し腹案し、そ

の草稿の着手にあたり「古史鉤玄」と齊え、成稿として繕写されるにおよんで「温源錄稿」と冠して同稿本は暫く一
段落を区切るにいたつた、既にその草稿類は反故に附せられ、成稿「温源錄稿」のみがとどめられて現在にいたつ
た。そして、その時期は天保四年五月の書翰に告げているという「古史鉤玄」の執筆と相重なる時期ではなかつたら
うかと、臆測を重ねてみるのである。猶その当否はともかく、本稿本の執筆期は天保四・五年の頃と推定して然した
る誤差は生じないのである。

本稿本「温源錄稿」二巻は、いすれ後の、天保十五年五月廿五日の識語を持つ「稜威道別」総論の結構を基礎付け
ることとなるのである。

註一 その書紀神代紀冒頭の一部は、

天地開闢之初之時波、魚之水尔如浮爾虚中尔洲壤浮漂之物中与如葦芽流物生其物即化神伎其化坐留神号波國

トヨタチノカクトコトハ

トヨタチノカクトコトハ

トヨタチノカクトコトハ

トヨタチノカクトコトハ

トヨタチノカクトコトハ

トヨタチノカクトコトハ

トヨタチノカクトコトハ

の如くに統け改め、古事記のはじめは、

天地之初時尔、高天原神成坐タケミカツチノサマ、其成坐タケミカツチノサマ神名波、天之御中主神、次成坐神名波、高御產巢日神、次成坐神名波、神產巢

日神、此三柱ノ神波、各母独神成坐タケミカツチノサマ、御身資隱賜タケミカツチノサマ、天地ノ之初時波、国稚久ミコトノホシクモト久ヒロシマツ傍記アリ)浮脂之如アリ久ヒロシマツ、海月成

漂アリ、然漂アリ明理時尔、如葦牙久アシカシタノホシクモト、所崩騰留物在タケミカツチノサマ、然崩騰留物尔因アリ、成坐神名波、宇麻志葦牙彦遲神、次成坐神名波、天之常立

神、此二柱神母、各独神成坐タケミカツチノサマ、御身資隱坐タケミカツチノサマ、

と、かく一種の宣命体を借りて古雅の格を試みている。そして、「こたひ、此温源錄には、漢字の上に、古語を播し、次に

は、其段の意を致し、其次には、章毎に如此試をくはへて、字訓と、古文との差をさとすなり」と記している。記紀の表記

に於ける「漢文風」「漢文格」を和文に見る「古格」、「雅藻」、「華麗」の再現を期すべく試行しようとしたものである。

右の章句の「連接」—上掲古事記の如き—など「文章撰格」の着稿と相俟つて創意された古記典へのアプローチでもあったの
であろう。以下現存稿本に於ては次述「温源錄稿」卷三の稿本に於てまでは、この試みが各章段に附されている。其後、此
卷三に続く諸巻を欠くが、巻七に至ると書名の改題と共に、この創意は省除されている。

註二・三 高井浩氏「橘守部の稜威言別の執筆経過とその間における桐生門生との交渉」、昭和三十八年「群馬大学紀要人文学
学篇」十二所収。

註四 右書目は夙に国学大系第十四巻「橘守部集」の太田善麿氏同解説にて紹介され、それは「文化五六年の頃の事であろう
か」と記されている。右の書翰、書目共に披見するところではないが、この文面からは恐らく江戸進出後、文政末年のこと
になるのであるが、その予定書目中、古事記索隱凡五七冊、紀記歌解凡八冊、など見え、殊に後者などは文政十三年十月に
は「蘆荻鉢」十五巻を橘貞暉が書写するところであれば、かく凡八冊の如き漠然とした記述は考えられず、太田氏の推定さ
れる文化五・六年はともかく、猶同年紀については疑点が残る。

註五 前掲稿本12註一と同掲書。 註六 「橘守部」、昭和四十七年「人物叢書」所収。

温 源 錄 稿 卷三

自筆 (稿本15)
自筆 (同)

斯道文庫蔵

袋綴、二冊。改装濃紺色表紙、堅二十八・一糰、横二十・一糰。元表紙本文共紙。料紙、楮紙。字面高サ約二十一・
三糰(本文)。釈文、一・二字下げ。分註稍小字。每半葉、本文九行、釈文十一・二行—卷三釈文中にまま九行の旧稿
を合綴す。細註、双行。本文墨付、卷三、四十六丁、卷七、四十五丁。両巻共に墨補訂—書入れ・別紙貼付—を見る
が卷三に稍繁。卷三は朱句点を附す。

題簽、金切箔散し短冊(改装時、表紙左肩)に、「温源錄稿 卷三」、「稜威道別 卷七」と別筆墨書。元表紙外題は、
卷三は短冊形白紙(左肩)を貼り、「温源錄稿卷三」と別筆墨記するが、貼紙下には「稜威道別卷三」と自筆にて打付
書きしている。内題に惹れて後補せる貼紙である。卷七には、「稜威道別卷七」(左肩)と自筆外題している。内題、
「温源錄稿卷三」、「稜威道別卷七」と記す。両巻はその手跡、紙質から見て同時期に成る稿本である。卷三の内題か

ら外題（貼紙下）への書名の推移もその経過の跡をとどめ示している。

本稿本両巻は前掲「温源錄稿」卷一・二の総論に続く、書紀釈註であるが前者とは稍時期を異にする別稿本である。前記した如く、卷三には旧稿一前者同様に毎半葉九行書写の卷三旧稿、恐らく前者卷一・二に続く卷三の旧稿一を数葉併せ綴じ流用しているのによつても明らかである。この旧稿は何巻にまで進捗したかは未詳であるが、卷七に旧稿の再使用が見えぬところから、旧稿は卷七に至る途路で擱筆したものと推測される。

本稿本巻三の編成は、「日本書紀卷第一 神代 上」と記し、神代紀上第一段から第四段一書第十迄、であり、定稿本巻之三の当該部分と同じくしている。釈註方法は旧稿「温源錄稿」卷一・二の「釈法」に従い、「先々書紀を表にたて、其段毎に、一書のある限りを引付ケ、古事記も一書の一^イに附て」、解くこととし、先ず本文を挙げ「漢字の上に、古語を播し、次には、其^ノ段の意を釈」しているが、次の卷七以下の諸稿本に見る」とく、「語釈までは得ことはらす」して、「専ら古伝説の意趣」を主として釈述している。又、書紀第一段、第二段の各段、一書の末、又、古事記伊邪那岐・伊邪那美命国土生みの段などの末には「所謂宣命書」の文体を以つて旧辞風を試み附し、旧稿「温源錄稿」の趣旨を遵守している。次の卷七とは同時期稿本であるが一後述する如く本稿卷三とは趣を異にしてゐる—内題に誌す如く「温源錄稿」卷一・二の方則を繼承墨守してゐる。

次の巻七は前記卷三から継続する同一稿本であるが、此時点に於て一卷四・五・六の兩三巻を欠くので猶未詳ながら一題号も「稜威道別」と改められ、その釈法は基本的には前者の方法を襲いながら徐々に変化を辿つて來たのである。前者に見ぬ註項目を多く設けて、顯著に語句の釈に意をそぎ詳述し、末尾に各段の大意を總括しているのである。あるいは、又、一書としての古事記は参考資料にとどめ、前者に試作した各段本文の旧事風—宣命体—の復元はすべてこれを破棄して、漸く「稜威道別」稿本に見る所謂總釈的な形態を整えはじめてゐるのである。

その編成は、内題「稜威道別卷七」と表し、次行に「簾川上段」と標を立てている。書紀神代紀上第七段から第八段一書第六迄、同上巻々尾を以つて終つてゐる。定稿本巻之七に該当する。「稜威道別」諸巻の編成は既に本稿本の段階で定着したものと推定される。以後続稿を見ぬ現在その進捗状況は未詳といふほかないが、上記の如く神代紀上巻までは「應成稿となり、「温源錄稿」の書名は巻三以後、その途路に於て改題され、巻七に至つたものと推測される。巻三元表紙の後補白紙題簽下の自筆外題「稜威道別卷三」の記はその名残りを告げるものである。

猶、巻首に誌す「簾川上段」の標は、前掲天理図書館蔵巻一（稿本13）と照應され、この期の叙述形態として考案されたのである。が以後、上掲諸稿本に見るが如く「神代上之一（一）」と改められるのである。

本稿本を前掲の次期改稿本と比較するに、書紀本文に於ては殆んど異なるところはないが、その訓読に於ては著しい異訓が多見される。その訓読の基本は流布印本に拠つたのであるが、猶顯著に相違する。その依拠するところを審らかにしえないが、巻三文中に「さて今本文を、如此様に訓ムわさは、賀茂、本居／翁等の、物を訓メリしみりに倣ひて、よむ所なり、そも／＼漢字もて書ケる物を、如斯しも、古言して読るゝやうになりたるは、専ら彼翁等の、功にてそ有ける」と記しているのを見ると、その特徴的な和訓・訓法などは先学の二人に負うところが多かつたのであるうか、本稿本中にも屢々改補のあとをとどめている。しかし、未だ本稿本段階に於ては未定の状況を示している。

しかし、最も留意されるのは、前記した如く、本稿本巻三と巻七との基本的な著述方針の変更である。前者は旧稿「温源錄稿」総論を墨守して古記典の意趣に論を逐うのに対し、後者は一変して、総観的な語註をも併せ詳述していくことである。その内容から見れば同一稿本とは殆んどいいがたい。前者は寧ろ旧稿「温源錄稿」巻一・二に統く、巻三として認められるべきであろう。又、事実、その執筆時は、その内題に記す如く、旧稿巻三・現存しないが一を補訂繕写する考えの許での着稿と推測されるのである。が、しかし、記した如く、旧稿「温源錄稿」巻一・二とは同一

稿本であつたとは考えられない。従つて、此卷三擲筆後、現存の卷七に至る途次に於て、その基本的方法の変転があつたものと推測される。ともかく、卷七にいたると、その註釈態度に於ては、記紀歌の總釈「稜威言別」十巻が辿つた経過と相似で、旧註・新註の纂輯の傾向が顯著となり、私記・口決・纂疏、降つて集解・通訳、記伝等、その書名を明記して縷述するところが尠くなく、その傍証資料をも長々と列記引用し、旧稿以来の所説と相俟つて聊か贅言、冗長にわたる諸点が散見されるのである。又、その釈註に於ても次稿（稿本12）に比し、その註項目は略同じくするも猶推考は熟さず却つて自説に姑息し、あるいは、先註に遂遁するところが屢々見出されるのである。その点では、旧稿「温源錄稿」から總釈「稜威道別」への過渡期的経過と模索の情況を如実に提示している。しかし、本稿本は次の改稿本（稿本12）の基礎的草稿としてその転換期を劃する土台たるべき意義を荷つたものであつたろう。

卷三に就いては旧稿改補繕写の後、卷七の改題に副つて、その内題「温源錄稿卷三」を外題に於て「稜威道別卷三」と追補したのであるが、新稿のなるにおよんで全面的に改稿されことが必要となり、前掲天理図書館蔵「稜威道別一巻」の如き、恐らく改稿本が追加されることとなつたのであろう。卷三は書名・内容共に旧稿「温源錄稿」卷一・二を繼承するものであるが、卷七とは記した如き経過による同一期の稿本と推測されるのである。猶、本稿本は卷七以下は其存否は不明であり、続稿については猶未詳である。

備考

本稿本の執筆はさきの「古史鉤玄」、「温源錄稿」卷一・二の後をうけての改稿であるから、前述（「温源錄稿」卷一・二解題参照）の天保四年五月以降の事である。叙述文中にも既成著稿である「蘆荻鈔」、「山響冊子」、「文章撰格」などを挙げて参考すべく断つてあるのも、その執筆時期を語つてあるのであろう。

又、本稿本卷三の内題が「温源錄稿卷三」と記すが、外題に「稜威道別卷三」（後補題簽貼付紙下に打付書する）と自

筆追記しているので、旧稿書名から「稜威道別」と新たに題名を冠することとなる推移の経過を告げているのであるから、この改題の境目の期が、この稿本の執筆時であったと認められる。

この書名が確實に資料の上に現れるのは、天保九年六月の刊記を持つ足穎舎藏版本「心の種」三巻巻末添書の書目中と、又、附載する「池庵北畠守部先生著述略目録」に見える「○稜威ノ道別 十五巻 一名神典古義」である。同目録は前掲「温源錄稿」卷一・二解題備考中に挙げたので参考されたいが、その中に「天地の初より、崇神の朝迄を、精く釈せり」とあり、十五巻と記している。本稿本は管見するところ巻七以降の続稿本の存否を明らかにせず断定はしがたいが、恐らくその完成時を予測しての広告であろう。従つて「心の種」三巻の刊行時までは、「稜威道別」改題とその執筆は相当に進捗し、本稿本巻七までは専くとも成稿となっていたのである。この天保九年は、その点、本稿本成立の下限として、かなり確かな目安となるのである。その書風、手跡もまた此期の、例えば、「万葉集要解」七巻と極めてよく近似する。「要解」の執筆（同解題参照）は天保六・七年頃と推定される。おおよそ、これらから勘案して、この天保六・七年から同九年の間を本稿本の成立の時期とみて誤りはなかろう。

又、天保八年の成立といわれる天理図書館蔵「三大道弁」（自筆定稿本）には、

守部年来神典聖經ニ、天ト称シ、高天ノ原ト称セル物ノ、不明ヲ嘆息シ、又其古伝旧辞ヲ、怪力ノ奇談ニ説キ
枉ケ、人ヲ惑ハスノ甚キヲ慨ミ、劬学沉思シテ、幸ニ發明スル所アルヲ以テ、サキニ神典ノ旧釈ヲ改メツ
とある記を見出す。鈴木英一氏は右記傍点の記を『古史鉤玄』か『温源錄』のいづれかであろうと述べられて
いる。確かに掲出文の内容からすれば、「温源錄稿」卷一・二よりなる総論部分を指すものと見えるが、この時期、
本稿本なども含めて、即ち「温源錄稿」卷一・二に於て描いた基本的結構の許に旧稿を続稿すると共に、その途次、
総釈的な「稜威道別」新稿への着手と、相当巻の稿本の成立をも併せ含めて、かく記したのではないかとも思われ

るのである。強いて想像をめぐらせば、天保四年五月頃の書翰に見える「古史鉤玄」は現存する「温源錄稿」卷一・二となり、恐らく次巻以下何巻かは草稿として書かれ—本稿本卷三に一部合綴される—その続稿中に本稿本卷七の如き、いわば決定的改稿へと転換するに至ったのが、この天保八年前後のことではなかつたろうかと、「サキニ神典ノ旧糸ヲ改メツ」と敢て揚言しているのには、旧稿の全面的改稿を「稜威道別」と冠し、日本書紀總糸への意欲と自負の念がかく語らしめたのではないかと思われるるのである。

猶微弱なる傍証ではあるが、本稿本の手跡と近似する「万葉集要解」にはその前稿本から一転し、広き地誌の蒐書による引用例が急激に散見される。万葉集墨縄總論の中で、その事を回顧して、「此五とせ六とせかほとは、たゞ慥かなる書の限りを集めて、考へわたりけれど、其書ともは、本文中、地名の出たる、处处にことわれば、此には舉さるなり。」と記しているが、本稿本卷七に就いてみると、旧稿を継承した卷三に比べて、この地誌に言及するところは甚だ顕著である。あるいはこの地誌の蒐書など本稿本卷七の執筆時期とも何程かは相關聯するところがあつたのではないかとも思われ附記するのである。

以上、本稿本の確実なる成立時期は猶断定しがたいが、天保六・七年頃から同九年の間、「三大道弁」に云う改稿が本稿本を指すのであれば天保八年前後がその時期であろうと想定して概ね誤りはなかろうかと考えるのである。

附記

本稿本卷三、神代上第四段一書第八の糸文中に異伝の派生につき言及し、

譬へは今年津国難波ノ江に入江の砂を浚ひて天保山と云砂山を築りといふ事此東国まで聞え来てとり／＼にかたれり

とある記述が見える。此の摄津天保山は「摄津名所圖繪大成」に「目標山」とあるのがそれで、天保二年、当時の町奉行新見正路が、安治川口浚渫の土砂を積み築きて船舶入港の標識となしたのである。そのことが江戸に口伝さ

れたのであろう。右記文中、「今年云々」と記すのを見ると、この卷三執筆中の事と認めねばならない。上記した如く本稿本は更に数年後のことである。又、旧稿「温源錄稿」卷一・二も同二年後のことであり、同年とすれば、「山響冊子」附載目録に記す「古史鉤玄^七」の予告の時期にあたるのである。従つて、この記は、如何にもつじつまがあわない。目標山が船舶入港の標識として事实上通用し、風聞が江戸に伝つたのが多少の年月にずれがあるとしても幾許の差異もあらうとは思われないからである。とすると、この天保一・三年頃、「古史鉤玄」の書名の許に執筆中の頃の事としなければならないことになる。「古史鉤玄」は現存しないので未詳というほかはないが、この記は「古史鉤玄」の中にあって、それが「温源錄稿」卷三の旧稿の中に入り、再び新稿である本稿本卷三の中に其儘再録されたと想定するのが最も自然であろう。其の間の事情は「古史鉤玄」なる著稿が現れぬかぎり審らかにしがたいが、上記の如く、とりあえず臆測して再考の機会を俟つことにしたい。しかし、既に此頃卷三神代紀上第四段辺りの原旧稿が執筆されていたことは本稿本成立の過程として考慮されねばならないであろうので附記する次第である。

註一 本稿本卷三文中にも、

古文の連絶状^{ゼンセツジョウ}とを校合せて、いとせめて、雅文^{ヤウモン}の運法^{ヨンホ}、云状^{ウンジョウ}、疊み様^{イダクモノ}、句格などをたに、当昔語り伝へけむ詞のよりにて、次々其段毎に、試を附すなり……中略……さる句格等の事は、既に文章撰格に、十八則の法を分^{フタチ}舉て、委しくことわり置たれば、照し合せて見るべきなり、

と、「温源錄稿」卷二末の添言を述し殊更に文章撰格をあげ断つている。

註二 鈴木暎一氏「橘守部」（人物叢書）に

天保八年一月、吉田秋主宛書翰中に「三大道弁あまり一寸したものに御座候へ共、是も少し入用御座候而稿仕候」とある文面を引用され同書の成立に言及されている。

註三 同右掲出書

註四 「温源錄稿」卷一・二解題、註五掲出論文

神代紀心覚

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。淡褐色刷毛引改装表紙、堅二十四・一糸、横十六・七糸。元表紙、本文共紙。料紙、楮紙。字面高サ約二十三糸。每半葉一・二行乃至八行、余白は追補書入れのためであろう。墨付、九丁。

題簽、白紙形短冊（表紙左肩）に、「神代紀心覚 橋守部自筆」と別筆後補する。元表紙左肩にも、「神代紀心覚」と別筆外題している。内題、署名共になく、上記書名は後補外題の仮称による。

本書は、書紀神代紀本文の抜萃であり、文頭に朱〇印を付し、印中に、注・尺・生・カ・児・教・覚等の略号を記し、神典関係著書執筆のための心覚風な所引用メモと思われる。二・三例をあげると、

(注) 一書曰天地初判始有三俱トセニナリマスカ、生之神ニシノミコト、号国常立尊次國狭槌尊セイタツノミコト、七代ノ足ニ入ヘシ

(生) 一書曰国常立尊生三天鏡尊ミクニミラノミコト、天鏡尊生三天萬尊ミクニミタケハシノミコト、天萬尊生三沫蕩尊ミクニミタケハシノミコト、沫蕩尊生三伊奘諾尊ミクニミタケハシノミコト

(教) 一書素戔鳴尊云々雖然日神恩親之意不懼不恨皆以平心容焉また一書に雖然日神不懼恒以平恕相容焉など見えて、その略記号の概略は推測される。が猶、(カ)・(覚)等、既に未詳の項も見え、何れの著述の心覚えなるかは審らかにしがたい。筆跡は前掲「温源錄稿」卷一・二の後、後述の「道別対照」の頃と略近似する。印記、元表紙右隅に「椎本文庫」朱印を捺す。

神代紀索引

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。上辺刷毛引、下辺金箔散しの淡茶色表紙、堅二十三・三糢、横十六・二糢。題簽、飛雲布目短冊を表紙左肩に貼付するも書名なく、又、内題、署名共になし。表紙見返しに「神代紀索引」「橘守部自筆」と別筆貼紙す。

本書は美濃紙台紙に、各語彙項目の美濃紙カードを上下二段、各段五八枚を、五十音順に貼付している。各語彙項目は、日本書紀神代紀上下二卷より、神名、地名、又、普通名詞を主に、その他自立語を摂拾し、その下に依拠本丁数を表示して検索の便に供せしものである。但し、依拠本は、孰れの本を指すものであるか、猶未詳である。

その筆跡は「温源錄稿」卷一・二に近似し、文政末、天保のはじめの頃のことであろうか、書紀积註のための準備であつたかと思われる。墨付、二十二丁。

印記、第一葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

道別対照

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、一冊。改装濃紺色表紙、堅二十三・一糢、横十六・五糢。元表紙本文共紙。料紙、斐紙（全紙裏打す）。字面高ナ約二十糢。每半葉、略十行前後。本文墨付、十三丁。巻尾余紙十一丁。

題簽、金切箔散し短冊（表紙左肩）、「道別対照」別筆墨記す。元表紙外題同上。内題、署名等なし。

本書は「椎本文庫目録」に「神典ノ中カラ主題別ニ類似ノ語句ヲ摘出対照シタモノ、道別撰述ノ準備的書抜ノ類カ」

と誌している如く、日本書紀を主に、神代紀以下応神紀まで、主題項目を上欄に見出し、諸例を分類し、備忘の便に供した簡略なノートの一種である。掲出項目は略三十余項、「比喩・見タテ」、「幼言」、「稚言」、「淫語」、「黄泉」、「熊野」、「幽契」、「幽冥」、「マトコオ衾ノ事」、「狗人ノ段」、「ツハキ」等諸項目、あるいは、「日ノ神ノ処ニ引ヘシ」、「ツ主ノ処ニ引ヘシ」など記し、同目録に云う、道別撰述のための覚書であろう。年代は確認しがたいが、しかし筆跡は天保の早期ではなくして、「温源錄稿」卷一・二以後の書風である。前述の「稟威道別」改題の頃でもあるか。余紙を猶多く残し、追補すべく書抜きしてゆく予定であったのであろうと思われる。

印記、本文末に「椎本文庫」朱印を捺す。

旧事紀直日 六巻

自筆

国文学研究資料館蔵

袋綴、六冊。濃紺色表紙、堅二十六・八糸、横十八・七糸。料紙、薄手楮紙。字面高サ約二十一・五糸(本文)。註文小字一字下げ、細註双行。毎半葉、序九行、本文八行。本文墨附、第一冊 自序十五丁(柱に丁附す、以下同)卷一五十一丁、第二冊 卷二 四十六丁、第三冊 卷三 七十丁、第四冊 卷四 四十六丁、第五冊 卷五 六十二丁(丁附、「四十六」脱)、第六冊 四十五丁。

題簽 淡茶色布目斐紙短冊(表紙左肩)に「旧事紀直日一(~六)」と自筆墨書。内題、「旧事紀直日卷一(~六)」と記し、その許に「橘守部謹撰」と自署する。

自序末に、

弘化の四とせう月のはつかの日

橘 守 部

と誌す。

本書は端正に繕写された自筆稿本である。全集解題に「原写本 六巻」と見え、「橘守部大人遺稿目録」に「守部自筆 全六冊」と記している全集第二巻所収底本であろう。但し、全集との間には、次の如き僅かな相違が見出される。

先ず、自序末に追記する凡例中第二項に、旧事本紀本文復元に伴う、校訂部分箋符の説明末尾に、全集に見ぬ次の一文が本行中に存する。即ち、

又字の右に、＼＼＼＼＼如此、朱点をほっこしたるは、守部か心に用ありてなりければ、こは他に及すへきにあらす、

の付記である。次述二本—無窮会神習文庫藏本・天理図書館藏本—にも右文は同様に見出される。本書・無窮会本の本文中にも右記の朱傍点が散見されるが、全集本文には此傍点は見えぬ。恐らく著者個人のための朱点につき、全集刊行時に、右文と共に削除したのである。

その二は、右凡例中、又本文中の朱の箋符は、本書又右記二本と全集のそれとはすべて印形を相違しているが、前者同様に刊行時の変改であろう。又、巻初の編目には本文検索の丁数を脚註している—但し巻三迄一が、これもすべて刪省している。が、その他は全集本文と全く同じくし、本書が全集底本であったと認められるのである。本書の転写本は甚だ尠く、左記の二本—天理本は自序のみを管見するにとどめる。

印記、各冊巻首に「椎本文庫」朱印、巻尾に「国民精神文化研究所」の方円朱印を捺す。

備考

本書の執筆に就いては、自序末に追記する凡例の中に、

一 此書をかくいそきたるは、稜威道別を、書_キ改めんとてなりければ、只誤字、落字を改て、引用るためにそある、然るに此書久しき間、偽撰と貶められて、誰正さんとせし人もなかりければ、誤りいと多きに、見合する本たにもなし、今はわすかに、大永元年の奥書ある印本と、出口延佳か齋頭本と、豊後ノ中津、千葉常文か齋りし、古写本の書入を、写しおけりしのみなれば、校合は事足す、考へも行とゝかぬ事おほかり、と、その編述の意図と経過を先ずはじめに誌している。右文により、本書は守部云う古史典の残篇の輯録たる旧事本紀本文の復元と後人加筆又攬入の整除とを、僅か校本も右三本を以つて整定しようと試みた、忽卒の編著であったことが窺われる。現在、その草案・草稿本の類も見ず、守部各諸著作が数次にわたる稿本経過を辿つているのに比しても、それは、かなり短期間内のことであつたかと推測されるのである。その意味では、自序末に記す「弘化の四とせう月のはつかの日」の期日は、本書の成立期として其儘さしたる誤差はないであろう。又、その準備期間も、右校本三本にとどまる限り、此年を遠く数年を遡るというものではなかつたかと思われる所以である。本文中に補足する註文も極めて簡略であり、「故レ^レこたひ注をくたして、よく弁へはやと思へと、為^{ナス}へき事の多くして、それまでに至らされは、只人の疑ふふし／＼に、わつかに姓氏錄、神命式等を引て証しつ」（序）と見え、「又注せんまてには、おひ／＼に考へそへつへし」（同）と断つてゐるようすに、本書「旧事紀直日」六巻は、未だ完備せざる編著として右年紀までに一応の脱稿を了えたものと思われる。

そのことは、右掲の文中にも「此書をかくいそきたるは、稜威道別を、書_キ改めんとて」の急迫の理由にあつたからにほかならなかつたのである。定稿本系統の天理図書館蔵自筆稿本「稜威道別」存八巻（稿本³）の総論、「古記典之五」には「こたひ其ちり墨りをおし拵ひて、人々のあらぬ疑ひを、さやかに解キつ、すなはち旧事紀直日^{ナホビ}と名付けて、其書十巻^六あり、そもそも書紀の釈を半途にして、さる考証を書きつる事は、此書に引用するに、世人の疑ひ

なん事を、恐れなり」と記している事実とまさに相呼応するのである。

既に、「稜威道別」諸本解題中に触れたので詳細はそれに譲り、結論のみを略記すると、その定稿本系の改稿にあたり、本書「直日」との関聯が緊密化してくるのである。具体的には「旧事本紀」の所引例証が極めて顕著となつて、未定稿本系統諸本と確実に一線を劃するのである。

本書の中にも、屢々「道別」に言及し、「カ、ル漢様ノサカシラハ道別ニ委ク弁ヘタル如ク」(卷一・四ウ)、「虚空見日本ノ事道別ニ弁ヘツ」(卷二・八オ)、「此事道別ニ引ヘシ」(卷三・十三オ)、「此等ノ事ヨク道別ノ此条ニコトワリオクヘキナリ」(卷五・五十六ウ)の如くに誌している。これらを以つても、本書「稜威道別」定稿本系統の改稿にあたり、緊急且つ直接する須要によつて着手されたものであつたことは明らかである。

拙、本書の成立が、自序に記す「弘化四年卯月」の頃のことであるとすると、「稜威道別」定稿本系統の成稿期は、当然のことながら、本書にかかわり、その年次は従来の定説と、やや差異が生じてくるのである。同解題中に縷述するところである。併せ参照されたく附言した次第である。

旧事紀直日 六卷

明治二年井上頬園合写本

無窮会神習文庫蔵

袋綴、合二冊。紺色布目表紙、堅二十六・七糸、横十八・五糸。料紙、薄様。字面高サ約二十一・二糸(本文)。註文小字一字下げ、細註双行。每半葉、序九行、本文八行。本文墨付、第一冊 自序十五丁(注に丁附す、以下同) 卷一五十一丁、卷二 四十六丁、卷三 七十丁、第二冊 卷四 四十六丁、卷五 六十二丁(丁附、「四十六」脱)、卷六四十五丁、識語半丁。

題簽、単郭付短冊（表紙左肩）に「旧事紀直日 自一（一四六）」と墨書。内題、「旧事紀直日卷一（一六）」と記し、その許に、「橘守部謹撰」の署名あり。

自序末に、

弘化の四とせう月のはつかの日
と誌す。

又、巻六巻末（同四十六丁表）に、旧藏者井上頼圀が、朱筆にて、

右六巻橘守部先生直筆草本ヲ摹写スル者也

嘉永二酉年十月

橘守部

写主

義常純

頤神堂藏本

多摩郡北沢/
淡島神之社僧

杉舎主人識久保大學/季茲
助教源/季茲

井上頼圀

右使梨本氏之子写之 大学中助教兼皇漢鑒道改正
明治二巳年九月

と追記している。右の識語にて本書の転写経過は略明瞭である。即ち、嘉永二年、本書成立の翌々年、常純・義典の摹写する頤神堂藏本（註）可雲歟を杉舎主人久保季茲が万延元年に手沢するところとなり、明治二年九月に井上頼圀が梨本氏之子某に書きせしめたのが本書であるといふのである。

本書は嘉永二年摹写本の転写であるが、前掲自筆稿本と、各巻の下数・行数・字詰等、全く同じくし、守部著述によく見る丹念な臨摹本である。

但し、本書には、自筆稿本に見えぬイ本校合、同本文補訂がまま散見される。それらは頬巣の筆跡ではなく、梨本氏某以前のものと推測され、多くは渡会延佳「鼈頭旧事本紀」からのものであり、「旧事紀直日」所引本文を補正したのである。

右校合補訂書入れとは別に、旧蔵者井上頬巣による朱墨の書入れが、卷一・卷二・六に「一・二ヶ處」に詳記されている。例えば、その始めに、「頬巣云此編ハ偽書ノ尤著ヲ回護セント欲ルヨリ強言ノミニテ徵証无キヲ次々ニ弁明スベシ」と記し、本書を批判、論証すべく細記するのであるが、卷二以下は記した如く、僅か一・二ヶ處にとどまり、転写上の誤りを朱訂するに終っている。

印記、両冊初葉に「井上頬巣蔵」「井上氏」の両朱印が捺される。

附

○天理図書館蔵 旧事紀直日大牟祢 一冊。

表紙欠仮袋綴。堅二十四・五糸、横十八・二糸。料紙、楮紙。字面高サ約十七・五糸。毎半葉十行。本文墨付十一丁。内題に「旧事紀直日大牟祢」と記している。同末に、

弘化の四とせう月のはつかの日

橘 守 部

と、前掲両書同様の識語がある。

本書はその自序を「旧事紀直日大牟祢」と名付け、抄写したものである。その転写経過は未詳であるが、本文表記に漢字・仮名の相違、又訓点の存否など多少の異同が散見される転写抄出本である。

註 「頬神堂」は其人を審らかにしないが、斯道文庫蔵「万葉檜嫗手」五巻同別記合二冊本の表紙右隅に「頬神堂蔵」の所蔵者墨記が存する。同書書入れに「可雲曰」と見え、「可雲」は又国立公文書館蔵「蒙古諸軍記弁疑」五巻五冊本とその転写本に

「可雲上人所藏本」と見える。又、守部判「四十四番歌合」—弘化二・三年頃成立歟—の右方作者として出詠している。あるいは、その人か。その人とすれば、本書の書写経由も首肯される。識者の御示教を請う次第である。

古事記

訂古訓古事記書入

—古訓古事記頭書—

守部・冬照両筆

斯道文庫蔵

本書は享和三年刊「正訂古訓古事記」三巻三冊本中、上巻一冊に守部・冬照父子が朱墨両筆を以つて詳密に書入れしたものである。その書入れは文政期と天保期の両期にわたり、その間十余年の隔りのある別時の書入本である。そのはじめは、序説の末に、

かれ別に古事記の注釈作らんの心あれは今此頭書はたゞその一端を記すのみ

文政二年五月十五日

橘庭麿

とある庭麿時代の初期習作であり、「正訂古訓古事記」上巻冒頭数葉に、古事記頭書の序説とその敷衍箇處、以下記本文上欄に各段の総訳註一を簡略に書き込みした部分である。夙にその序説は、「国学大系第十四巻」の「橘守部集」に、太田善麿氏により紹介、翻刻された「古事記索隱頭書」註二の原稿本である。氏が拝られたのは、その解題によれば「恰も板下にすべく淨書せる如くに見える自筆半紙六葉のものであ」つて、桐生吉田家に襲藏され稿本の由である。尤も「あとがき」に「守部自筆と断じたことについては、その後原本を再度繙く機を得て、疑ひを抱くに至っていること

をことわる」と訂正されているので、守部稿本に屢々散見する臨写稿本のひとつであつて、守部の後援者の重鎮であつた吉田秋主の許に転写の序説一部が送られたのであらうか。披閱の機を得ぬので審らかにしがたい。ただ、同書と本書の間には、多少の字句上の異同、漢字・仮名の相違などが散見され、本書によつて訂されるところがある。

第二次、冬照の書入れは、「^正古訓古事記」上巻中の本文部分の行間、上欄又は附箋に、朱墨両筆を以つて、細字やや生硬な筆跡で詳密に註記している。一部守部手蹟も混じるかとも思われるが、大部分は冬照であらう。その書入れは主に語句の註釈であり、多くは父守部の見解に沿い、更に諸資料を参照し附言している。そして、処々に、「冬照案」、「冬照云」、「冬照ハ思ヘリ」など記し、私案・自説を述べている。恐らく、父守部頭書「古訓古事記」を譲受け、古事記神代巻の註釈にとりかかるべく、父の著述を中心に参考資料を繙閲し、その都度に註記、私案を増幅していくた、冬照の勉学の跡である。その手蹟、墨痕もまま相違し、何度かにわたる書入れであろうかと思われる。その中に、「冬照案」、「冬照云」など記していることから、茂三が冬照と改名した天保四年秋、冬照二十歳以降のことになる。しかし、既に茂三時代の書入れもまじえているのかもしれないが、文中、「稚言・談辭」、「天・黄泉・幽」など、守部の神秘五ヶ条の概念など導入しているのを併せみるに、「温源錄稿」一天保四・五年頃—以降、前記秘説が次第に明文化され、「稜威道別」の改稿が漸次進められている時期をも含むかもしれない。臆測にすぎないが、「難古事記伝」の前身たる「古事記伝考異」—天保十年九月—の起稿に先立ち、その参考にも供されたことであらうかと思われるので、上記の天保四・五年頃から此頃までの事であつたろうか。

猶精査を必要とするが、いずれにせよ、庭麿時代の頭書に、後年冬照が詳細註記した兩筆より成つてゐる。

右記の冬照書入れはさて措き、庭麿の「古訓古事記頭書」は文政二年五月と最も初期に属する習作として留意される。既に太田善麿氏が、同解題で、「本書の内容は、守部の『神秘五箇条』なるものの成立過程を示すものとして興

味深い」と述べられているように、「神祕五箇条」の中の「稚言談辞弁」に相当する神典解釈上の方法論の萌芽が窺われるのである。その数葉の序説の冒頭には、古記典を、

「ら／＼帝紀を考ふるに舍人稗田阿礼 天武天皇の勅語を伝ふとはいへともそのかみは天下になへてかたりつた
へたる古ことにして日本書紀の一書ともは皆その語りつたへの異説ともと見えたり
と規定し、以後の「稜威道別」にも一貫する座標を定めている。その古記典の中で、古事記の釈については、まず宣長をあげ、

されと宣長の伝の如くあやしき事をもこと／＼信しよといふ時はかへりてみなからいはりにおちてたゞとき
帝紀の世に弘る時なかるへし

と、記伝の説く、超自然的記述に対する没批判的態度に論点を絞つて、その思議を超えた伝説部分に就いては、
そもそも此神代の古言はもはら 天皇の御系図神社のゆゑよし臣たちの氏々国々の事跡ともを世にいはゆる昔咄
といふものゝさまにいひ伝へ来にたれは遠く久しき世々のあひたかのはなしにひかれてあやしき事もましりしな
り……(中略)……かくしもたふとき帝紀の中にたはれたる事うきたる事をさなき事などの多かるをおもふにこ
は御代／＼の天皇皇子たちいま稚くましますほとの御口すさみなりしなるへし

と、本来、古記典の伝えざまには「昔咄といふものゝさま」があるとし、「はなし」にひかれてあやしき事どもを
も混入していると説き、その謂れは稚くおはします天皇・皇子たちの「御口すさみ」であり、めざまし草でもあるか
らであると解釈する。その証として、古事記の中には、禽獸魚虫・草木の名などにも「皆幼き児の耳に入」るべき物
どもをあげ、人体の上にても、「陰」、「尿」など殊更に卑近な言葉を屢々用いていくことなどを見ても、それらは「上
古の咄し」であることが明らかであると、伝奇として合理的に対処している。しかし、その「上古の咄し」には、公

家の家伝の例をとり、「実事の中に戯れをそへ戯れの中に実事をくはへ」たるもので、「今此帝紀もはやき時のそのた
くひ」であるとし、「されはをちくへに幼きすちもましれゝともそは御系図事跡に妨けなければそれをもつて実事ま
てを疑ふ」べきものではない、と帝紀に於ける実事と咄しとを峻別分離した上で読解しようとするのである。しか
も、かかる伝えぶりであるが故に「久しきほとに手をくはふる人もなくてかへりてまこと」の道々しき筋を今にとど
めるのであると、いはば、古記典解釈に於ける宣長学統に対する批判の拠点として、実事と所謂咄しとを分析する一
種の合理的解釈を提示して序説としているのである。後年の「稚言・談辞」の語は用いてはいぬが、「天・黄泉・幽・
現・顕露」の概念と共に、守部の所謂秘説の核心をなす、その一条が、この文政年初に「正訂古訓古事記頭書」着手を
前にして執筆されたのである。僅か数枚の序説ながら、翌文政三年春の「神道弁」への起点ともなる初期習作として
重視されるべきであろう。

印記、各巻巻首に「椎本文庫」と大振な唐獅子朱印を捺す。

本書は昭和五十四年、本文庫編輯「未刊橋守部著作集」十巻の刊行に際し、横山英氏からの御寄贈書である。記し
て謝意を表する。

附記　此處に守部の古事記研究の一部として、「難古事記伝」解題と併び記し、その内容をいささか素述したのは、別述する神
道・国学の著述解題の参考に供さんがためである。

註一　「正訂古訓古事記」本文上欄に記述する各段総釈は比較的簡略なものであり、五・六ヶ處に散見する。一例をあげると、

此段者　此大国主神須佐能男命之女、婚須勢理毘賣命而於宇迦能山之山本、於底津石根、宮柱布刀斯理、於高天原、
水穂多迦斯理而坐之、ト云事ヲ中ヘ、彼ノ昔咄シヲ、數々加ヘタル者ナリ、其事此丁ヨリ、三十七丁ウラマテニ及ヘリ（上
巻三十一丁裏三十二丁表）

の如く、漢文の総意と寸釈を記したものである。

註二　同書解題に「本書はもと題名も存しないのであるが、今私に『古事記索隱頭書』を命名したゆゑは、その最終の部分」

に「今此頭書」とあるのにより、「また守部が最も初期にこころがけてゐた古事記の註釈書の題名は『古事記素闇』としてゐたらしいからである」と記される、氏による命名である。

難古事記伝と諸稿本

本書の執筆については、定稿本「於良牟涅」冒頭に、

此書ははやくおのが神典のときこと稜威道別と云を伊勢人に見せてしに記伝の旨と異なるをいふかしみていた
く難しておこせける其答へにものせし草稿なり(未)

と誌し、又、本書の前身たる「古事記伝考異」にも、その「意保牟祢」に、

心しれる友、ひと日すゝめていはく、世に書は多かれど、古事記ノ伝ばかり、委曲なる釈もなく、又学びを助くる注もなし、只あかずくちをしきは、泥(ナツ)まれたるふしぐの多きなり、言語の釈は、さこそあれ、かくては道のために、なかくなるもの煩ひとや、なりゆかまし云々、

とも記し、記述には多少の差異を見るが、その執筆の機縁を語りかけている。この起筆の背景は必ずしも事実を伝えるか否かは暫く措くとして、「温源錄稿」にはじまる「稜威道別」の改稿は、天保十年の頃を迎えて、漸次構想を整え、就中、その秘説たる「稚言・談辭」、「幽・現」の二箇条の要諦は確実に同著述の中に具体化するに至ったのであろう、それは当然の如く、先哲の偉業「古事記伝」のもつて没合理的な解釈に対する難評となつて「難古事記伝」の執筆をうながす誘因となつたのは、自説の赴くところ自然の趨勢ともいべき結果であつたかと推察されるのである。全集解題に橋純一氏が「稜威道別直系の所産児」と記されているのは至当な本書成立の経過であつた。いわば、「稜

威道別」に於ける神典解釈の真髓を世間周知の「古事記伝」に拠つて拮抗し対峙することによって、生涯の著業「稜威道別」の面目を最も効果的に補翼せんとしたものであるからである。

本書「難古事記伝」の前身を、

此書はしめは慨み言と名つけて彼翁の殊に深く泥まれたるふしへを歎きたるのみにしていさゝかもそしれるやうの事はなかりき一同於袁车涇

と述べ、前稿「記伝概言」を挙げてゐる。しかし、現在所在明らかな稿本としては、次の三系統の稿本経過を辿つて、しかも其間は、五・六年の歳月を経て、定稿「難古事記伝」五巻の完成となつたのである。
その諸稿本を掲示すると、次の如くである。

(+) 難古事記伝	五巻	五冊	自筆	斯道文庫蔵
難古事記伝	五巻	五冊	筆者未詳	斯道文庫蔵
難古事記伝	五冊	五冊	筆者未詳	筑波大学附属図書館蔵
難古事記伝	五巻	二冊	村岡典嗣筆	天理図書館蔵
(+) イ記伝概言	四巻	四冊	自筆	天理図書館蔵
ロ記伝概言	三巻	三冊	自筆	天理図書館蔵
(+) イ古事記伝考異 存卷一	一冊	自筆		天理図書館蔵
ロ古事記伝考異	五巻	五冊	自筆	天理図書館蔵
その第一次稿本は右の「古事記伝考異」と書名する(+)ロ五巻五冊にはじまる。その成稿の時期は各稿本解題で悉述する如く、(+)イ存卷一・一冊の「意保车祢」末の識語に見る「天保十年九月廿五日」の日付、その頃とおおよそ認め				

られ、両書は同時期に相接して執筆された草稿・補訂繕写本の関係にある。〔三〕イ同考異稿本に於て、書名を「古事記伝難註」—同書自筆外題に見ゆ—と改題するが、その趣旨・構成・内容・叙述共に、〔三〕ロの補訂加筆の経過を逐つた当初の稿本である。該稿本は、同「意保牟祢」—当該本解題に全文掲出—に、「稜威ノ道別も、間遠からず、世に行はるべければ、詳くものし給はずとも、たゞ此説はたがへり、此章の意は、かくぞあるとやうに、書そへ給ひて事足なん」との要請をうけ、「さらばそれらのゆゑよし、事實の出所、引書も何も、皆彼ノ稜威道別に」ゆずつて、「唯其本書（稜威道別）の目安のさまに、一言づゝ」走り書きしたものであると述べてゐる如く、未だ簡古にして草案的な未定稿であり、「難古事記伝」との間には猶相当の隔りが見られるのである。

第二次の稿本は、それから凡そ三年を経過し、〔二〕「記伝概言」三巻本・四巻本が略同時期に成稿となつてゐる。〔二〕イ四巻四冊本「於裒牟涅」末の識語に「天保十三年三月十八日」と記してゐる、その頃前後して執筆されたのである。兩稿本は卷第編成を異にするが、前者「古事記伝考異」兩稿本の関係と同じくし、草稿・補訂繕写本の経過を辿る同一稿本と認められる。此の天保十三年頃に至ると、未定稿本系「稜威道別」も徐々に構想を整えつつあり、それと共に該稿本も、「古事記伝」論難の対象を更に具体化し、終稿である「難古事記伝」の前稿たる基礎的構想が着実に結実するに至るのである。〔二〕イ同概言四巻四冊本の「於裒牟涅」に、

彼ノ記伝の誤れることの中にも、道にあつかるべきのみを、さくり出つゝ、一日に七ひら八ひらつゝ作りて、廿

日あまり七日のあひたに、書をへ見れば、^七五巻にそ成にける、それをこたひ先ッ神代ノ部^四一巻を、板にはゑらせつ、と記し、その進捗状況を伝えている。旧稿を基にしての執筆は右記の日程にほぼ近くして成稿の運びとなつたのであらうが、「稜威道別」の副次的著述としての安易感も働いての事であつたろうと推察される。又、文中「そをこたひ先ッ神代ノ部^四一巻を、板にはゑらせつ」と記すが、上梓の企劃も併せ予定しての意氣込みも同時に存したのも事実で

あつたろう。前記(3)イ「古事記伝考異」には、料紙として書名を柱刻した専用箋を使用しているなど奈辺の事情を窺うものである。勿論、企劃に終ったのは云うまでもない。右掲記中、又留意されるのは、「彼ノ記伝の誤れることの中にも、道にあつかるべき」ことのみを探り求めてと、本稿本撰述の意図を旧稿「考異」に比して、更に鮮明にして、対象を撰述していくことである。「古事記伝」論駁箇所は既に「難古事記伝」とは殆んど異なるところではなく、同書の前稿本としての面目をあらためているのである。

定稿本「難古事記伝」は、同「於袁牟涅」末に「天保十三年三月」と記すが、この年紀は「記伝概言」の成立年次にして、同稿本の成立期日ではなく、同稿本序文一出雲乃国造尊孫一の「天保十五年卯月」の頃まで降る年次が想定される。当該稿本に縷述したので省略するが、未定稿本系「稜威道別」の事実上の基礎稿本たる稿本12の総論二巻の完成一天保十五年五月廿五日一と略併行し成立したものと推定されるのである。題号も「難古事記伝」と標榜し、前稿「概言」の論駁箇處に拠つて、叙述の形態を改め、叙述の煩雑を整備して、現行の定稿本となるのである。記した」とく、凡そ五ヶ年の経過があるのである。しかし、各稿本の執筆期間は比較的短く、各稿本は「稜威道別」の改稿、整備と共にあって、その都度毎に稿を改め、面目をあらたにし、定稿本「難古事記伝」にと進捗していくものと推測されるのである。

猶上述諸稿本の結構は「難古事記伝」には、「記伝」三巻より十七巻、神代卷までを弁難五巻に編成し、神代十五之巻にわかつて構成しているが、この結構は初稿「古事記伝考異」以下「難古事記伝」の間、各稿本には、巻第編成に相互に若干の異同を見るが、諸稿本すべて「記伝」中の神代卷を以つて擲筆している。「難古事記伝」解題の備考二に後述する如く、其後、神代卷以下の続稿企劃は(3)イ・ロ「記伝概言」四巻本・三巻本にも、既に其意向を言及するが、「難古事記伝」於袁牟涅末項に「今此一部五巻は、伝ノ十七巻にして、一たひ筆をとどめぬ」と記して後、再び

続編起筆のことではなく終つたものと思われ、続稿の残簡をも仄聞するところでない。

以上、諸稿本の解題に先立ち、やや煩縷な其成立経過の概要を記し、その目安にもと附言した次第である。

難古事記伝 五巻

自筆

斯道文庫蔵

袋綴、五冊。金銀砂子散し淡茶色刷毛引表紙、堅二十七・一糸、横十九糸。料紙、楮紙。字面（記・記伝本文）高サ
約十九・五糸。難本文二字下げ、細註双行。每半葉、十行（本論）。本文墨付、第一冊 序三丁、於袁牟涅 三丁、卷
第一 三十一丁、第二冊 卷第二 三十四丁、第三冊 卷第三 四十六丁、第四冊 卷第四 三十六丁、第五冊 卷
第五 四十五丁。

題簽、黃蘿色短冊（表紙左肩）に、「難古事記 一（一）」「難古事記伝 三（～五）」と自筆墨書する。内題、「難古
事記伝卷第一（～五）」と記し、内題下に、「橘守部謹述」（卷第一）と自署している。尾題なし。

序文三丁は四周单辺（二十一×十五・五糸）の匡郭ある刷用箋を使用し、第一葉にのみ、「○記伝考異」の柱刻がある。
因みに、この料紙は、後述の天理図書館蔵「記伝考異」（古伝ノ意袁牟涅末に天保十年九月廿五日付あり）一冊本と同じ刷用箋である。本書の序文末には、

天保十五年卯月ばかり

八百丹よし杵築の神の御杖代／かぬる出雲乃国造尊孫
と、序者、日付がある。又、「於袁牟涅」の奥には、

天保十三年三月

と、日付を誌している。

本書は、全集第二巻所収「難古事記伝」の底本である「原写本五卷」(同解題)である。全巻美麗に繕写された「難古事記伝」定稿本であるが、その「於裏半涅」には僅かな朱訂数ヶ処が散見されると共に、その末項には次の如き墨註一訂が行間に施されている。即ち、

一今此一部五巻は、伝ノ十七巻にして、一たひ筆をととめぬ、此巻にそへたる三大考といふものは、とりわけ、弁へべき書なれば必ずわきまへすてはえらす然れども神の道には何くれよ著はせる書あれは同じ事を二たひ書多き事多くあることは、あれは以下三考をも弁へし
かかれは又繼てことわるついてにかの三大考をも弁へし
つへしてははらく筆を留つ（つ見消す）るなり（なり見消す、にト訂ス）なん
天保十四年三月（四を見消す）

天保十三年三月

と見えるのが、本書唯一の頗著な補訂である。全集は勿論、右の墨訂に拠つてゐる。本論中にも極く少い誤字朱訂が散点するが、守部の筆跡とは異り、恐らく全集刊行の際の訂正ではないかと思われる。

後述する旧稿諸本との参考のために、以下本書の巻第編成を略記する。

以上、「古事記伝」三之巻神代一之巻以下同十七之巻神代十五之巻まで、「即ち神代巻の伝註に対する駁撃であつて、其の弁難は全部で二百十九個計二十一條」にわたるのである。

個條註三

猶本書には草稿本の存したことは、斯道文庫蔵「稜威道別」存卷三（稿本10）の料紙の一部に、「難古事記伝」の草稿反故が利用されているので判る。次述天理図書館蔵「記伝概言」四卷四冊本との間である。「道別」同稿本解題を参照されたい。

印記、各冊初葉に「椎本文庫」朱印を捺す。

附 本書の影写本と転写に次の三本がある。

○斯道文庫蔵 難古事記伝 五巻 筆者未詳。

袋綴、五冊。菊花空押丹表紙、堅二十六・六糸、横十九・二糸。料紙、薄様斐紙。題簽、白紙短冊に、「難古事記

一（二）」、「難古事記伝 三（～五）」と墨書している。

本書は前掲自筆本の入念な影写本である。料紙には薄様を用いて、本文のみならず、上記の朱墨の補訂、又刊行時かと推定される朱訂をも其儘に透き写している。但し、各冊わずかながら、原本の一・二字の誤字・誤脱などに、朱筆にて（ ）を囲み、「マヽ」又は「二ナシモトマヽ」、「ヽ歟」など記し、原本の復元を期しているところが散見される。

○筑波大学附属図書館蔵 難古事記伝 五巻 筆者未詳。

袋綴、五冊。後補無地丹表紙、堅二十七・二糸、横十九・四糸。料紙、楮紙。題簽、外題欠。但し、本文共紙表紙の左肩に、「難古事記伝 一（～五）」と打付書している。字面高サ約十九・五糸。

本書は前掲書と同じく、自筆本からの影写本であろう。各巻の丁数・行数・字面すべて同じくし、字跡も守部手跡を模している。但し、自筆本に僅かに散見する朱墨自筆補訂を本行に繕写するほか、別筆朱訂をも採用しているのを見ると、転写時期は明治期に入ることであろう。又、巻三、伝八神代六之巻、二十七丁裏終行「道の害これより甚し

きはなし」の傍点三字を書き落すなど偶見されるが、ほか精緻な模写本である。

○天理図書館蔵 難古事記伝 五巻 村岡典嗣筆

袋綴、二冊。栗皮表紙、堅二十四・六纏、横十六纏。料紙、匡郭、堅十九・一纏、横十二・八纏の十行封紙。記・記伝本文、又難本文も上下一ぱいに書写する。本文墨付、上冊 卷第一・二・三 八十四丁（内「写本難古事記伝」総扉一丁、「難古事記伝本凡例」一丁、「難古事記伝一（ゝ三）」各卷扉三丁 序一丁 於袁牟涅二十半）、下冊 卷第四・五 六十丁（内、「難古事記伝四（ゝ五）」各卷扉一丁）。

外題、表紙左肩に「難古事記伝 上（下）」と墨書。内題・署名等自筆原本に同じ。

上冊総扉の次葉には、

難古事記伝本凡例

一、この書は橘守部が自筆稿本を写せるものなり

一、原本は美濃判にて五冊に分れ第一巻紙数三十七枚第二巻同三十四枚第三巻同四十六枚第四巻三十六枚第五巻同四十五枚 合計百九十八枚

一、書名は第一第二は難古事記と表記し第三以下は難古事記伝と表記するも各巻頭の標目には凡て難古事記伝とあり更に又本書第一葉のはし書には記伝考異と記す

一、原本の体裁は記曰、伝云、亦云等より難云を二字分引下けて記せれとこゝには凡て一様に写せり

一、記曰、伝曰、の引用文は四巻をのそきて他の巻々にては概ね省略して写せり四巻には原本引用のまゝ写せり
一、頭書は朱墨をとはす凡て予か記入せしころ、本文中の圈点書入（原ノマヽと注意せざるもの）いつれも同様なり

大正四年七月廿三日

村岡典嗣

と誌し、本書の転写次第を眞に述べてゐる。又、下冊、卷第五の終行に、

大正四年七月二十三日夜原本と校合了

典嗣

と朱書し、校合了日付をも追記してゐる。本書が守部自筆原本に拠る転写本であることは右記の識語により明らかであり、その転写凡例をも併せ詳記してゐるので重ねて附記すべくもない。欄外朱墨の書入れはまま散見されるが、いづれも極めて簡略なるものである。「日本思想史研究」所収の「橋守部の学説」（大正九年）、「復古神道に於ける幽冥觀の変遷」（大正四年）などの参考資料として書写されたのであるらうか。

印記、表紙右隅に「村岡典嗣藏書」と白紙に朱印を捺し貼付してゐる。

備考一

本書の成立は「於裏牟涅」末に、「天保十三年三月」の日付を誌してゐるが、本書の前稿本である次述天理図書館蔵「記伝概言」四巻四冊本の同「於裏牟涅」末にも、「天保十三年三月十八日」の日付を誌してゐるので、当然の事ながら、此の年次以降の事となる。出雲国造尊孫の序文の年紀が「天保十五年卯月はかり」と見えるので、一応、天保十三年三月から同十五年四月の間が本書の執筆の時期であると推定されるが猶正確な年月に就いては確証しがたい。

本書が「稜威道別直系の所産兒」であるのは全集解題に橋純一氏が述べられてゐる通りであり、「道別」に於ける五ヶ条の秘説の要諦である「稚言・談辭」、「幽・現」の両説を以つて「古事記伝」の非合理性を論駁しようとしている。従つて、本書中にも「道別」との緊密な関連に於て叙述を構成してゐる。巻一冒頭の難にも、「かれ次々少しつゝ幾回も云へけれども猶必ず其ノ處に尽へきならねは、ゆく／＼、本書道別と、よく相合せて、さとるへし」と、又

卷二に「古伝の正しき神語なる微シラレなりければ此には尽すへきならねは道別に就て窺ふへし」など、随所に同書を引いて断つてゐる。その「稜威道別」の成立に就いては同書解題に詳述したので省略するが、本書の論中に云う「道別」は、その十数本にわたる稿本の中のいずれの稿本を指すかが、本書の成立にかかる問題となるのである。詳細な検討は後にゆずるとして、同解題にて私に提案した、未定稿本系・定稿本系の両系統のなかでは、前者の系統本を以つて言及していることが、その内容上から略推定されるのである。例示の煩雜をさけ、別註に一例を挙げ附記社三した。

又、同書を引いて、「又委しき事は道別総論につきて見るへければ只一わたりいひてやみつ」(卷五)と、「道別総論」を明記している。未定稿本系稿本中、その「総論」を具備するものは、斯道文庫藏自筆稿本存総論・「卷四・七」(稿本12)一本である。該書を遡る旧稿は恐らく書名を異にする「温源錄稿」卷一・二を以つて総論とする稿本であり、同書を以つて「稜威道別」総論の骨骼が形成されたものと認められるのである。が、しかし猶その結構と成立年次から見て、其後の改稿を経、「稜威道別」の書名を冠せられた上記稿本12を云うのであろう。しかも該書は第一次稿本として、未だ朱墨加筆著しい文字通り草稿本である。

さて、本書に云う前記「総論」が此自筆稿本を直接に指すものとすれば、同書の巻末に誌す「天保十五年五月廿五日畏々も申す、橘守部」の日付は本書の事實上の成立を示唆するものとしてあらため留意されねばならないのである。その諸稿本改訂過程から概観すれば、この日付はことさらにひとつの時期を劃するかの感があるのである。本書序文に「天保十五年卯月」と近似、符合しているのも何らかの点で故なきことではないかとも暗推されるのである。

さらに加えて、又、卷三、伝八神代六之巻に「偶々世に頗はれける靈異の代々の書等に載せたるのみを僅に引たる神異例の初巻一冊を見ても凡て世の人といひ思ふ處とはいと遙かに異なる程は誰も知なんものそ」と、「神異例」を挙げている。そのほかにも靈異につき同書を記し断つてゐる。この「神異例」草稿本である天理図書館所蔵本には、序

末に「天保十四年七月下旬」の年紀が見えるので、本書の成立は、尠くとも同年七月以降の執筆であると考えてよいであろう。本書「於袁半涅」末に、上掲した如く、加筆訂正以前の原日付が「天保十四年三月」と記しているのも單に偶然の錯誤の記ともおもわれぬ守部常套の作意が窺見されるが如き感も否みがたいものがある。それは、ただの邪推、臆測にすぎぬにせよ、猶究明するにたる暗示とも思われる。精査を期し再考することとするが、いづれにせよ、本書の成立は、天保十五年の四・五月の年紀に係り、この年月而もいくばくの月日の前後なくしての成立ではなかつたろうかと推測しておくこととする。

備考二

本書は卷五「古事記伝十七」神代十五之巻を以つて終つてゐるが、同条に、「それらの事は中巻ノ其処にして弁ふへし」、又同巻結尾に、「又此御子等の事は次の巻にて弁へつへし」と記し、続稿を予定している。続稿の企劃は既に本書の前稿本、次述する「天保十三年三月十八日」の識語を持つ「記伝慨言」四巻本、同草稿三巻本の同巻当該条中にも、「猶此等の事は、既に蘆荻抄にも弁へ、中ノ巻其処にも云へし」(四巻本)、「猶此事は中巻ノ其処にて弁つへし」(三巻本)と記していく、当初からの構想であつたものと推定される。神代記上巻に終ることなく、以下中巻をも予定したのであるうが、その構想は明らかべくもない。現存稿本中にも、その残簡をもとどめぬをみると、定稿本「稜威道別」同様に神代記上巻を以つて擱筆したのであるう、附記して本書中の上記一文の誤解を避けることにする。

註一 その朱訂は、「ものせし草稿なりき」(第一葉表)、「道の害と成へき事を」(同上)、「そはわか此書がきたる故にも侍ふじか」(同裏)、「年たるものあま過たる事なれば」(同上)、「譏るとやおもふらむかし」(第二葉表)——此の朱訂全集に入らず——、である。又、墨訂一ヶ處、「条毎に引つされと伝には」(同裏)が散見される。註記一ヶ處を除きすべて全集は本行としている。

註二 全集首巻所収「難古事記伝」解題

註三　卷三、「記伝」の「根之堅洲ノ国」の解を難じて、本書は、

難云此に横堅のたせるはいよく黄泉と云を地ノ底ノ極みに、さる一世界ありとして、所謂無間地獄を摸せる也そもそも黄泉を根ノ國と云る詞は地下の底根を謂には非す既に云如く天も黄泉も共に幽冥のうちなる中に天は黄泉の上方に属、黄泉は天の下方に属れば下部と云則上方を約メテ阿部と云に合せて知へしさて下部と云より根ノ國と云フ、根ノ國と云、此底は曾伎にて、人死て其魂の行への知ラれかたく生死の界の遠きが如くなるをいふ是即幽明にて同し此世の中ながら探れとも手にも触レサ燈火以て覗れと目にも見えざるを比喩てついには片隅ノ國とさへ云となせるにこそはあれ

と、「稜威道別」総論に説る神秘第五条「天、黄泉、幽、現、顕露ノ大意」の概念を以つて解いていることには既に異るところがない。しかし、天・黄泉の解釈は、定稿本系にいたると、前者に於て、天・黄泉の釈を上方、下方の対偶として解したのに対しその釈には次の如き変遷が辿られる。天理図書館蔵「稜威道別」自筆稿本（存巻一～八、稿本3）の総論同条には、かくて此ノ天を恒に空の方につけて云ならへるは敬ひ貴みなり又夜見と云に黄泉ノ字を用ひ或は根國ノ底國など云は人の屍を地下に埋ムるより云ヒ馴て其一名を下津国下辺なども云ヒそめたるなり余も始メは黄泉を下辺と云に對ヘテ阿部といふも、上辺の約りたるにやと思つれとあまたの本文に合せてつらく考へわたるに然にはあらざりき天も黄泉も目に見えぬ界なる故に云ヒテ阿米は空眼の中略、夜見は闇の通音なり

と、阿米は空眼の中略夜見は闇の通音なりと音義説を以つて附会している。その是非はともかく終稿にまで定着しているのである。さて、本書同様の解を「道別」稿本中に覓めると、斯道文庫蔵「稜威道別」冬照筆本（総論、稿本11）にて、かくて其ノ天は空の方に傍れば日月の度り坐アたりまでを懸て云り、黄泉は地の方に属れば下辺とも云リ素戔ノ鳴尊ノ段に奥津葉尸、火鎮祭祝詞に下津国万葉五に、之多敝、などあるを見れば、下辺と云が黄泉の本ノ名ときゆをも当たるにこそ此名に對ヘテ思へば阿米と云名義は上辺の約れるなるへし

と、天、黄泉を本書と同じく、上辺、下辺の対偶として把握しているのである。又該稿本（稿本11）の前稿本である、天保十五年五月廿五日の識語ある上記斯道文庫蔵自筆稿本（存総論・「卷四・七」、稿本12）では、当該箇處に於て、かくて其ノ天は空の方に傍れば、月日の度り坐アたりまでを、懸て云り、黄泉は国の方に属れば、下辺とも云リ〇此下辺と云に對ヘテ思へば〇阿米と云名義は、上辺字波は向と約りの約れるなるへし
本行〇印間に朱筆の補入がある。即ち、「素戔鳴尊段に奥津葉尸火鎮祭祝詞に下津国万葉五に之多敝などあるを見れば下辺と云か黄泉の本ノ名と聞ゆ今此名に對ヘテ思へば」

と、前者の草稿をなしている。かく天、黄泉の解釈が一転するのは、上記未定稿本系兩稿本（稿本12・10）以後のことである。又、一方上辺、下辺の旧紙もこの兩稿本を俟つて確実に整備されている。従つて、わずか一例ながらも、本書の成立も、「稜威道別」定稿本着稿以前であつたと推測する、ひとつの傍証ともなろうかと註記して参考に供したのであるが、猶適例を探れば多見されるところであろう。本書を内容上からみると、未定稿本系「稜威道別」、なかでも、上記斯道文庫藏自筆稿本（稿本12）が、その界線上に浮び、その識語、天保十五年五月廿五日は、本書中に所記する「道別總論」の書名と共に、本書の成立を示唆するものと推測されるのである。

記伝慨言四卷

自筆

天理図書館蔵

袋綴、四冊。純綠色覆表紙、堅二十八・四糲、横二十・七糲。料紙、杉原紙。字面高サ約二十三糲（記伝本文）。慨言本文一字下げ、細註双行。毎半葉十行。本文墨付、全巻通し柱に丁附す。第一冊 於袁率涅 一（～四）五（～卅四）、第二冊 卅五（～六十六）、第三冊 六十七（～九十九）、第四冊 百（～百廿九）。題簽なく表紙左肩に、「記伝慨言 初稿 第一（～四）」と朱筆にて自筆打付書きしている。内題、「記伝慨言卷第一（～四）」と記し、その許に、各巻に「橘守部謹述」と自署する。尾題なし。

於袁率涅の末に、

天保十三年三月十八日

の年紀を誌している。

本稿本は全巻毎半葉十行に繕写された後、朱墨筆を以つて加筆補訂されている。
各巻編成次第は、

第一冊 記伝概言卷第一 伝三(ヘ五) 神代一之巻(ヘ三之巻)、第二冊 同卷第二 伝六(ヘ八) 神代四之巻(ヘ六之巻)、第三冊 同卷第三 伝九(ヘ十三) 神代七之巻(ヘ十一之巻)、第四冊 同卷第四 伝十四(ヘ十七) 神代十二之巻(ヘ十五之巻)、

となつてゐる。

本稿本は、前掲「難古事記伝」の於袁牟涅に於て「此書はしめは概み言」と名つけて」と記している其書である。「難古事記伝」の前稿本であり、次述の「古事記伝考異」にはじまる記伝論難の書は事實上、本稿本を以つて基本的構想は結実したのである。以下に附註した「於袁牟涅」に記す」とく、「彼ノ記伝の繆れることの中にも、道にあつかるべきのみを、さくり出し」(於袁牟涅) つゝと、「道の論ひ」としての意趣を明確に旗幟して、記伝弁駁の目標を具体化したものである。云うまでもなく、その拠るところは、漸次成稿化しつつある「稜威道別」総論にいう秘説「稚言・談辭」、「幽・現」の二範疇である。その点では本稿本の前稿本である「古事記伝考異」と異なるところはないが、「道別」の進捗と共に、その弁難は更に鮮明となり、その対象は取捨撰択されている。「難古事記伝」に記伝を弁難するところ二百十九箇条は既に一・二箇處条の異同を見るのほか全く同じくしている。かく、その意趣と弁難箇条が定まり、「記伝の釈言を○くちをしみ」で名づけられた本稿「概言」であるが、その弁難の論述には、「難古事記伝」との間には、猶精・粗・密・難、あるいは簡・煩の両面に於て懸隔の相違が認められるのである。猶其異同の主なるには、右記卷第の編成に於ける相違のほかに、「難古事記伝」の叙述上の構成に於ては、記本文、記伝本文、「難云」釈文の順次であるが、本稿本は、記伝本文、概言本文と統け、記本文については、「稜威道別に書紀も古事記も、本文を相並べて出しつれば又擧んも、□□煩はしかりなんとて」(於袁牟泥) と省略しているのが注目される。もとより、本書が「稜威道別」の副産物として相呼応すべく執筆されたのであるが、殊更に「稜威道別」に日本書紀・古事記の

本文を相併べて掲出したと断つてゐることである。定稿本「稜威道別」には既に紀記本文を並記するところはないのであるから、「道別」稿本に於て両書本文を併記した、乃至は併記する意図の許に執筆された時期のことであつたかと推測されるのである。既に「稜威道別」解題に於て詳述するところであるので再記しないが、「道別」の極く初期稿本である「温源錄稿」二巻の総論の趣旨にそれは沿うものである。両書併記の釈註の意図は本稿本の時期にまでおよんでいたのであらうか。「難古事記伝」に於て、再び記本文を記伝本文と共に再録するに至る意味もこの点に於て首肯されるのである。ともかくも、「稜威道別」と相対応して執筆され、釈文中にも屢々不足の叙述には「道別」を挙げ断つてゐるのである。

又、「難古事記伝」於袁牟涅に於て、「此書はしめは慨み言と名つけて彼翁の殊に深く泥まれたるふしへを歎きたるのみにしていさゝかもそしれるやうの事はなかりき是もとよりのおのれか慎みなりければ」と記し、「難古事記伝」に比し、その論難の舌鋒は稍柔軟の如き印象をうけるが、必ずしも言葉通りとはいがたく、時に「おもはすつよく弁へたるが、ついに訛れるかことく聞ゆること、心くるしけれ、巻の末に至るほど、慎しみ破れて、詞さへあらへしく成ゆきける」(本書「於袁牟涅」と自ら認め断るごとく苛烈な言辭は両書異なるところはないのであって、單に言葉の文にすぎない。明らかに対峙、相拮抗する姿勢はもとより同じくするものである。

次に、本稿本の前稿である「古事記伝考異」は後述するところであるが、両三稿本との関聯に於て附言すると、「考異」に見る「古伝」意袁武泥」「神典三箇」秘事の両項目は、本稿本の段階に於て刪省され、「そはいとたやすからぬわさにして、十葉二十葉にはかきとりかたかれは、それも道別の総論にゆつりて、こゝにはえしるさす」(本書「於袁牟涅」と記し、「道別」総論の成稿を俟つこととしている。本稿改稿にあたりかく一方に更改するところあると共に、旧稿に見る各段の大意添付の叙述形式は「又其目あてのみにても、心得かてなる所々は、其段の大意なども、一

わたりとき」（同「於哀牟涅」と、本稿本中にも旧稿の残映をとどめている。因みに「難古事記伝」に於ては、各段の大意は殆んど刪除するところとなつてゐる。かく本稿本は両稿本の狭間にあつて、猶決定稿たりえぬ情況を提示しているのである。又、本稿本の朱墨書入れについて附言すると、その釈文冒頭の加筆には間々「難云」と記され、その補訂は一部次稿定稿本本行へと移行するなど、定稿本に近接してゆく動きが観取されるのである。

印記、「椎本文庫」等、守部印なし。

備考

本書の執筆に就いて、その於哀牟涅に、

彼ノ記伝の繰れることの中にも、道にあつかるべきのみを、さくり出つゝ、一日に七ひら八ひらつゝ作りて、廿日あまり七日のあひたに、書をへ見れば、^{五七}卷にそ成にける、それをこたひ先ツ、神代ノ部四一卷を、板にはゑらせつと記し、其後に朱筆にて抹消してい。本稿本であるのか、次述の草稿本であるのかは審らかにしがたいか、一月ならずして草し終つたのを回想したものであらう。尤も「こたひ先ツ、神代ノ部四二卷を、板にはゑらせつ」とあるは今後の企劃を言葉にひかれて附記したまでであらうが、上梓された事実はない。

その意哀牟涅の奥に、「天保十三年三月十八日」の日付がある。それも草稿の期日であるか、本稿本の成稿日であるか又確認したい。しかし、両稿本共に恐らく踵を接して成立したのであらう。両者の比較は次述したが、上記の推測の如くである。その期日も、又、右日付を前後するの頃であつたろうと考えられる。

本書に挙げる守部著作を見ると、「蘆荻抄」「難語考初編」「鐘の響」「神楽歌入文」「万葉墨縑」など、いずれも天保十三年迄には成稿、又は上梓された編著である。右の「蘆荻抄」については、定稿「難古事記伝」では「稜威言別」と改称後の書名を記しているのに対し、本書は、明らかに旧稿を指していることが判る。又、本書と密接す

る「稜威道別」は隨所に記されているが、現存諸稿本から孰れを指すか確認しがたい。が、「天保十五年五月廿五日」の識語をその「総論」末に誌す斯道文庫蔵自筆稿本（稿本12）以前の稿本を云うのではあるのは確かである。同じく「於袁牟涅」に「それも道別の総論にゆつりて、こゝにはえしるさす云々……中略……猶かの本書のあらはれんを俟て、其疑ひははるけてよ」と断つてゐるのを見ても、同稿本の脱稿以前であることは間違いあるまい。その「総論」執筆の企劃を腹案しての言辭と思われるからである。「稜威道別」の執筆も徐々にその結構を確實な形に具象化しつつあった頃、その序説をなす総括的な「総論」二巻を着筆する前にしての事であつたと推定され註、右記の日付は略本稿本の成稿期日を記しているものであつたと確認されるのである。

附註

次に本稿本の「意袁牟涅」を挙げ、本稿本執筆の趣旨とその凡例の概要を見る参考としていたい。但し、本書「意袁牟涅」本文は朱墨両筆の加筆補訂が殊に著しく、その再現は期しがたく、又却りて煩雜にして主旨を失うの惧れが生じるため、右補訂部分は一切省略し、補訂塗抹以前の当初の本文を採録することにした。

於袁牟涅

一こたひ稜威道別を、世に著はさんとせしに、思金神に似し人、傍にありて思兼ていひけらく、速よりも出し給ふへかりしを、いたく後れ来にたれば、今はとみに著はしたまふへし、しかはあれと目ひとつ足はさる猿のむれが、たまく眼ふたつ足とゝのひたる猿を見て、あやしかりて、笑ひきといふこともあり、千とせの間に、誰も思ひ得さりし、よみ解さまを、始て考へ出給へる釈言なりけれど、年来記伝の説にめなれたらん輩、ゆくりなく見て、かへりて疑ひもそする、今世の中を見わたすに、おしなべて、かの説にこゝる奪はれたらんさまに見ゆ、故しまつ記伝の僻言を、弁へおどろかして、其書の一わたり行めくるまでのとめ給へ、いてわかつために、其弁へをかきて得させてよ、おのれそれを世に弘めてん、委しくしたまふまでもあらず、たゞにひとつ抜たまひて、事は足へしとそいへりける、さらほしかせん、わぬしはわか為の塩椎ノ翁なり、とみにけふより筆はしめせんとて、彼ノ記伝の謬れることの中にも、道にあつかるべきのみを、さくり出づゝ、一日に七ひら八ひらつゝ作りて、

廿日あまり七日のあひたに、書をへ見れば、五巻にそ成にける、そをこたひ先ツ神代ノ部一巻を、板にはゑらせつ、

一本文をこと／＼舉て説カは、ことわりも明らかなるへけれど、稜威道別に書紀も古事記も、本文を相並へて出しつれは、又挙けんも、□□煩はしかりなんとて、今はそれにゆつりぬ、釈文はかりにても、おほつかなかるへき所々は、たゞ目あてのさまに、其をち／＼を少しつゝ探いて、又其目あてのみにても、心得かてなる所々は、其段の大意なども、一わたりとき、大かた其所に隨て、前後いろいろにことわりつ、これ事の長くならんを、いとひてのわざなれど、猶かくのみにては、極めて事の足はぬふしく多かるらめと、かの本書道別も引つゝきて出すへし、たゞそれまでは、おほつかなしとも、記伝とかうかへ合せてをあれ、

一記伝を弁へむには、第一ノ巻の総論の始めより、ことわるへき事ともあまたあり、又書紀を論へる段には、殊に心得ちかひ多かりければ、それよりして、弁へつかりけるを、さてはれいの事長く成なんとて、第三ノ巻の、本文の釈よりことわりそめつ、かく省き來つる中に、書紀の事は、道別に出たれは、こゝに漏れてもさてありなん、いさゝか心のこりのせらるゝは、直毘靈ノ段にそある、彼ノ段にいへるさまに心得ては、なか／＼に古伝の旨に、背る事とも多かり、今より後物学ひせん人は、心をおほやけにもちて、平らかに道をとくへし、又をりもあらは弁ふへし、
一神の御典を観よには、先古伝の本つゆゑよしをたつぬへし、其故よしを索ね得は、如此しも伝へたる、其言からを温ぬへし、其言からをたつね得は、其すち／＼を、よくわいためて類はすては、あらぬ方に入へし、かゝれば、これらの事を、よくはしめに喻しをして、さて後に、本文の釈を弁へきことなるを、そはいとたやすからぬわさにして、十葉二十葉にはかきとりかたかれは、それも道別の総論にゆつりて、こゝにはえしるさす、凡て何事のうへもかゝりければ、此書を見む人、いと／＼ゆくりなくおほへて、更に疑はしきふしく出ぬへけれど、いかにせん、猶かの本書のあらはれんを俟て、其疑ひははるけてよ、此書を、うれたみ言となつたるは、記伝の釈言を、くちをしみ聴きてなり、譲るにあらざる事は、巻のはしめに、ことわりつるることし、然るに、あまりしきひか事ともに励まされて、おもはすつよく弁へたるが、ついに詆れるかことく聞ゆめるこそ、心くるしけれ、巻の末に至るほど、慎しみ破れて、詞さへあら／＼しく成ゆきける、つみさり所なくなん、是に理りをつけて、おのか罪を、遁れんとにはあらされど、こはたとへは、主觀をいさむるに、思ふ心はこゝろとして、あまりいひかひなきをりは、なめしき事もいはるゝやうに、くやしきに堪ぬ時のわさと、見ゆるしてよ、

一これにまさりて、つゝましく、畏こかるは、をりく取はつて、神のみうへを申せるにそある、常に言にはかけ奉らしとおもひつゝ、是も彼説キことの、ゐやなきに、励まされてのわざなりけり、古くは神のみうへを申すをは、神秘の第一に華て、い

とかしこきことゝ、誠め来けるを、近き世の人は、これを忘れて、神のみうへに善惡邪正を論へる事、常多かり、あなかしこく、此心して伝のひか事をもしり、かつはおのれゝもよくつゝしみて、神典は、うかかふへきわさそかし

天保十三年三月十八日

註 又、高井浩氏の「天保期のある少年と少女の教養形成過程の研究 四」に引かれる吉田秋主宛天保十五年一月二十日付書
翰に、

此春は早々漢意を驚候書可作之所、見合之下本兎角集りかね、諸家御取込にて余延候ニ付、先其間、記伝概言之再考清書に
とりかかり申候。
と誌されている由である。この記伝概言の再考清書は、この天理図書館蔵「記伝概言」四巻本を指すかとも考えられる。と
すれば、本稿本はさきの推定の如く、「稜威道別」総論の執筆を前にしたこととなり、所引の叙述ともよく符合する。御論
考看過のため、ここに附記する。

記 伝 概 言 三卷

自筆

天 理 図 書 館 蔵

袋綴、三冊。白紙覆表紙、堅二十八纏、横二十纏。料紙、薄様斐紙。字面高サ約二十一纏（記伝本文）、概言本文一
字下げ。每半葉十行、細註双行。本文墨付、第一冊 二十二丁、第二冊 三十六丁、第三冊 三十五丁。

題簽なく表紙左肩外題に「記伝概言一（～三）」と自書す。内題、「記伝概言卷一（～三）」と記す。署名なし。
各巻の編成次第は、

第一冊 記伝概言卷一 伝三（～五） 本書第一
同卷二 伝六（～十） 神代四之卷（～八之卷）、但し、伝四以下「本書第幾」刪省、第二冊
伝十一（～十七） 神代九之卷（～十五之卷）、

となつてゐる。

本稿本は前掲四巻本「記伝概言」の前稿本にして、後述「古事記伝考異」五巻の改訂稿本であるが前掲本に所収する「於裏牟涅」を欠いている。巻第編成は相違するが、前者と同じく記伝第三から第十七に至る難註である。右記した如く、伝十神代八之巻の前行—第二冊二十九丁表第一行—に「記伝概言下」と記し、あるいは当初上下二冊を予定せらるかとも推測される。

全巻にわたり墨筆改補の跡が著しく、文字通りの草稿本である。その墨筆改訂補正のあとを辿ると、殆んど前掲四巻本「記伝概言」の本文となり、改稿にあたり斧正刪修するところは尠くして、寸前の草稿本と目される。但し、第二巻後半から第三巻尾の間は前掲本への改稿に際し刪補するところが前半に比しやや顕著である。

本稿本の執筆は前稿本備考にて記した如く、兩稿本踵を接する経過を辿つたと推定され、前掲本「於裏牟涅」末に誌す「天保十三年三月十八日」日付が、恐らく本稿本起筆又は脱稿時かと諸例から推察される—その時期であろう。云うまでもなく、本稿本中に散見する守部著作類は前掲本と同じくし、此期の執筆として矛盾する徵証も見出されない。後述「古事記伝考異」五巻—天保十年—から数年を経て、記伝の難註として全面的に面目をあらため改稿された「難古事記伝」五巻の前稿草本である。

本書も前掲本と同じく「椎本文庫」等、守部の印記を欠いている。

古事記伝考異 存巻一

自筆

天理図書館蔵

袋綴、一冊。楮紙仮綴表紙、堅二十八糸、横十九・五糸。料紙は、楮紙に四周單辺(二十一×十五・五糸)の匡郭ある

刷用箋、柱に「○記伝考異」を刻記する。毎半葉十一行、考異本文一字下げ、細註双行。本文墨付、四十二丁。

外題、表紙左肩に「古事記伝難註一 四十二丁」と自筆打付書している。内題、「古事記伝考異卷一」と記し、その許に「北畠源守部謹撰」と自署する。本書稿了後、仮表紙綴付けに際し、外題にて「古事記伝難註」と改題したのであらうか。

本書は卷一を現存するのみであるが、その編成は、前掲諸本と異り、

意保牟祢（一オ～五オ三行迄）、古伝ノ意袁武泥（五オ四行～十一オ一行迄）、神典三箇ノ秘事（十一オ二行～十九オ七行迄）、神代一 伝第三、神代二 伝第四（二十オ～四十二オ三行迄）

と、意保牟祢に続き前掲書に見ぬ、「古伝ノ意袁武泥」、「神典三箇ノ秘事」を冒頭にすえ、緒論を構成している。その序論末に、

天保十年九月廿五日

と、年紀を識語している。

守部筆を執て卒に草

本書は次述天理図書館蔵自筆稿本「古事記伝考異」五巻五冊の第一冊を専用紙を以つて繕写したものである。「意保牟祢」並びに本論巻初欄外に「丁ゴトニワク前後一分ツ、約むへし」など朱書き指示するのを見ると、あるいは上様を意図しての板下用下稿でもあつたのであらうか。しかし、上掲書に見るが如く、以後数度にわたる改稿経過を辿るのである。

猶、本書には、「神典三箇ノ秘事」の中、三・四ヶ處の切取りの跡がある。又、続巻の繕写が巻五にまで及んだか否かは未詳である。

本書は前掲「難古事記伝」、「記伝概言」の前身であり、第一次の稿本経過をしるものである。その叙述形式・内

容上の論旨の骨骼は既に本書に於て著しく異なるところはないが、その所論の叙述項目・論述本文は次稿「記伝概言」との間には甚しき逕庭があり、同一校本上に本書を比較することはやや躊躇われる。

本書はまず、附訓古事記本文を古事記伝の掲出順序に略從いこれを挙げ、「此段の意は」として、その大意と考異所論を概要し、次いで、弁難する記伝本文を略記し、「弁ニ云」と記して、各論に入っている。前掲書に比し、弁難項目は相当に相違し、その論述もやや粗である。

その古事記伝論難の拠点は、冒頭の「古伝ノ意袁武泥」、「神典三箇・秘事」に於て先ず概要し、「稜威道別」の所産たる「稚言談辞弁」—本書「語言」と表記す—、「天・黄泉・幽・現・顯露大意」—本書「天・黄泉・幽・現・顯露」の三の大道」と記す—、の所謂守部秘説の神體である二範疇に拠つて、記伝に見る不合理性を難詰し、以つて「古伝説の本義」を究明しようと試みているのである。

又、本書執筆の機縁、道別との対照、記伝概評、同掲出方法、記本文、同訓点、同注など、その趣旨と凡例は「意保牟祢」に詳記されているので、全文を掲出し、再述の煩をさけることにした。が、その執筆の真意は、「稜威道別」著述経過に於ける当然の帰結として、古事記伝との対決は避けうべくもなかつたのであろう。一種の合理、思弁的方法が、宣長の復古の道—神典即神ながらの道—と対峙し、相拮抗することにより、「稜威道別」の著述意義を補翼することとなつたからであろう。その意味では、「難古事記伝」の前身である本書も又、「道別」の副次的著述であり、その所産でもあつたものと思われるるのである。

猶、本書の成立は、その序説末に「天保十年九月廿五日」と記しているので、その年次の頃であろう。次述する本書の草稿本「備考」に併せ考察することにする。
印記、「椎本文庫」等、守部印を欠く。

意保牟祢

一心しれる友、ひと日すゝめていはく、世に書は多かれど、古事記ノ伝ばかり、委曲なる釈もなく、又学びを助くる注もなし、只あかずくちをしきは、泥ナガまれたるふしぐの多きなり、言語の釈は、さこそあれ、かくては道のために、なかくなるもの煩ひとや、なりゆかまし、世の人、書のめでたきにおもひゆだねて、却て惑ひゆくがおほかめり、おのれもこゝに訪来はずは、ともにまとひゆきなましを、此あやまちの見えそめつるは、偏に吾大人の、奇クシみたまによりてなりけり、あよぎねがはくは、此記伝の巻のはじめより、其誤ミスどもを、一段毎に抜出て、少しづゝも、さとし改め給はゞ、是にましたる学びの助けも、又なかるべし、さきに稿し給ひし、稜威道別も、間遠からず、世に行はるべきれば、詳くものし給はずとも、たゞ此説はたがへり、此章の意は、かくぞあるとやうに、書そへ給ひて事足なん、いかでわが、輩のために、改めしるしてよとそいへる、余もはやく、然か思ひつることもありしかど、此をきとすには、先づ天、黄泉、幽などの、いとしもさとりにくゝ、ことわり深きことのうへどもを、よくとき、よく辨へばては、なかくにあらぬ疑ひを、引起しつべし、古伝説とて、伝へ來れる中にも、いろくの別ありて、何くれともむつかしさに、なかくなるかりそめごとせむよりはとて、つひにもだしつといへど、猶ゆるさず、さらばそれらのゆゑよし、事実の出所、引書も何も、皆彼ノ稜威道別にゆづり給ひて、唯其本書の目安のさまに、一言づつものしてよと、せちにこへるまゝに、すべなく其意にまかせて、はしりがきにかきさしつ、すべてのさま、わがまゝめきて、無徵のことをいひつのるやうなるは、おのが本書に、體かなる徵のあるがゆゑぞ、只まぬがれざるはひが事なり、殊にいそぎものしつれば、おもはぬあやまちもありぬべし、

一伝ノ釈よ、かのいはるゝやうに、神、道こそは、さばかり踏たがへられたれ、事物の類別、訓義の傍訳、凡て引書自在にして、最も精詳かに物せれば、古語の學問を助くること、古今の間に雙ツブるものなし、谷川氏の、書紀通訳を合せ見れば、其引書傍例等、既におほかた出たれば、其成功は通訳にありて、此書も又世に抜羣ヌケイチであれど、殊に記伝は、古語の解を主として、後々の冊子、物語書までも、細やかに引つけ、仮字もてさへ記されたれば、何事の上にも、よく行たらひて、其釈文も上手なりければ、こよなくさるかたの、助けとはなりぬめり、今ノ世にして物語びせむ人は、先づ此書を見べきなり、然れども、事繁雜なる中にもあり、又復古の学び、日々に沂ナガりゆく、御世の勢ひの、致す所にもやらむ、今よりして是を見れば、思ひの外誤り多くて、道の論はさらにもいはず、ただ仮そめに喩せることの中にも、人惑はせなる僻説強言も少なからねば、其心して見べ

きなり、実は此を悉く直し改めまほしきわざなれど、然かせんには、彼ノ書ばかりの巻数ならずては、尽しがたかりなむ、余常
に歎きおもはく、そもそも神ノ御典はよ、天下下おしなべて、いたゝき尊ふべきわざなるを、彼ノ通訳といひ、此記伝といひ、
大部にして容易からず、文雅にして民間には通じ難き所ありて、凡て昔より今に至るまで、学者のみ観、あべき物の如くになり
来しも、あかぬわざなりければ、今は学者のためより、俗間の人のために、平言もて耳近くものせん方まさりなむ、さて然か
せむには、簡古の上にも、簡古なるにしくべからねば、ことは足はぬさまながら、道に關らぬ、言語などの本つ意、また神号、
官職、氏族等の類、凡て注の煩はしく成なむことの上は、よくもわろくも、皆姑く伝にゆづりて、今はたゞ本文の意趣を、よ
く心得させんことをむねとせり、されば其漏ラし省ける事どもの中にも、凡てわが考異の旨趣に乖けたる积どもは、皆ひが事と
心得べし、

一伝ノ説を擧て、其を弁ふるに、或は上略下略、或は云として、省けること恒なれど、其論文の甚長くして、然のみも為がたき
処は其ノ所言大意を約めて、引ケるもあり、何れの段も、其ノ末に自幾丁^ト至幾丁^ト、大数を記し置つれば、もしおぼつかなく見えなん処は、記伝を披て照合すべし、如^カ此て其弁じたる中に、あまりしき僻説強言して、世ノ人を惑はされたる条々に至りては、其惑ひをはるけむとて、いたく辱カしめて、きびしく咎めたる事をりくあり、こは道のために、すべなくてなむ、見む人其罪をゆるしてよ、

一記伝に本文を訓る状、さすがに博く涉られたるほどありて、よく文字にゆきとづきてはあれど、古文の格を得られざるかたも見え、又あまり言多く加へ過して、野卑くなれるをしぐも、これかれ見ゆ、又於是、是以^{コトニテ}、故爾^{カレハシ}、即爾^{スナハチ}など云^ト文字どもは、多くは古語の文段の、重なれるを省て、漢文の格に置りしなりければ、其意を得て、上に接もし、其字を捨もして、訓べきわざなるを、悉く字にすがれりしより、且はうるさく、且はからめきて、卑くなりつるも多かり、されど今此等を改^ムんには、又然か訓べき故よしをも、ことわらずてはえあらぬわざなりければ、事の長くならんを厭て、くちをしみくちをしみ、伝のまゝに訓おきつ、

一本文の訓注に、「訓^ヲ天^ヲ云^ア阿^ヲ麻^ヲ、訓^ヲ常^ヲ云^ア登^ヲ許^ヲ」、又此ノ神名以音、以上幾字以音、又其音の上リ下リ等までも、丁寧に録シおかれたれば、必^ム其まゝ記しつべきわざなれど、今は古本新本、世にあまた流布せるがうべに、此伝さへ如此世に行はれて、訓法をも委く諭し置きたれば、こたびは右の類の訓注どもをば、皆省きて記しつ、よろづを伝にゆだねなればなり、かかる神典をうかゞへばとて、漫に神の御上を、口の端に勿かけ奉りそ、彼ノ須佐之男ノ命の、御荒の件を、記伝に説るさまに、高声に語りつゝ、即座に氣絶せし人もあり、又古字神道と称して、神の御上を、講舌^ヲ為ありきし人の、目前に恠しき罰を蒙^フれ

るをば、見つる事もありき、猶さるたゞひ世に多かりなん、近き比名たゞる学者の、わろき死させしよしのこれかれ聞えたる、若シまことならば、猶同じたゞひならん、是皆古伝の本つ旨趣を知らずして、たとへば俗間に武鑑と云物を見て、武家の格式をさだすめるさまに、神代ノ御巻を披て、神の御上を、とやかくやと口の端にかけ奉るよりの、あやまちなるぞかし、今は古き世の則を守りて、此ひが事を嚴しく禁しむといへども、あまたの人のこゝろ／＼ならんを禦くべきならねば、猶恐れつゝみて、何事の上をも、すべておほらかに申してやめり、

古事記伝考異 五巻

自筆

天理図書館蔵

袋綴、五冊。本文共紙覆表紙、堅二十八糸、横二十八糸。料紙、緒紙。字面高サ約二十一・六糸（記本文）、記伝本文一字下げ、考異本文二字下げ。細註双行。毎半葉十行。一部に切取り箇所あり。

題簽、白紙短冊（表紙左肩）に、「古事記伝考異 一」と墨書、但し、第二冊以下題簽を欠き、表紙左肩に、「古事記伝考異二（～五）」と自筆外題している。内題、「古事記伝考異卷一（～五）」と記し—但し、「卷三」の巻第を欠く—、その下に、「北畠源守部謹撰」（巻一）と自署している。本書には前掲書に見る識語なし。
その巻第編成は、

第一冊 意保牟祢（一オ～四ウ四行迄）、古伝ノ意袁武泥（四ウ五行～十オ七行迄）、神典三箇秘事（標目後補書入れ、十オ八行～十六オ終行迄）、古事記伝考異卷一 神代一（二） 伝第三（四）～三十六丁ウ終行迄一、第二冊 同卷二 神代三（～五） 伝第五（～七）～三十七丁オ三行迄一、第三冊 同〔卷三〕 神代六（～九） 伝第八（～十一）～三十七丁オ五行迄一、第四冊 同卷四 神代十（～十三） 伝第十二（～十五）～三十六丁オ終行迄一、第五冊 同卷五 神代十四（十五） 伝第十六（十七）～二十一丁オ一行迄一。

となつてゐる。

本稿本は前掲「古事伝考異」一巻の前稿本である。本稿本は朱墨補訂著しい文字通り草稿本である。前掲本は卷一のみの存巻であるが、卷一に限つて、両稿本を比較するに、本稿本も、意保牟祢、古伝ノ意袁武泥、神典三箇秘事と序説を有し、前掲本同様の編成である。本稿本の上記朱墨補訂はその極く一部を除き、前掲本の本行中に淨書されている。繕写に際し猶多少の改補も散見されるが、多く字句の訂正と叙述上の斧正にとどまるものである。前掲本の序説末の識語を欠くほか、考異本文冒頭を、本稿本が「今云」とあるを、前掲本が「弁云」と改めるなど、僅か瞥見される異同である。

従つて、前掲本は卷二以下を欠くが、若し存するとすれば、両稿本は卷二以下に於ても卷一同様な関係が想定され、本稿本は前掲「古事記考異」の前稿草本と推断される。但し、本稿本は卷三、神代六伝第八以下に於ては、上記朱墨補訂は漸次減少し、殊に記本文の附訓をすべて省筆し、且つ考異本文もやや粗なる点など、草稿本初頭の様相を提示している。「天理図書館善本書目」に、「難古事記伝初度の試みと思はれる」と誌されている如く、第一次草稿本と曰される。

猶本稿本の「意保牟祢」は末項部分に加筆訂正の跡があるが、前掲本との異同勘きを以つて省略する。
印記、前掲本同様に守部印を欠く。

備考一

本稿本は前掲「古事記伝考異」の前稿草本であるところから、その執筆も前者と隣接し、時期をほど隔てぬ頃のことであつたろうと思われる。本稿本に著者が言及する自らの著述に就いて偶目するところをひろうと、「蘆荻抄」、「難語考」、「千代古道」、「神楽歌入文」などの書名が各巻に散見される。「蘆荻抄」の呼称は既に古く、「千代古道」

も又漸次編述を重ねたる辞彙的著述であるので、ひとまず書き、次の「難語考」、「神樂歌入文」と本稿本の成立期との関聯に言及することにする。

「難語考」初篇三巻は「山響冊子」と改め、「天保二年辛卯十一月刻成」の刊記をもつて、須原屋から発刊されているが、「難語考」二篇三巻、即ち改題「鐘の響」の刊行は同じく須原屋からであるが、八年の歳月を隔て、「天保十年己亥十一月刻成」の刊記となっている。本稿本は初篇三巻を屢々言及すると共に、二篇三巻についても、例えば、卷五、神代十四伝第十六の条に、「須勢理須佐美など云言の、進む方になると、オガル闘する方になるとゆゑよしは、難語考二編第三至百二十九反対する語の例条に委ぐ出せり」と記し、板本同条当該丁数と全く同じくしている。しかば、本稿本の成立は「難語考」二篇、尠くともその板下下稿の成立時期と同時期か、それ以降と想定されねばならない。高井浩氏御調査によると、「難語考」二篇「鐘の響」の板下本は、天保九年初から、その仕上げに急ぎ、同年十一月中旬に印刷を終了したといわれる。従つて、本稿本も同九年歳暮以降のことと一応は推測されるのである。

次に「神樂歌入文」であるが、本稿本中に、卷三、神代六伝第八に、「猶此等の事は、難語考初編三音會／卷三にも弁へ、神樂哥入綾にも委くいひおけり」と真析葛につき言及している。「神樂歌入文」は「催馬樂入文」と共に、その刊行は、天保十二年九月の跋文の頃と想定されるのである。もつとも、その草稿本である天理図書館蔵「神樂歌入文」二巻は略板本に近く、本稿本に云う同書は恐らく上記の稿本を指すのであらう。同書はその解題で述べた如く、やはり「難語考」二篇との関聯で天保九・十年頃の成立と推定されるのである。従つて、本稿本の執筆も、その頃を想定するのが、最も妥当かと考えられる。

猶、そのほか、卷四、神代十三伝第十五の末に、「彼寧一山の如き奸細の賊僧をしも一大刹の開祖と仰しこそ遺恨わざなりけれ猶此事別に一冊につくりて委く弁へ置たれはこゝには省きつ」と見える。此處に云う書は、「蒙古諸軍記

弁疑」を指し、同記は卷五「人しぬ事の巻」を指すものであろう。「蒙古諸軍記弁疑」五巻は巻末に「天保十年正月十九日」の識語があり、これも上記二例と相符合するのである。

これらの例から、本稿本の成立は天保十年のことと推定してよいかと思われ、前掲書「古事記伝考異」一巻の序説奥に見える、「天保十年九月廿五日 守部筆を執て卒に草」とある記は事實上の日付を誌すものであると推定されるのであり、両稿本は踵を接して、文字通り忽卒の間に、草稿、繕写が同年中になされたのであるう。

備考二

又、本書が「稜威道別」の副次的所産であることは、今更に縷述するまでもないが、本稿本の序説中、「神典三箇秘事」冒頭に、

天、夜見（朱）、幽の、三の大道ぞ、かたしともかたき、極みなりける、此三の解ぬかぎりは、神の道も、解べき
黄泉(の事(朱))
よしあらされば、守部まだとし甘ちばかりの比ほひより、いにしへ今のあまたの説を、かたはしより見わたして
しに、ひとつもとるへき事見えず、みそち四十の頃になりては、いよゝ心いられして、大海の原に、西ひんかし
を失ひたるこゝちしつれは、せめてよるへきたづきもかなど、せんすへなくて、もろこし、西のから、遙け見え
が國に（朱）
みしの國にいへる説どもをすら、考へ合せつれど、これぞよるべと、おほしきもなかりき、かくていたつらに過
なんもくちをし、今はいかにせんとて、命をたちて、天地の神に、ねき事しつるに、皇神の御うべなひむなしか
と、
ならず、四十の末になりて(朱)ふとさとりたり、それをちからに、其とし稜威道別を出ではしまして神御典を解ことを得たりこは我が家の重きひめ事なりけれどかの談辞の意趣を明して是のみもつみあへねは、
もの遠かりなんと其入むねを(朱)、こゝに、ト再記ス(朱)、いさゝかかい採ていはよ、
と、「稜威道別」着筆に至る長い道程をいささかの誇辞をも交えながらに回顧している。所謂五条の秘説の中の最
要諦なる此範疇こそ、「稜威道別」の前身たる「温源錄稿」執筆の核心であつたのである。その解悟は四十歳の末、

文政末の頃であるというのである。「其とし稜威道別を艸せしなり」と記しているのはともかく、「温源錄稿」にはじまる「道別」の改稿は、この年、天保十年頃には漸次進展しつつあったのは同解題で触れた如くであるが、それと期を同じくして、先哲の偉業「古事記伝」への対峙は、自説の赴くところ自然の帰趣でもあつたのであろう。本稿本の序説にまず其旨をうたつて回想しているのである。「古事記考異」着筆の誘因には、「道別」執筆と共に、自らの秘説の展開の一端として自生発展したものであつたろう、と回顧の一文を附記して、その間の事情を覗うの資とするのである。

本稿〔〕は、前稿と共に、夙に慶應義塾学事振興資金研究補助と、又近時、トヨタ財團研究助成金による調査結果の一端である。記して謝意を表する。又、本調査に際し、御蔵書の閲覧・複写など種々の御高配を賜つた天理図書館をはじめ公私の諸図書機関に深謝申上げる。